

受入ID-1519990906B00057



むら機能と林業 (続)

「特別研究:農・山村社会における
農林業生産と生活の組織化方式
の確立に関する研究」中間報告

— 先進的林業地域における
生産・販売組織の展開過程 —

昭和 5 7 年 1 月



02000-00044321-6

林業試験場経営部

序 文

特別研究「農・山村社会における農林業生産及び生活の組織化方式の確立」に参加した林業試験場特別研究グループは、昨年につづいて、資料「むら機能と林業（続）」を、研究成果として提示、諸賢の御批判を願うものであります。

昨年発表の資料が、本場経営部の諸研究を中心とした、多岐にわたる内容のものであったのに対して、こゝに発表する資料は、本支場でとりくんだ、共通の統一課題「先進的林業地域における生産・販売組織の展開過程」に関する諸成果であり、とくに、各支場の研究者が共通の方法論に従ってそれぞれの地域を分析している点に、不十分ではありますがグループ研究の熱意と努力とをよみとっていたゞければ幸いです。

なお、本年も、中央大学吉沢教授より玉稿をいたゞき内容をよりゆたかにすることが出来ましたことを感謝しております。

昭和57年1月

「集落特研」事務担当 柳 次 郎

目 次

I 西川林業地域における実態と問題点	1
1. は じ め に	3
2. 農山漁村経済更生運動期における東吾野村の生産組織	3
(1) 日本経済と経済更生運動	3
(2) 東吾野村の更生運動	4
(3) 更生運動期の東吾野村の主な経済動向	6
(4) 更生運動期の林業生産・販売の成果	7
(5) 更生運動期の東吾野村林業生産組織	8
3. 林業基本法下林構事業期の東吾野の生産組織	10
(1) 日本経済と基本法林構事業	10
(2) 東吾野の林構事業導入	11
(3) 林構事業期の東吾野の主な経済動向	13
(4) 林構事業期の東吾野の林業生産販売	14
(5) 東吾野の特産物生産組合の活動	16
(6) 東吾野の特産物生産組合の組織	19
4. むすび — 両期における生産組織の異質性と同質性 —	22
付表・付図	23
参考資料	32
II 岩手県南林業地域における実態と問題点	33
1. は じ め に	35
2. 研究の目的と進め方	35
3. 対象地域の概況	37
4. 林業地域の成熟度区分	42
5. 岩手県における山村集落の過疎化段階区分	48
6. 過疎化集落における跡地森林管理の実態と対策の方向づけ	55
7. 先進的林業地域の集落を対象とした総合評価と特性区分	65
8. 林業拠点集落を中心とする林業生産組織化の実態 — 東山町 N 集落の事例 —	69

Ⅲ 熊野林業地域における実態と問題点	75
1. 調査地の選定と課題	77
2. 地域林業の展開と林業生産	78
3. 過疎集落における跡地森林管理の実態と問題	79
4. 林業拠点集落を核とした生産・販売の組織化	83
Ⅳ 久万林業地域における実態と問題点	87
はじめに	89
1. 研究目的	89
2. 地域林業の展開過程	89
3. 久万林業地域の概況	92
4. 林業経営の構造と造林の展開	95
5. 伐出生産の構造	99
(1) 素材生産	99
(2) 山元市場の現状	100
6. 木材加工業の構造	100
7. 特用林産の構造	102
8. 農林諸施策の導入状況	102
9. 地域林業・林産業の組織	102
10. 農業の現状	107
11. 過疎化段階区分のための指標と評点	108
12. 過疎化集落の抽出と実態	112
13. 調査対象山村集落の現状と問題	112
14. 過疎集落における跡地森林管理の実態と諸対策	118
(1) 過疎化にともなう森林管理の問題	118
(2) 過疎集落における森林管理の実態と対策	119
15. 久万林業地域を対象とした成熟度区分と特性区分	123
(1) 林業地域の成熟度区分	123
(2) 集落別の林業特性区分	123
(3) 集落別の総合評価	128
16. 地域林業振興のための生産と販売の組織化	128

(1) 地域経済の未来像	128
(2) 生産の組織化	129
(3) 地域農林業振興のための重点施策	130
Ⅴ 日田林業地域における実態と問題点	133
1. はじめに	135
2. 対象地域の概況	135
3. 大分県における山村集落の過疎化段階区分	143
4. 過疎化集落の実態と跡地森林管理の方向	147
Ⅵ 山村社会形成の論理	151
はじめに	153
1. 山村社会形成の構図 — その1 —	153
2. 山村社会形成の構図 — その2 —	156
(1) 家族	156
(2) 地域社会	157
3. むすび	160

Ⅲ 熊野林業地域における実態と問題点	75
1. 調査地の選定と課題	77
2. 地域林業の展開と林業生産	78
3. 過疎集落における跡地森林管理の実態と問題	79
4. 林業拠点集落を核とした生産・販売の組織化	83
Ⅳ 久万林業地域における実態と問題点	87
はじめに	89
1. 研究目的	89
2. 地域林業の展開過程	89
3. 久万林業地域の概況	92
4. 林業経営の構造と造林の展開	95
5. 伐出生産の構造	99
(1) 素材生産	99
(2) 山元市場の現状	100
6. 木材加工業の構造	100
7. 特用林産の構造	102
8. 農林諸施策の導入状況	102
9. 地域林業・林産業の組織	102
10. 農業の現状	107
11. 過疎化段階区分のための指標と評点	108
12. 過疎化集落の抽出と実態	112
13. 調査対象山村集落の現状と問題	112
14. 過疎集落における跡地森林管理の実態と諸対策	118
(1) 過疎化にともなう森林管理の問題	118
(2) 過疎集落における森林管理の実態と対策	119
15. 久万林業地域を対象とした成熟度区分と特性区分	123
(1) 林業地域の成熟度区分	123
(2) 集落別の林業特性区分	123
(3) 集落別の総合評価	128
16. 地域林業振興のための生産と販売の組織化	128

(1) 地域経済の未来像	128
(2) 生産の組織化	129
(3) 地域農林業振興のための重点施策	130
Ⅴ 日田林業地域における実態と問題点	133
1. はじめに	135
2. 対象地域の概況	135
3. 大分県における山村集落の過疎化段階区分	143
4. 過疎化集落の実態と跡地森林管理の方向	147
Ⅵ 山村社会形成の論理	151
はじめに	153
1. 山村社会形成の構図 — その1 —	153
2. 山村社会形成の構図 — その2 —	156
(1) 家族	156
(2) 地域社会	157
3. むすび	160

執筆分担

第Ⅰ章	林試本場経営部	経済研究室	小林 裕
第Ⅱ章	林試東北支場	(故) 経営部長	高木 唯夫
		(前) 経営第2研究室長	安永 朝海
		経営第2研究室	安ヶ平 精三
第Ⅲ章	林試関西支場	経営研究室長	黒川 泰亨
第Ⅳ章	林試四国支場	経営研究室長	都築 和夫
第Ⅴ章	林試九州支場	(元) 経営研究室長	柳 次郎
		(前) 経営研究室長	久田 喜二
		経営研究室長	安永 朝海
第Ⅵ章	中央大学教授		吉沢 四郎

I 西川林業地域における実態と問題点

1. はじめに

課題に対するここでの分析のとり組み方への接近についてまず述べたい。

生産・販売組織の展開過程を、ここではとくに生産に重点をおきながら、昭和7(1932)年を中心とした農山漁村経済更生運動期と、昭和39(1964)年以降の林業基本法施行に伴う林業構造改善事業期における生産・販売組織の発展の特質を対象としたい。何故なら明治以降いくつかの特色ある発展期はあったが、国家的規模の経済事業が山村地域に下りた時代は、この2つであり、これは山村経済変化の画期の時期であった。この山村、林業の攪拌要因と先進的林業地域の生産組織の関係、特質の把握をしたいからである。

従来生産組織というとき、生産の資本、労働、土地の要素の組合せ様式をいったが、最近¹⁾は経営や作業を組織的に受託する生産集団等の組織のことをいっており、ここではこの後者のことを組織として意味したい。

先進的林業地は、西川林業地で350年の人工林化の歴史をもつ現飯能市東吾野地区(昭和31年9月の町村合併まで埼玉県入間郡東吾野村)を調査対象とした。

2. 農山漁村経済更生運動期における東吾野村の生産組織

(1) 日本経済と経済更生運動²⁾

農山漁村経済更生運動と経済、政治の関係を概観したい。昭和4(1929)年アメリカでおきた世界恐慌は、間もなく日本経済に波及した。これより以前の日本国内にあっては、既にきびしい不況下にあったから、これらが相乗して一層深刻な経済状態になり、いわゆる昭和恐慌となった。

1) 柏祐賢、坂本慶一編著「戦後農政の再検討」(ミネルヴァ書房、昭和53年1月)P123

2) 「日本農業年報、第1～10輯」(お茶の水書房、昭和7年～11年)

渡辺全「日本の林業と農山村経済の更生」(養賢堂、昭和13年1月)

森武磨「日本ファシズムの形成と農村経済更生運動」(「歴史学研究別冊、昭和46年10月」)

高橋泰隆「日本ファシズムと農村経済更生運動の展開」(「土地制度史学、第65号」、昭和49年10月)

安藤良雄「日本経済政策史論下」(東大出版会、昭和51年3月)

日高、大谷、斎藤ほか「マルクス経済学、理論と実証」(東大出版会、昭和53年1月)

西田美昭「昭和恐慌下の農村社会運動」(お茶の水書房、昭和53年12月)

東大社研「ファシズムと民主主義」研究会「昭和恐慌」(東大出版会、昭和53年12月)

安藤良雄「両大戦間の日本資本主義」(東大出版会、昭和54年1月)

長原豊「1932年『農村救済請願運動』の特質」(「農業経済研究、52巻1号」、昭和55年4月)

等によった。

この場合わが国では、とくに農林業に鋭く恐慌的側面があらわれた。農林産物価格の暴落、農林業従事者の失業等である。林業についてみれば、農林家負債問題、林業の新たな振興、山村住民の雇用問題であった。

政府は農村救済請願運動等の中で、農業恐慌対策を打ちださざるをえなかった。恐慌の直接的救済策は時局匡救事業であったが、これには2つあり、第1が財政上約80%を占める救農土木事業であった。内容は農山村振興道路事業を中心に、開墾事業助成、河川改修、治山治水、港湾改良等であった。第2は財政的に10%にみえない農山村経済更生計画であり、自力更生運動の呼びかけであった。内容は、土地分配の整備、土地利用の合理化、農村金融の改善、労力利用の合理化、農林業経営組織の改善、生産費ならびに経費の節減、生産物の販売統制、農業経営用品の配給統制、各種災害防止および共済、生活改善節約実行であった。計画は民間では産業組合と農会が中心的な担い手であった。そしてこの2つの事業は土木事業の方は財政予算がつつかず短期間行われたのみで竜頭蛇尾に終わった。経済更生運動は予算は少なかったが、精神運動として第2次大戦までつづいた。

この経済的意味は、満州移民等による侵略、排外主義等の色々な意味合いがあるが、経済更生運動にしばって特質を考えたい。第1に、この運動の指導、監督体制が上からの、官制的に大げさな割に、実行内容は貧弱であって、ついに精神更生=自立更生を強調するに至った。第2に、第1とも関連はあるが、官僚支配の共同体制秩序維持の再編強化である。

要するに農山村村落共同体が破れ、かねてよりその内部対抗が激化してきていたのであり、それは当時の軍部、資本の一国支配の根本にかかわる危機として意識された。従って体制の危機打開の方向は、日本資本主義が国家独占資本主義への移行、階級協調主義を一段と強化した点と結んだファシズムと軍国主義=外外侵略の強化であり、その農林業版が農山村経済更生運動であった。

(2) 東吾野村の更生運動

旧東吾野村(以下東吾野村と略す。)は西川林業地方の中で、古くから最も林業経営が堅実に行われている地域である。西武鉄道池袋線の池袋駅より約1時間半、東京の西北58kmの地点にある。現在面積は1,981ha、田0.04ha、畑580.5ha、山林原野1,462.09haである。人口2,446人、戸数588戸である。東吾野村は昭和7年に第1回目の経済更生村として指定を受けたが、この村にとって更生運動に関係した前史がある点が特筆される。当時村は景気不況の深刻化とともに、失業が続き、農林家の借財はふえ、人心はすさんできていた。村当局は原因を経済の貧困にあるとし、産業を振興するのが先決と考えた。従って、昭和5('30)年東

吾野産業振興会を設立して、各部落より1名、計10名の委員をあつめて、農事、畜産、林業、養蚕、副業の5部に配置して、事業をおこした。このことは非常に村民の賛意をえることになった。この折、国策上の経済更生運動もおき、東吾野村は入間郡内5カ村の1つとして農林省の指定を受けたのであり、東吾野の産業振興の事業は農山村更生運動の全国的先駆を切ることになった。¹⁾

そこで村当局は農会技術員を更生委員会事務局員に要請し、村推進母体を作った。そして7年11月に東吾野村経済更生委員会を成立させた。8('33)年4月全村民協議会を開き、その発会とした。更生計画は、村更生委員会の下に、教養、農事、畜産、林業、養蚕、副業、経済、生活改善の8部をおいたが、先の産業振興会の事業組織に、政府の更生計画の新たな組織を加味したものとした。各部には部長、副部長ならびに各部委員で、部落毎に選出をして組織した。²⁾

第1表 東吾野村経済更生委員会役員(昭和8年4月)

役名	氏名	部落	職業	山林面積 (台帳)	備考
会長	町田 重太郎	上平戸	村長、農林業	8	部員19名
副会長	浅見 保太郎	市場	助役、木材業	5	
幹事長	石田 弥重郎	下白子	農会技術員	3	
教養部長	岡田 要作	(吾野村)	学校長	2	
" 副部長	大沢 久三	阿寺	教員、林業	12	
農事部長	栗原 信一	嵐影	農林業	30	
" 副部長	大野 松介	下長沢	軍人、農業	2	
畜産部長	小林 義彰	西組	養豚組合長、郵便局長	20	
" 副部長	棚倉 浦吉	上白子	材木商	2	
林業部長	落合 清作	新田	林業	9	
" 副部長	井上 源三	下平	農業	3	
養蚕部長	橋村 喜助	上白子	商業	6	
副業"	町田 万吉	西組	農林業	5	40
経済"	井上 正太郎	東組	林業	40	
生活改善"	高野 卯八	下平	農業	1	

注 「石田弥重郎自叙録」により作成。

1) 石田弥重郎「東吾野郷土史」(東吾野郷土研究会、昭和45年8月)P.279

2) 浅見幸一郎「石田弥重郎自叙録」P.47

下白子、上白子、下平戸、上平戸、市場、中組、新田、間野、東組、西組、坂組、下平、中峰、久ノ本、下長沢、瀬尾、八徳、風影、阿寺の19部落に部落毎に更生組合をおいた。この更生組合より選出された委員を各部の計画実行に参画させた。更生委員会の構成は第1表の通りである。これによって見ると、役員は各部落からでて、山林面積が台帳面積10ha前後程度から1haまでのものが多く、ことさら村内の大所有者が多く占めるという事ではなく、つまり小所有者であって、部長は篤林家が多い。職業は村内の自営の農林業が多い。

従来、村では部落を行政の伝達機能として用いていたものを、更生運動事業に際して、更生運動事業の機能を十分に果せるように、部落を一層家族的結合させて用いるようよびかけた。

東吾農村経済更生委員会は日支事変、太平洋戦争へとわが国の戦争経済への進展とともに、その性格は国内農林産物生産確保、労働力確保と戦争遂行の手段として変質¹⁾していくようになった。しかし東吾野の農業、林業、経済を進めていく立場と委員会の主な役員の顔ぶれは余りかわらなかった。この点について「東吾野村経済更生委員会規程」と「部長及び副部長氏名」を付1として付した。また付2に昭和12(1937)年の更生委員会の年間の活動を示しているが、管理的活動以外には、林業の活動が多くなっていることがわかる。

(3) 更生運動期の東吾野村の主な経済動向

昭和初期の経済は養蚕、機織業、林業が中心であった。現金収入は養蚕、家内繰糸、生絹製造によっていたし、木材、林業労働にたよっていた。企業収入は林業経営や木材生産及び販売であった。

第2表 東吾野村重要農林産物生産高(昭和7~20年)

年	品名	米	麦	蒟蒻	蕎麦	絹織物	生糸	用材	薪炭材	木炭
昭和 7		石 56	石 569	メ 2,100	メ 14,170	反 30,708	メ 708	石 18,800	棚 540	メ 32,904
10		62	719	5,550	12,410	35,056	700	21,519	655	60,720
12		68	776	6,209	14,073	?	354	20,358	540	53,320
17		105	1,230	6,132	11,436	27,344	?	22,965	160	80,909
20		30	1,110	1,779	5,230	?	?	20,300	475	44,882

注 東吾野村役場所蔵、農林省及び県統計表控より作成。

その後、たとえば昭和11年の各部落別の経済動向は付3に示したが、第2表は経済更生期を適宜に区切って、東吾野村の重要産物の生産高を一表にしたものである。これで分る事は、

1) 「更生月報、第39号」(昭和14年3月) P.1

米麦は昭和17年までは増えてきた。蒟は連年生産低下し、当然絹織物と生糸の農山村工業生産物の生産量は低下してきたのに対し、用材生産は次第にその量を増加させ、10(1935)年から2万石(5566m³)を上廻っている。薪炭材は多少低下きみだが、木炭生産も同様に17年まで増加の傾向である。

たとえば生産額を昭和12年の統計でみると、農業106,990円、畜産25,965円、林業114,610円、農村工業112,463円、合計360,028円であり、1戸あたり800円、1人あたり142円であった。1位木材、2位絹織物、3位蒟、4位豚で、6位が木炭の順であった。

村の上層は林業経営、中層以下は、養蚕業及び林業労働に従事した。また、村経済は乏しく、旦那と一般農民の差別は封建遺風として戦後まで明らかに残っていたが、極端な対立関係はなく、割に人情は暖かった。これは本村に士族はおらず、大富豪もなく、他に比し、比較的経済基礎が一定していたためである。

更生期には主な以上の産物の他に、副業用として割箸、下駄、兎毛皮加工、醤油製造等多種にわたったが、要するに農、工業や木炭生産を縮小し、かわりに林業経営に力を入れたのであった。

(4) 更生運動期の林業生産・販売の成果

では林業を中心に更生期にいかなる対策がとられたか。その前に明治中期は人工林面積は山林の $\frac{1}{3}$ 程度で、他は新炭林で、製炭用資材にむけられていた。

さて更生期の山林面積は749haで、うち人工造林は約600haだった。ここで従来なおざりにしていた林業経営を改善することにした。すなわち苗木の自給、品種改良、挿木苗生産、下刈、枝打、間伐、材質改良を推進した。このほかクリ、ウルシ、シイタケ栽培を導入した。以上の中にはその時だけに終わったものもあるが、多くは現在まで続いている。また薪炭生産では従来白炭1本の生産であったのを、黒炭生産に切り替えた。これらの計画は当初困難だったが、更生委員会林業部にあつて、スギ、ヒノキ苗の共同購入、村有林の管理、間伐材の共同販売等いわば共同事業によって一定の成果をあげた。現在でもとくに間伐に対するこの当時の普及が定着したという評価がある。またさらに東吾野村の経済更生運動による林業生産への特質²⁾にふれよう。①元来この地方は優良材生産の地域ではなかったが、今日ではこの地方が優良材生産技術の地方となっており、東吾野村の更生期における林業技術の熱心な指導が

1) 大内晃「森林施業の実態と其の検討—東吾野村」(林業試験場、昭和27年2月) P.11。

2) 日本林業技術協会「林業技術史、第1巻」(日本林業技術協会、昭和47年3月) P.222。

実を結んだとも考えられる。②東吾野村のこの期の集約施策はやがてこの地域全体に普及されたと考えられる。

(5) 更生運動期の東吾野村林業生産組織

当時の林業生産振興の方向は、村行政執行部が、適任者をえて、更生委員会を企画、運営した。この点は少しふれたのであるが、具体的にのべたい。先ず昭和5年3月加藤村長と木材業の浅見保太郎は東吾野産業振興会をおこした。間もなく経済更生指定村となった。この時加藤村長と浅見保太郎に推され更生委員会の事務局に農会技術員、下白子部落の石田弥重郎がなった。以後石田を軸として強力に動き出した。委員会構成メンバーは前述の通りであったが、具体的に部落にいかん事務局から伝達されたかである。これが更生期の生産組織に深くかかわっていると考えられる。そして更生委員会の具体的指導は各種産業に及んだ。林業の生産組織を考える場合も、全般的なこの組織と同様に考えられるので、更生委員会全体の構成、組織をみたい。

生産組織とは、更生委員会がきめた当初更生組合といい、12年に農事実行組合と改組した各部落毎の下部組織のことである。第3表に12年末の農事実行組合の一覧を示してみる。実行

第3表 東吾野村農事実行組合一覧(昭和12年末)

組合名	組合員数	組 合 長	同 左 職 業	同左山林面積 (台帳)	備 考
下 白 子	23名	都 築 寿三郎	農林業	3ha	
上 白 子	31	" 義 助	農 業	4	
下 平 戸	23	須 田 保太郎	学校長	19	
上 平 戸	18	町 田 文 吉	養蚕指導員	1	
市 場	29	小 林 興 平	商 業	1	
中 組	16	井 上 理 一	農林業	2	
新 田	15	加 藤 佐太郎	"	5	
間 野	19	大 沢 仁 三	"	5	
東 組	16	竜 口 万 蔵	農 業	1	
西 組	12	小 林 義 彰	郵便局長, 県議	20	
坂 組	19	大 野 寛	会社員	10	
上 井 上	57	高 野 卯 八	農 業	1	
下 長 沢	29	大 野 伝十郎	林 業	120	
瀬 尾	28	大 野 光 三	"	40	
八 徳	27	小 峰 泰 助	農 業	3	
風 影	32	栗 原 信 一	助役, 林業	30	
阿 寺	17	大 沢 久 三	学校長, 林業	12	

注 「更生月報, 第25号」(昭和13年1月) P.3

組合長はおよそ部落の代表の位置を占め、部落なりの家柄と経済的基盤のあるもの、すなわち各規模の山林所有者、とくに長沢では篤林家が選ばれている。各部落には区長、区長代理もいる。この区つまり部落の任務は部落での行政的な連絡、意見の取りまとめであり、農事実行組合は、更生運動に關しての連絡、意見集約を任務とする。そして区長は任期2年でおおむね2期つとめ、農事実行組合長は同じく2年の任期だが、おゝむね2〜3期連続して任期がある。

先述の林業生産の問題を部落におろし、そこで生産に指針を与えるにしても、部落のこの実行組合は組合長を通じて、さらに隣り組という5人組へ下す。たとえば下白子では次のようである。下白子は23戸だが、4つの隣り組は平組8戸、北ヶ谷組6戸、南組5戸、原組4戸である。また風影の隣り組は32戸あって、東上組5戸、東下組5戸、中上組4戸、中下組6戸、西上組6戸、西下組6戸となっている。経済更生委員会連絡事項、取りきめ事項があると、隣り組の当番のものにつたわり、当番が各戸をまわり、または寄り合いをしてきめる。部落組織の末端はこの隣り組という5人組であった。

育林、撫育、管理の生産組織については、東吾野村で最も多くみられる10ha前後以下の一般的林業の形、いわば自家労働を中心とする農民的育林労働の形、すなわち経済更生期には部落や隣り組を基礎として林業労働と結合させた形で生産組織が存在した。

この他大規模林業は常雇を1, 2名用いた労働形態による生産組織であり、中規模林業は自家労働と臨時に1, 2名程度を雇用して生産を組織する形もあった。

伐出生産の組織も、在村の木材業者(素材生産業者)が3名程度あったが、部落を中心に配下の労働者を集めて生産する形をとった。

従って東吾野村の更生運動期の生産組織はとくに共同的な組織でなく、個人的な形で行われ、技術の伝達、生産の受託等については村更生委員会とその部落組織である農事実行組合であり、部落最末端は隣り組であった。村の経済更生運動指導部は生産組織強化をはかるため農事実行組合の結束を部落員の家族的結合に迄高めるように強く求めたのであった。この結果村の林業生産力は全体として高まった。また他の産業もそれぞれ生産力が強められたのである。

このようにして更生委員会を中心に一丸となって高揚した生産は、隣村から東吾野村は勘定高い村と批判されるまでにいたった。その折埼玉県経済部の勧告もあって、白子の経済更生委員会事務局幹事長石田弥重郎や木材業で12年3月から村長に推された浅見保太郎が中心となって、12年報徳運動を更生運動に導入することになった。これは勤勞、分度、推讓の徳をおしえた。このため従来の農事実行組合を報徳農事実行組合と改称した。しかし更生運動に対しては、精神面から補強する形となったものであり、全村には広がらず、経済的には、更生運動

に影響を与えるに至らなかった。従って更生経済委員会 — 農事実行組合が東吾野村林業生産組織の中心だったといえよう。

3. 林業基本法下林構事業期の東吾野の生産組織

(1) 日本経済と基本法林構事業¹⁾

林業基本法は昭和39年に施行されたが、経済更生期の終焉期からその間約20年たっている。この間の日本経済と林業の動向を簡潔に整理しておこう。20('45)年から24('49)年位までは戦争経済が終息し、物資が極端に欠乏した時代であり、従って物資、物価統制のきわめてきびしい時代であった。林業は復興、駐留軍用の龐大な木材需要、戦時中の過乱伐による森林の荒廃、これらは従って森林資源の危機につながった。しかし朝鮮事変ごろから、次第に回復のきざしが見えてきた。やがて36('61)年ごろより国は重化学工業を中心にした強力な高度経済成長政策をとった。木材需要が急増し、その需給の均衡は崩れるに至った。そして37('62)年木材価格安定策として外材が大量に輸入されはじめ、木材港湾施設も建設され出した。戦後の林政の発展の中で、31('56)年から15年位が高度経済成長の時にあたり、それは従来の資源政策でなくて、経済政策を中心にしようとするものであって、この期に林業基本法の事業期が位置されるのである。

さて、林業基本法は36年6月の農業基本法公布後3年して公布された。この時期に何故この法律が実施されなければならなかったか。日本資本主義と農、林業基本法の関係をみたい。

30('55)年、先のように資本主義はかなり戦前のテンポに回復してきたが、昭和35('60)年池田内閣は国民所得倍増計画をたてた。ここに日本資本主義の新たな段階、すなわち高度経済成長政策という経済合理主義を貫く独占資本の高度蓄積の過程に入ったのである。

1) 農林業基本法と林業構造改善事業の主な参考文献は以下の通りである。

梶井功「基本法農政下の農業問題」(東大出版会、昭和45年3月)

倉沢博編著「林業基本法の理解」(日本林業調査会、昭和45年4月)

永原慶二編「日本経済史」(有斐閣、昭和45年10月)

三橋時雄「戦後の日本農業の史的展開」(ミネルヴァ書房、昭和50年4月)

柏祐賢、坂本慶一「戦後農政の再検討」(〃 昭和53年1月)

林業構造研究会編「日本経済と林業・山村問題」(東大出版会、昭和53年3月)

井野隆一「戦後日本農業の変遷(1)」(東研、昭和54年4月)

暉峻衆三、東井正美、常盤政治編著「日本農業の理論と政策」(ミネルヴァ書房、昭和55年4月)

これはGNP第1、電気、化学工業用機械、金属工業用機械、兵器、家電、自動車、造船、石油化学、鉄鋼の各種工業、つまり重化学工業、大企業最優先、労働力流動を経済の基幹とするものであった。このため農山村部の労働力、住民の過疎化、逆に都市部の人口の過密化現象が露呈し、公害は発生した。

このため、農業基本法では農工間所得格差の是正にありとし、また零細農耕を改善し、自立経営の育成のため生産の選択的拡大と構造改善が政策目標となった。

しかしながら資本は国内の底の浅い購買力では存立しえず、いきおい工業製品を輸出にもっていくしか高度蓄積することができないのであり、すなわち貿易自由化体制下での日本資本主義の再生産=蓄積構造それ自体の展開によって、見返りに農、林産物を相手国より輸入しなければならず、これは国内農林産物に競合の位置を与え、結局農、林業危機がきわめてきびしく到来したのである。

林業にとっては、この高度経済成長体制は、国有林の木材資源増産、外材依存、民有林を中心にした基本法林政であった。このことは木材の低価格大量供給であり、安上り林政、低賃金労働者の山村からの労働力流出化であった。林業基本法は当初農林家による合理的な家族経営林業育成を目標にしていたが、実施にあたり、家族経営林業の解消、縮小に移行し、森林組合を事業体にして、林業生産を合理化し、林業構造を再編したのである。

林業基本法の中心的事業は林業構造改善等である。これは事業費の70%を生産基盤整備すなわち林道建設に投入し、20%を資本装備の高度化、すなわち集材機や刈払機、自動車等の森林組合で用いる施設に投入した。従って、林業構造改善の最も基本的な意味をもつ経営基盤の充実、すなわち入会林野近代化とか、林地の集団化等の事業は殆んど行われなかった。

(2) 東吾野の林構事業導入

東吾野を含む飯能市は44('69)年度から3カ年の第1次林業構造改善事業の指定をうけた。事業の大要は、先ず経営基盤の充実の事業として、分収造林の促進と林地流動化の促進がある。次に生産基盤の整備の事業として林道の整備拡充がある。さらに資本装備の高度化の事業として、素材生産施設の設置、造林施設の設置、樹苗生産施設の設置があげられる。第4に早期育成林業経営の促進事業によって、林地肥培経営による育林方法を改善しようとした。第5に協業の推進の事業が、通信連絡施設および調査測量器具の設置と協業の推進計画樹立によって進められた。最後に栗生産施設の設置事業が、早期現金収入のために講ぜられたのであった。

これらの事業の主な施行主体は飯能市森林組合である。飯能市森林組合は旧飯能、原市場、

東吾野、吾野森林組合を44年7月合併したものであったが、東吾野森組は指導部関係のみ合併し、同組合の製材部関係は東吾野森林組合として旧来のまゝ独立していた。即ち46(171)年から東吾野森林組合事務所には飯能市森林組合東吾野支所と東吾野森林組合と2つあることになった。この点は、林業構造改善事業が地方自治体を通じて指定され、かつ施行主体が主に単位森林組合という建前から、この地域では、林構事業に対し満腔の協力関係をのぞむという点に対してはいささか十分でない形であられた。東吾野での第1次林構事業は、林道敷設と栗生産組合の施設設置であった。飯能市森林組合は飯能、原市場、東吾野、吾野地域に公平に事業が入るように計画した結果、東吾野には原市場へ越える全延長2,674mの長尾坂野口入線の東吾野部分1,870mが44、45(170)年度敷設された。これは巾4mで事業費約29,130,000円であつた。この中東吾野地元受益者負担は約14,570,000円である。この具体的事業の進め方としては、飯能市森林組合が直接事業を進めたのであるが、東吾野森林組合にも協力を求め、円滑に林道が建設されるよう配慮した。東吾野森林組合は積極的にこの建設に協力したわけではなく、冷静な態度でのぞんだ。作業にあたっては飯能市森林組合が入札を行い、埼玉県東松山市の伊田組が落札し、常用作業員12～3人を現地へ会社から毎日送迎して進めた。従って東吾野には例外的に極少の者が作業にでたとどまった。要するに林構事業の生産基盤事業として林道の拡充建設にあつては、東吾野として、受益者に林業生産上利益があること、受益者の負担金が少ないこと、原市場との部落通行をかねた多目的林道利用を期待したこと、東吾野病院への通院患者の拡充を図ろうとしたことであり、林道作業には極少の雇用機会を与えたにとどまり、この事業により東吾野の林業生産組織への影響は極めて少なかったと考えられる。

次に栗生産組合についてである。東吾野井上にある平栗生産組合は39年に発足した。現在の東吾野森林組合長である井上峰次氏が囑目されて、10年間栗生産組合長をつとめた。この生産組合の事業の拡張に伴い、飯能市の指導のもとに45年9月林構事業の適用を受け、施行主体となった。1,174,916円の資金で倉庫兼作業用建物1棟、給水施設一式、薬剤撒布機、選果機、刈払機、脱粒機各1台を設置し、栗生産組合の従来の設備の不足を補った。資金の中、自己資金は176,238円であつた。つまり平栗生産組合の場合、林構事業の導入で新しく栗生産組合が設立されたというのではなく、先にできていた組合の施設を林構資金により補ったのである。

このように東吾野の林業構造改善事業の導入は、行政的、組織的なワクの問題もあり、ダイレクトに導入しにくい面があつたにしても、この国家的事業実施の時期に東吾野の生産、販売

の組織がどのようなものであつたかをみることができる。

(3) 林構事業期の東吾野の主な経済動向

林業の生産組織に入る前に、簡単に39年位から50(175)年近くまでの、林業構造改善事業期における東吾野産業経済にふれておきたい。

先ず農業であるが、これは東吾野でもこの時期に簇生してきたクリ生産以外は殆んど変化がみられない。総販売額は35年は12,997千円だったが、40(165)年に12,820千円となり、45年には15,245千円となった。作目は馬鈴薯、甘藷、里芋、キウリ、ナス、白菜、玉ねぎ、大根、人参、ごぼう、小豆、ササゲ、レタス、ホウレン草、トマト等であり、林構期にむけてクリ、シイタケ、ブドウ、ユズ、花木の生産があつた。このうち45年は40年に比し240万円の増加だが、これは後述のクリ生産であつた。これ以外には以前から養蚕農家が3戸、酪農家が1戸あるだけで、クリ、ブドウ、シイタケ生産の林構期の導入作目を除いては変化は殆んどみられない。

高度経済成長を背景として、いわゆる農山村工業が東吾野にどのように滲透したか。農、林業を除いた、家電部品製造と製鉄所が3戸できただけであり、商店は約10戸で変化なく、サービス部門の飲食店は5戸、民宿は2戸であつて、僅かふえた。ともかく、農山村工業化はそれ程でないことが分る。

次に職員労働、賃金労働を含めて東吾野の労働する人口は戦後随分多くなっている。林構事業期の農、林家からの恒常的職員勤務、恒常的賃労働勤務、人夫・日傭の数は、世界農林業センサスによれば、35年農林業人口2,167人に対し約641人(34%)、40年1,861人に対し717人(39%)、45年1,438人に対し669人(47%)であつて、10年間に農林業人口に対して著しく賃金労働によるものがふえている。

さらに、首都圏の至近距離にある点から、東吾野の農、林地の宅地化はどうか。西武鉄道秩父線の高麗駅付近に45年当時大手交通資本による大型住宅団地が造成された。その場合林地を宅地並み価格で購入した。しかし林地の宅地化による林地放棄は東吾野へは波及せず、個人的な宅地化が僅少でたに止つた。東吾野の有力な育林家は集团的宅地造成、工業団地の開発には一致して強く反対している。理由の1つには、東吾野以外の新住民により東吾野の質実な生活感覚を攪拌する作用をもたらすだろうと考えるからである。この点東吾野が近隣と異なるものの1つである。中、小規模の、かつ古くからの質実な合理的農、林業経営をはかるには、資本の無責任な林地取得を阻止することは先見の明があろう。

(4) 林構事業期の東吾野の林業生産・販売

林構事業期の東吾野経済構造の特徴を以上でみたが、この条件の中に東吾野林業生産が存在している。飯能市、名栗村、日高町、毛呂山町、越生町の林業は西川林業地といわれているが、この林業地の中での東吾野地域は面積、人口とも極めて小さい。すなわち全地域の林野面積21,634ha中7.8%の1,692haであり、人口は全体123,734人中の1.9%で2,404人である。しかし林野率は名栗村について2番目で86%である。

このような条件での東吾野が西川林業地の中において最近どのような生産を辿ったかを見たい。

第4表 西川林業地の木材生産

市町村	年度	昭和30	39	42	48
		m ³ %	m ³ %	m ³ %	m ³ %
名栗村		21,769 (47.4)	16,760 (35.2)	12,190 (26.5)	14,100 (32.2)
飯能市	旧原市場	4,005 (8.7)	6,000 (12.6)	7,360 (16.0)	6,800 (15.6)
	〃飯能	3,572 (7.7)	3,800 (8.0)	6,200 (13.5)	5,300 (12.1)
	〃東吾野	2,609 (5.7)	4,000 (8.4)	5,200 (11.3)	3,800 (8.7)
	〃吾野	7,200 (15.7)	9,100 (19.1)	7,500 (16.3)	4,750 (10.9)
日高町	〃高麗	643 (1.4)	1,850 (3.9)	780 ()	3,900 (8.9)
	〃高麗川	302 (0.7)	210 (0.4)	560 ()	
毛呂山町		1,347 (2.9)	3,150 (6.6)	1,680 ()	1,080 (2.5)
越生町	旧越生	1,175 (2.6)	145 (0.3)	940 ()	4,000 (9.1)
	〃梅園	3,343 (7.2)	2,645 (5.5)	3,580 ()	
計		45,965 (100.0)	47,660 (100.0)	45,990 (100.0)	43,730 (100.0)

注) 1) 昭和39年以降の生産には西川材以外の材も含まれていると思われる。

2) 町田金録「良質材の生産技術と流通に関する調査研究」(埼玉県林業試験場業務成績報告, 第18号(昭和51年11月))による。

第4表は木材生産量であるが、30年には2,609m³で西川全体の5.7%を占めていたが、39年には4,000m³で8.4%、42('67)年には5,200m³で11.3%となった。48('73)年には3,800m³で8.7%となって、39年当時にもどった。

次に造林面積を第5表によってみたい。

第5表 西川林業地の造林

市町村	年度	昭和30	39	42	48
		ha %	ha %	ha %	ha %
名栗村		89.53 (24)	109.07 (21)	51.06 (20)	68.05 (27)
飯能市	旧原市場	40.04 (11)	73.00 (14)	45.00 (18)	33.58 (13)
	〃飯能	32.28 (9)	75.00 (15)	26.74 (11)	24.13 (10)
	〃東吾野	34.78 (10)	47.29 (9)	20.96 (8)	23.75 (10)
	〃吾野	85.57 (23)	100.11 (19)	47.37 (19)	43.53 (17)
日高町	〃高麗	8.64 ()	24.33 ()	6.24 ()	15.38 ()
	〃高麗川	2.05 ()	3.06 ()	1.10 ()	
毛呂山町		30.15 ()	45.09 ()	18.48 ()	11.69 ()
越生町	旧越生	5.82 ()	6.37 ()	3.04 ()	31.50 ()
	〃梅園	38.68 ()	32.74 ()	32.73 ()	
計		367.54 (100)	516.06 (100)	252.72 (100)	251.61 (100)

注 第4表と同じ出所による。

39年に47haだったのが、42年21ha、48年に23.75haとなり、39年以降は低下しているのは、伐りびかえと新規造林が余りない程造林してしまったことがあげられよう。

第6表は製材工場であるが、小さな地域にしては、32('57)年に3戸だったのが、43

第6表 西川林業地の製材工場

市町村	年度 馬力別 工場数	昭和32			43			50		
		10H以下	10~30H	30~50H	10H以下	10~30H	30~50H	10H以下	10~30H	30~50H
名栗村		% 5 (9)	% 22 (6)	% 	% 1 (6)	% 3 (6)	% 3 (9)	% 7 (8)	% 2 (5)	%
飯能市	旧原市場	7 (12)	33 (9)	3 (50)	3 (18)	13 (25)	4 (12)	18 (21)	7 (18)	4 (80)
	〃飯能	27 (47)	14 (40)		5 (29)	15 (28)	16 (48)	22 (26)	17 (43)	
	〃東吾野	2 (4)				4 (8)		7 (8)	2 (5)	
	〃吾野	3 (5)	4 (11)			5 (9)		2 (2)	1 (3)	
日高町	〃高麗	2 ()	2 ()		1		3 ()	}10 ()	}2 ()	
	〃高麗川	1 ()	2 ()		4					
毛呂山町		1 ()	4 ()		2		5 ()	5 ()	()	
越生町	旧越生	1 ()		2 ()	1 ()	2	2 ()	}13 ()	}7 ()	
	〃梅園	8 ()	4 ()		7 ()	4				
計		57 (100)	35 (100)	6 (100)	17 (100)	53 (100)	33 (100)	84 (100)	40 (100)	5 (100)

注 第4表と同じ出所による。

(' 68) 年には 10 ~ 30 H の規模になり、4 戸あったが、50 (' 75) 年に全体で 9 戸になり、小さい 30 H 以下がふえた。

これから、東吾野の林業は地域の小さい割に活力ある生産活動を行っていることが分るが、47 (' 72) 年頃を境にして下降している。林構事業期の影響ではなく、低経済成長への変化による木材需要の減少の為であろう。

林構事業期における林業生産の組織については、当然東吾野森林組合が考えられる。この組合は以前より製材部をもっていたが、材価低迷する中にも、指導事業として苗木自家養生や林地肥料の奨励を行っている。林産事業は 47 年の場合、原木製品手持素材 620 m³、製品 175 m³、また同年の取扱量は立木と素材で 1,890 m³、前年度繰越素材 594 m³、同製品 181 m³ であり、生産額は各製品、薪、チップ等合計 88,847,769 円で、当初計画をはるかに超えた。

この組合員は 235 名、出資金は 675 万円で小さいものであるが、第 7 表でみる通り、固定比率、総資本利益率、自己資本構成比率算、県下及び全国に比しすぐれている。これはこの年度だけのことでなく、景気には左右されつつも、県下で堅実な歩みをつづけている。また賦課金は徴収せず、かつ配当金もほとんど例年 5 % を上廻っている。ただ生産の組織は森林組合と組合員の強い関係によるもので、更生経済時のように全村一致でなくなった。

ここでは、森林組合の生産組織は以上にとどめておき、クリ生産組合の生産組織を詳しくみてみたい。

第 7 表 昭和 47 年度東吾野森林組合経営指標比較

指標	組合	東吾野森林組合	埼玉県森組連	全国森組連	備 考
流動比率		122	100	100	
固定比率		51	99	327	
総資本利益率		+3.6	+1.4	+0.7	
自己資本利益率		+18.9	+22.0	+8.2	
自己資本構成比率		19.2 %	6 %	8 %	

注 「昭和 47 年度東吾野森組事等報告」及び全森連のききとりによる。

(5) 東吾野の特産物生産組合の活動¹⁾

高度経済成長の進展に伴い、39 年東吾野には他に下白子観光クリ園が 10 名の規模でできたが、これと平クリ園に一層影響されて、個人生産の 10 ~ 15 本植栽の小さいものが 40 人

1) 葦原孝徳「技術信託で成功・奥武蔵のくり拾い園」(「園芸情報」第 303 号)〔昭和 47 年 9 月〕によるところが多い。

位で、これらは販売面を農協の中に出荷組合を作り、それにゆだねることにした。さらに出荷組合は、平クリ生産組合に一括して販売することになった。ともかく、平地域の中で畑地を提供し、林構事業を導入してまとめ、しかも東吾野の中で最も大きな規模のものがここでとる上げる生産組合の活動になる。

平生産組合は 39 年 12 月 4 日クリの集団栽培、販売とこれに関連する事業を行い、協業による生産性を高めることによって、組合員の利益と親睦を図り、また地元の産業振興に貢献することを目的として設立された。なおこの生産組合の規約を付 4 に示した。

平にある遊休畑地を有効に生かし、農家所得をえようという県普及所の示唆と指導もあって、平地区の 35 人の畑地所有者が畑地と原野を提供し、3.3 ha を 1 枚の連続したクリ園地とした。

この生産組合は完全協同経営で、各組合員は経営権を組合に委任した。組合は有能な技術者(管理主任)に経常的な管理をまかせている。販売は飯能市内のクリ供給と合わせて、産地直売(クリ拾い、沿道直売)方式を採っている。

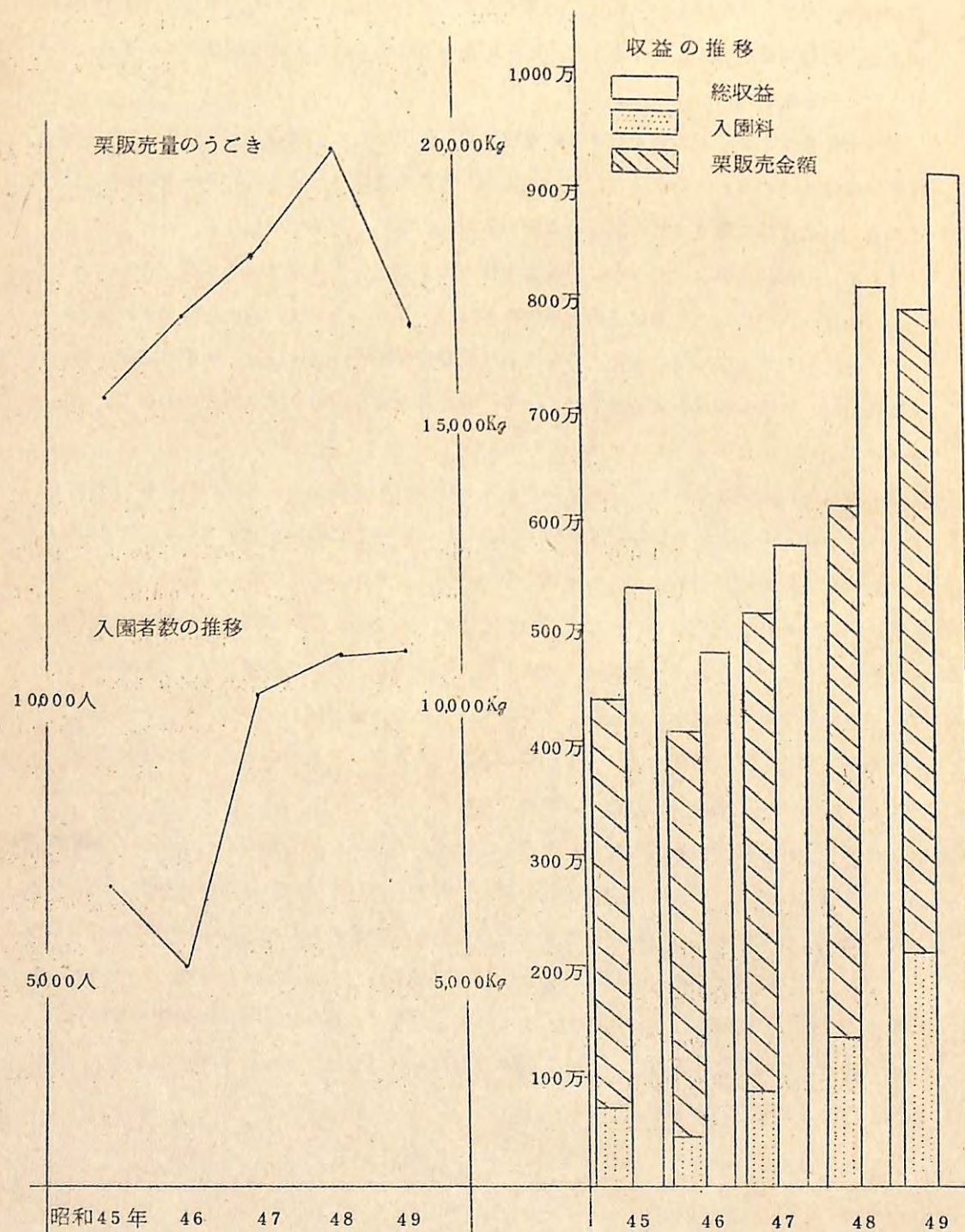
組合費は年額 1 人 300 円で、39 年から 10 年間は配当金を、43 年以前は植付地 10 a につき 12,000 円、44 年以降同様 5,000 円となっている。その他創立 10 周年記念特別分配金として 43 年以前植付 10 a につき年 10,000 円、44 年以降同様 5,000 円とした。この分配金の内容は地代と利潤が中心となっていると考えられよう。10 年間のこの生産組合のおよその営みは付 5 に示したが、純収益、入園者数、栗販売量、販売額の図を第 1 図に示す。これによると、販売量、入園者数とも、48 年をピークとし、前者は約 20,000 kg、後者に 11,000 人となっている。減少の理由は、クリ価格が低落化をたどってきたこと、クリ採集のレクリエーションが 1 つの山場にかかったことが考えられる。

生産組合の課題は規模拡大と充実した資本装備である。また組合員の経営に対する意志統一と、資金調達、運用、耕地及び機械施設の調達、労働力確保と管理、ならびに技術研究である。

県の指導とともに飯能農協の東吾野支所からも平生産組合の発足や当面の運営に指導があった。クリ生産組合の当初の諸会議等の集会所は農協であり、一方農協に生産資材の買掛、短期融資をうけたり、防除機を賃借した。また、先述のように農協にクリ出荷組合をおいた。

樹冠拡大と規模拡大が進むにつれて、資本装備が必要となり、45 年に先述のように林構で機械、施設の充実をはかった。

第1図 栗生産組合の総収益、入園者数、栗販売量、販売額の推移



注 「平栗生産組合第10回定期総会資料」(昭和50年3月) P.15。

(6) 東吾野の特産物生産組合の組織

クリ生産組合は、時勢の変化とともに、クリ、ブドウ、シイタケ、花木、いもの栽培、販売きのこ狩り、釣り堀、わらび狩り、昆虫採取、バーベキュー販売等を取り入れて生産、販売活動をしている。しかし中心は今もクリの生産と販売である。

ところでこの生産組合はどのような構成員で成立しているか。年令、居住部落、田畑所有面積、この中クリ生産組合へ提供した面積、東吾野地域内の山林所有面積、クリ生産組合員の役職、作業内容、主要な職業を第8表によって示した。組合員は10部落に居住し、50才以上のものが多く、全体の約63%であって、平地区に遊休農地を所有しているものが、その全部または一部を生産組合のクリ園地のために貸すことに同意したもの、つまり、1、2名を除き2種兼業農家の委託地で成り立っている。山林は10ha以上所有はこの中2名しかおらず、無所有が60%で、約30%は小さいし零細所有である。主な職業は無職が11名、農林業に関係するものが7名で、他は僅少の商工業従事を除き、40%にあたる14名は勤労所得による職業で生計をえている。

第8表 平栗生産組合組合員土地所有、職業状況(昭和49年度現在)

氏名	年令	部落	田面積	畑面積	クリ組合貸付面積	地域の山林面積	クリ組合役職作業内容	職業	備考
小川 為吉	68	下平戸	—	0.53	0.18	4.4	—	木材業	
山川 栄治		—	—	—	0.11	0.2	—	—	
大野 広吉	75	—	—	0.15	0.15	—	地区委員	ナシ	
細井 幸一	55	上平戸	—	0.09	0.04	—	—	—	
大野 文吉		—	—	—	0.07	—	—	会社員	
大野 健一	57	—	—	0.07	0.07	—	—	郵便局員	
長谷川 文男	37	市場	—	—	0.06	—	—	会社員	
加藤 利郎	79	—	—	0.13	0.08	—	地区委員	ナシ	
宮沢 肇	39	—	—	—	0.04	—	—	会社員	
小林 勝	69	—	—	0.10	0.08	—	—	ナシ	
小林 与		—	—	0.20	0.20	1.09	監事	商店経営	
井上 純	57	中組	—	0.63	0.48	1.3	管理主任 地区委員	農林業	
井上 佐	53	—	—	0.24	0.13	1.8	妻一作業員	会社員	
浅見 一夫	48	—	—	0.12	0.07	3.67	—	木材業	

氏 名	年令	部 落	田面積	畑面積	クリ組合 貸付面積	地域の 山林面積	クリ組合役職 作業内容	職 業	備考
加 藤 浩 平	才 67	中 組	—	0.22	0.05	—	—	会社員	
加 藤 広 夫	54	新 田	—	0.41	0.10	4.0	監 事 地区委員	農林業	
大 沢 藤 吉	53	間 野	—	0.25	0.04	4.46	—	公務員	
井 上 峰 次	51	東 組	0.21	0.94	0.14	32.2	組合長	林 業	
井 上 秀 雄	50	〃	—	0.20	0.03	—	—	公務員	
大 沢 邦 好	47	〃	—	0.06	0.04	—	—	会社員	
寺 沢 せ き	49	〃	—	0.61	0.23	1.58	—	ナシ	
寺 沢 喜代次	62	〃	—	0.36	0.22	—	地区委員 妻一作業員	会社員	
谷 沢 真 一	29	〃	—	0.24	0.18	—	—	公務員	
井 上 紀 男	40	〃	—	0.48	0.44	4.84	妻一事務員	会社員	
井 上 豊 作	73	〃	—	0.13	0.10	—	—	ナシ	
早 川 良 康	64	〃	0.03	0.10	0.07	8.99	—	僧 侶	
井 上 三 郎	65	〃	—	0.16	0.11	0.46	地区委員 妻一作業員	林業労働	
浅 見 浜 吉	73	西 組	—	0.20	0.17	—	副組合長 地区委員	ナシ	
井 上 は る		〃	—	0.04	0.03	—	—	〃	
小 林 ふ く	58	〃	—	0.09	0.08	—	—	〃	
小 林 堅 二		〃	—		0.06	19.1	—	郵便局長 林 業	
浜 中 文 吉	68	中 峰	—	0.15	0.06	—	地区委員 妻一作業員	ナシ	
山 口 峰 男		〃	—		0.04	—	—	会社員	
高 野 佐 二	79	下 平	—		0.05	—	—	ナシ	
井 上 政 彰	54	〃	—	0.15	0.09	—	—	鉄工業	

注 1. 空欄は不明。 2. 「第10回平栗生産組合定期総会資料」および「農地法第84条に基く所有地及び耕作地に関する申告書」ならびにきき取りによる。

先述のように、県、農協の指導もあったが、この生産組合を組織させる担い手になったものはどこにあったか。当初から10年間この組合長をした井上峰次氏や現在組合長で、当初から管理主任にえられた井上純一氏らがプロモーターとなった。つまり東吾野の中核的農、林業経営者を中心としたのである。その計画性と経営、技術手腕ならびに人望がかわれたのであった。この担い手層の考えと遊休農地所有者の要求が一致したと考えられる。さらに各地区に要

員をおき、連絡につとめ、重要な点は、役員会、理事会、総会で決める。この場合管理主任は主に作業の技術指導と能率向上のいわば労働管理をする。事務を含めて経常的な作業要員は組合員の家族の労働によっている。地区委員は7名だが、副組合長、管理主任、監事をかね、地区委員のみのものは3名である。経常的作業、事務員は5名で、ほぼ1人年間200日働き、9、10月の繁忙期は15人前後の臨時要員をえている。

生産組合の労働を49年に例をとって見てみよう。

- 1月 ブドウ資材導入
- 2月 害虫駆除、クリ穂木採取
- 3月 縮伐、ブドウ棚掛、クリ台木移植、ウメ接木、馬鈴薯植付、ブドウ苗仮植、シイタケ種入
- 4月 シイタケ種入、クリ接木、縮伐枝片付
- 5月 枯病予防、補植、接木芽かき、苗木追肥、草刈
- 6月 花木直売、フキ収穫、フキ、花木出品、馬鈴薯掘り、甘藷苗植付、クリ苗畑除草
- 7月 草刈、フキ出荷、ウメ種子蒔付、ブドウ袋掛、甘藷除草追肥
- 8月 害虫駆除、シイタケ木天地返し、フキ出荷、草刈、除草剤散布
- 9月 クリ収穫、直売
- 10月 礼肥、シイタケ出荷
- 11月 クリ苗掘取出荷
- 12月 元肥、補植、縮伐、害虫駆除、ブドウ苗導入仮植

この他関係団体との交渉、視察受入れ、各種役員会等があり、労働の内容は多種多様に亘っている。これを先に述べた労働力に対応しているが、労賃は農業日雇賃金や他産業賃金を勘案し、生産組合の収益を考慮して、総会で決定している。管理主任の日当は49年当時1日3,200円、作業員は1,600円であり、作業員の日当は造林労働の60%程度であり、著しく低い。

休閒農地を有効に利用し、クリを中心に、その後この経営を補強するために、ブドウ、シイタケ、花木、イモ等の栽培、直販にふみ入れ、現在大都市近郊の総合観光農、林業経営としたこの生産組合の計画の進め方は、勿論障害はあろうが、着実に進展しているといえる。進展の背景に技術的に、経営的にすぐれた運営能力をもった熱心な栗生産組合幹部の努力と、これを支持した構成組合員の意志と卓見のあることを指摘しなければならない。この生産組合は地域の総合的農業生産力を著しく高めたこと、地元の農、林業雇用機会に門戸を開いたこと、経営に参加した平地区畑地提供組合員に農地代以上の所得を与えたこと等高く評価をすべきもの

がある。ただ組合員以外のものへの賃金水準が低いことは、組合の事業が決して甘くない現実を示すとともに、いわば東吾野の古くからの実直な、質素な、かつ指導体制に決定的異議を余りはさまないムラ意識と生活習慣があったからでないだろうか。

この特産物生産組合の活動は、この地域で成功を収めているが、他にこれと同じ主旨の生産組合が出来るということではなかった。また東吾野森林組合との関係も、発足当時森林組合の有力理事で、篤林家が、特産物生産組合長であったというだけで、組織的な協力関係は全くなくて、それぞれ独自に歩んできた。

4. むすび — 両期における生産組織の異質性と同質性

農山村経済更生運動期と農、林業基本法期とは、凡そ30～40年のへだたりがある。1先進的林業地域を対象として、このへだたりの中に林業生産の組織が変化したのか、または余り変化はなかったのか。具体的にいうと、東吾野村における林業生産組織の異質性と同質性を考えたい。

農山村経済恐慌を自立更生運動で脱しようとした政府、資本は農、山村集落の共同体遺制を利用して、ムラを統制強化し、あわせて農民を兵力、戦時生産労働力として吸引し、帝国主義戦争へと進めた。政治的には国家主義一辺倒だった。このことは東吾野村にも典型的にあらわれた。村は大都市近郊に位置を占めながら、古くから質実によくまとまっていた関係から、強力に更生運動を進め、農、林業の振興、貧しい地域農民に所得の場を与え、林業技術の改良を浸透させ、林業をはじめ地域産業の生産力は高まった。この場合林業経営、技術振興の生産組織は、村 — 経済更生委員会 — 部落農事実行組合 — 隣り組であった。

戦後、政治は民主主義を指向し、資本主義展開が回復、進展し、高度経済成長に入った。この国家独占資本主義の爛熟の時に、農工間所得格差は正を1つの命題として、基本法のもとに農、林業構造改善事業が大々的に導入された。林業の生産基盤である林道が出来たが、都市部重化学工業への労働力を流出した機能を呆した。東吾野の場合は通勤労働力を一層促進させた。地方自治体を通じて林業振興の事業は下ろされたが、行政、組織上の問題があったとはいえ、30年前のような全村あげての生産組織は見ることができず、林道敷設は東吾野にとって傍観の状態であった。しかし土地に結ばれた利益目的を同一にする生産組合は一定物に対し、生産、販売組織を作ることができた。ただ戦前と異なり、地域全体の生産力を高めることはできなかった。

つまり両期の異質性として、更生期は村全域をつつむ生産組織が形成できたが、基本法期にはそれは不可能となり、利益目的を一にする土地に結ばれたものの生産組織となった。同質性としては、質実さ、質素を基調とする経済合理主義的な、近隣市町からは特色のあるムラ意識が存在

する。これは戦後この村が合併して新しく市に編入されても東吾野に残っていると見なければならぬ。このムラ意識が、安易な資本による宅地等の開発を阻止し、生産組合の事業を成功させ、労賃を押しとどめさせておく作用にもなっていると思われる。

以上から、今後に向けて飯能市東吾野での生産組織の発展を考えるならば、同質性の堅実な経済合理主義を再編して一層育てなければならない。反面、大都市近郊の水準に合わせた農、林業賃金所得を低めることなく、地場平均水準に向かわせる手だてを模索していかなければならないだろう。

付1 東吾野村経済更生委員会規程

第1条 重要農産物ノ生産確保、労力ノ調整、銃後施設ノ充実ヲ図リ傍ラ民心ヲ作興シテ家族的農村ノ建設ヲ以テ大東亜戦下農村使命ノ完遂ヲ期スル為、木村ニ経済更生委員会（以下単ニ委員会ト称ス）ヲ置ク	1. 労務部、村内労力ノ需給調整、機材ノ統制、授産施設ノ運営、軍需品下請作業ノ拡充
第2条 委員会ハ左記事業及施設ヲ行フ	1. 厚生部、国民保健組合、隣保施設ノ運営、国民文化ノ向上、新生活ノ創造
1. 国民教育ノ徹底及村民ノ教化ニ関スル事項	第5条 各部ハ部長、副部長及部員ヨリ成ル、部長及副部長ハ村長之ヲ任命シ部員ハ各農事実行組合ヨリ一名ツ、ヲ選出スルモノトス、任期ハ何レモ5ケ年トス
2. 重要農林産物ノ生産確保ニ関スル総合的計画並施設	第6条 委員会ニ幹事及書記若干名ヲ置キ会長之ヲ任免ス、尚委員会ノ議ヲ経テ顧問推薦ス
3. 銃後経済ノ充実及配給供出ニ関スル施設	第7条 村内ヲ19部落ニ分ケ行政区及農事実行組合ヲ同一区域トシ委員会所属ノ部落組織トナス、
4. 労力及機材ノ需給調整ニ関スル事項	区長及農事実行組合長ハ本委員会ノ構成分子トシ各部員ハ部会ノ構成分子トス
5. 文化保健ニ関スル事項	第8条 区長及農事実行組合長ハ協調ノ下ニ部落ヲ代表シ部員ヲ統轄ス
6. 其他必要ナル事項	附 則
第3条 委員会ハ会長1人、副会長1人、委員50人以内ヲ以テ之ヲ組織ス会長ハ村長ヲ以テ之ニ当テ副会長ハ委員ノ互選ニ依ル、委員ハ各部長区長、農事実行組合長並各種団体長、篤農家中ヨリ会長之ヲ任命ス、其ノ期間ハ何レモ5ケ年トス	本規程ハ昭和17年4月21日ヨリ之ヲ実施ス
第4条 委員会ハ6部会ヲ直屬セシム其ノ名称及分掌事項ハ左ノ如シ	部長及副部長氏名
1. 教養部、国民教育ノ充実、村民教化ノ徹底、青少年団、婦人会ノ指導	部名 部長 副部長
1. 農業部、農業統制ノ総合的計画農地ノ利用生産確保及之ニ関スル施設及事業	教養部 岡田 要作 大澤 久三
1. 林業部、森林組合ノ強化及林業ニ関スル一切ノ事業	経済部 井上 正太郎 杉山 伊兵衛
1. 経済部、村民経済及、食料品、生産資材ノ配給並ニ供出ニ関スル事業	農業部 石田 廣雄 小林 義彰
	林業部 落合 清作 大野 光三
	労務部 橋村 喜助 大澤 庄三郎
	厚生部 町田 万吉 浅見 権三郎
	（「東吾野村更生村報」昭和17年4月）

付2 昭和12年経済更生委員会記録

1 月	4 日 愛林デー実施、愛林思想普及映画会開催
4 日 村役場、村農会、産業組合御用始	6 日 小学校入学式並ニ始業式
5 日 村常会制度を確立第1回開会	13 日 栗原助役就任
15 日 朝鮮忠清北道より20余名視察来村	17 日 村会議員選挙執行さる
20 日 30年来の大降雪あり村内林野の損害 8万余円	18 日 農林省山林局長以下14名経済更生状況視察来村
30 日 産業組合通常総会行はる	19 日 養蚕部委員会開会
2 月	21 日 更生記念日
1 日 特別助成事業牛馬道、木馬道工事開始、 村常会を開く	30 日 衆議院議員総選挙執行さる
16 日 静岡県町村長会長以下多数更生計画視 察者来村	5 月
18 日 兎毛皮加工所建築工事開始	5 日 更生記念日の諸行事執行。兎毛皮加工 所落成式
25 日 村農会総代会	8 日 春蚕掃立開始
28 日 特別助成事業状況検査来村	15 日 害虫駆除デー施行
3 月	17 日 更生委員会開会さる
1 日 木材県管検査実施さる、村常会を開く	6 月
5 日 児玉郡共和村より視察者来村	1 日 小学校児童天気予報掲揚開始
9 日 町田前村長退職浅見村長就任	5 日 特別助成事業検査県より来村
12 日 林業部委員会開会	6 日 小学校農繁休暇始まる
14 日 県下11年度指定村幹部視察来村	8 日 豚の予防注射開始
21 日 戦病死者慰霊祭執行	15 日 春繭共同販売開始
27 日 養蚕実行組合総会総合	17 日 養蚕部委員会開会
29 日 小学校青年学校卒業式	24 日 比企郡亀井村より視察者来村
30 日 軍事映画会挙行、下白子に大火災あり 5戸15棟全焼	30 日 前半期の家計々算
4 月	7 月
1 日 村常会を開く、比企郡亀井村より視察 者来村	1 日 草刈週間実施、村常会を開く
	4 日 本年度の薬草買入始まる
	7 日 豚舎清潔法施行

11 日 伝染病予防週間の実施	2 日 村常会開く
15 日 大洪水あり、村内浸水家屋20余戸	3 日 第6回薬草買入
17 日 初秋蚕の掃立開始林業部委員会	6 日 農事部麦肥の共同配合配給開始
21 日 百合団場検査施行	13 日 国民精神総動員強調週間実施
25 日 第2回薬草買入をなす	25 日 秋期清潔法施行始まる。兎毛皮加工軍 需工業開始
27 日 畜産部委員会を開く	31 日 第7回薬草買入
8 月	11 月
1 日 村常会を開く	1 日 村常会を開く
3 日 畜産部委員会開催	10 日 国民精神作興週間実施
5 日 経済部長以下数名視察来村	17 日 勅使御差遣記念日の行事施行
15 日 村有林の草刈青年団員にて行ふ	22 日 農産物品評会施行
16 日 第3回薬草買入をなす	25 日 青年学校査閲
下旬 植林指導地間伐指導晩秋蚕の掃立	28 日 本年最終の薬草買入
9 月	12 月
1 日 村常会を開く	1 日 村常会を開く
5 日 耕地愛護週間実施	3 日 国民精神総動員産業週間実施
13 日 稲架丸太共同出荷開始	7 日 森林火災国営保険宣伝映画会施行
19 日 晩秋蚕繭共同販売開始	14 日 経済更生計画再検討に関する打合会を 開く
25 日 満洲農業移民座談会並映画会を開く	23 日 記帳督励委員会を開く
26 日 第5回薬草買入	28 日 役場、農会、産業組合御用納
10 月	
1 日 森林火災国営保護法実施さる各村社に 於て出動将兵武運長久祈願祭執行以下 毎月始に執行	

付 3 更生組合別

組合名	戸数	農林家戸数	区別	人口	働夕者	田反別	畑反別	山林反別
				人	人	畝	畝	畝
下白子	23	23	総数	150	81	36	1,140	2,606
			1戸当	6.5	3.5	1	49	113
上白子	30	23	総数	192	89	85	1,194	3,242
			1戸当	6.4	2.9	3	39	408
下平戸	23	21	総数	147	63	30	828	3,958
			1戸当	6.7	1.7	1	27	172
上平戸	17	13	総数	108	63	45	526	2,045
			1戸当	6.9	3.7	2	21	110
虎秀第1	13	3	総数	86	42	—	126	630
			1戸当	6.6	3.2	—	9	48
虎秀第2	17	13	総数	90	56	3	403	632
			1戸当	5.3	3.2	—	24	37
虎秀第3	16	14	総数	113	55	—	527	1,662
			1戸当	7.1	3.5	—	33	104
新田	15	15	総数	86	45	—	524	2,103
			1戸当	5.7	3.0	—	35	111
間野	19	19	総数	129	77	—	748	2,885
			1戸当	6.8	4.1	—	39	151
東組	17	14	総数	118	59	35	830	4,923
			1戸当	7.0	3.5	2	49	289
西組	12	11	総数	89	44	30	527	2,766
			1戸当	7.4	3.6	2	44	251
坂組	19	18	総数	94	47	—	730	3,477
			1戸当	5.0	2.4	—	38	180
下平	25	21	総数	165	79	—	787	1,587
			1戸当	6.6	3.2	—	31	63
中峯	22	18	総数	141	59	—	595	1,447
			1戸当	6.4	2.6	—	27	66
久ノ木	14	11	総数	102	44	—	349	459
			1戸当	7.2	3.1	—	15	33
下長澤	28	26	総数	170	94	—	1,164	7,614
			1戸当	6.0	3.3	—	42	272
瀬尾	29	29	総数	192	96	—	1,168	5,930
			1戸当	7.0	3.3	—	40	204
八徳	27	27	総数	165	79	—	1,216	3,321
			1戸当	6.1	2.9	—	45	134
風影	31	31	総数	171	84	—	2,108	9,452
			1戸当	5.5	2.7	—	66	305
阿寺	17	15	総数	100	40	—	1,530	4,637
			1戸当	5.8	2.3	—	90	272
全村	414	365	総数	2,608	1,296	264	17,020	74,376
			1戸当	6.3	3.1	—	41	172

注 1) 「更生月報」第5号(昭和11年5月15日)より。 2) 一部全村計がある

経済動向 (昭和11年4月)

原野別	総収入	諸経費	租税公課	負債利子及償還	家計費	収支差引	預貯金額	負債額
	円	円	円	円	円	円	円	円
270	14,457	2,505	889	2,490	10,367	△1,794	23,412	14,975
12	628	108	39	108	451	△78	1,018	651
42	21,817	3,092	2,137	5,645	11,637	△694	39,336	41,407
1	949	134	93	25	506	△30	1,135	1,380
55	13,213	2,861	1,312	486	9,823	△1,269	9,596	12,295
2	629	136	42	23	47	△58	417	534
41	9,272	1,701	632	310	6,440	278	83,289	3,240
2	713	131	49	25	50	14	2,252	190
—	1,149	90	23	106	839	190	13,278	2,720
—	383	30	8	35	180	30	1,121	209
29	6,449	1,010	401	247	5,531	△741	6,782	7,444
2	491	78	30	19	425	△54	399	438
13	9,875	3,997	517	686	5,491	△486	7,753	10,445
—	705	286	27	49	393	△30	485	653
34	11,860	2,099	531	503	7,567	1,160	15,779	876
1	791	140	35	34	504	77	1,052	58
204	12,733	2,040	768	1,430	8,176	318	8,482	2,490
11	670	107	40	75	430	17	446	131
137	16,015	2,284	1,261	441	8,161	3,869	24,938	9,343
8	1,144	163	90	31	582	276	1,472	549
37	7,802	1,770	763	196	5,676	△603	9,788	2,463
3	650	161	69	18	516	△55	815	205
69	9,334	1,464	572	404	6,022	△871	12,435	2,850
3	519	81	32	22	235	△48	917	150
—	11,301	2,476	821	443	8,274	△712	10,209	17,475
—	538	117	40	21	394	△34	408	695
7	7,785	1,296	457	374	5,419	1,536	6,312	14,085
—	433	70	25	21	301	85	287	640
10	5,444	814	279	190	4,104	872	3,316	14,545
—	495	74	25	17	373	79	237	1,039
172	29,267	9,375	2,338	475	14,696	2,383	18,658	2,717
7	1,126	36	90	18	565	91	666	97
532	15,525	2,558	1,844	3,335	11,296	△3,510	36,899	17,473
18	532	88	64	115	389	△121	1,272	602
152	13,100	1,020	823	1,029	10,051	△422	15,769	9,547
6	486	60	30	37	372	△15	584	353
173	25,021	4,581	2,138	1,988	14,443	1,869	17,924	13,775
5	834	153	69	66	481	62	578	444
87	16,469	2,834	1,226	969	7,366	4,075	9,826	7,527
5	1,097	188	82	65	491	271	578	403
2,064	259,670	50,467	19,732	21,757	161,379	6,335	328,506	207,692
5	711	138	54	60	442	17	793	502

が、資料のまゝとした。

付4 平栗生産組合規約

第 1 条 この組合は「平 栗生産組合」と称し、事務所を飯能農業協同組合東吾野支店内におく。

第 2 条 この組合は栗の集団栽培、販売及びこれに付随する事業を行い、協業による生産性を高めることにより、組合員の利益と親睦を図り、併せて地元産業の振興に貢献することを目的とする。

第 3 条 この組合は「平」及びこれに近接する地区内に土地を所有し、この組合の目的に賛同する者で組織する。

第 4 条 この組合は第2条の目的を達するため、下記の事業を行う。

1. 栗の生産と販売に関する事業及びこの受託事業
2. 副産物の生産と販売に関する事業及びこの受託事業
3. 前記1.2についての技術の習得並びに調査研究
4. 諸資材の購入斡施、その他必要な事業

第 5 条 この組合に下記の役員をおく。

組 合 長	1 名
副 組 合 長	1～2 名
理 事	5 名
監 事	2 名
管 理 主 任	1 名
地 区 委 員	若干名
会 計 書 記	1～2 名

第 6 条 組合長、副組合長は理事の互選とし、理事、監事は総会において組合員の中より選出し、管理主任、地区委員、会計書記は、理事会の同意を得て、組合長が委嘱する。役員任期は2年とし、監事を除く各役員は兼務することが出来る。

第 7 条 組合長は、組合を代表し、総轄する。副組合長は組合長を補佐し、組合長の事故のあるときは、この任務を代行する。理事は理事会を構成し、事業の運営について協議し、執行する。監事は組合の経理を監査する。地区委員は理事会を補佐し、組合の運営について協議し、且つ組合と組合員との連絡にあたる。

会計書記は事務、経理を掌理する。管理主任については細則に定める。

第 8 条 第2条、第4条を達成するため、組合員は事業の一切を組合に委託するものとする。組合は事業の円滑な遂行をはかるため、管理人をおく。管理人の業務については細則に定める。

第 9 条 この組合の経費は、販売収入、組合費、負担金、補助金、その他の収入をもってあてる。

第 10 条 この組合費は、1組合員について年額300円とし、納付の時期は理事会で定める。負担金については総会で定める。

第 11 条 この組合の会議は、総会、理事会、役員会とし、総会は毎年2月又は3月に開催し、理事会、役員会は、必要に応じ組合長が招集する。

第 12 条 この規約の改廃は組合員の過半数の同意を得なければならない。

第 13 条 この組合の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終る。

附 則 この規約は昭和39年12月より始まる。

昭和 年 月 日 改 訂

昭和 年 月 日 改 訂

昭和 年 月 日 改 訂

付5 栗生産組合の10年の歩み

- 昭和39:12 「平」栗栽培組合として発足。創立総会開催。
- 40:2 平地内植付け準備。雑草の刈払いと測量が行われた。
- 4 第1回の栗の植付け完了。26.8反 1,356本
- 41:2 第1回総会開催(赤字決算)
- 3 寒波による凍傷の被害大。
- 4 第2回栗の新植。5.8反 200本
外に補植370本
- 42:3 第2回総会開催。(規約改正「平栗生産組合」と改称。)
財政困難が続く。
栗の接木を始める。
- 9 栗の初収穫。十五夜に組合員へ栗1K宛配布。
(栗は7,811Kを収穫 ¥91,888の収入)
収納舎を建設
- 43:6 第3回定期総会開催
- 9 脱粒機導入(初の機械購入)。沿道直売を開始。
- 10 秩父観光クリ園(日野沢)を視察。観光事業を始める準備をすゝめる。
11 (栗は2,794Kを収穫 ¥49,544の収入)
- 44:2 猪原栗研究所を視察。栗の品種について検討し、新品種を導入する。(有磨,
山野, 出雲, 玉造り, 538号等)
- 3 第4回定期総会開催。(初の利益分配)
- 4 組合員増加(5人)栗の増植 8.0反 400本
- 9 観光クリ園の開園。
東宮御所へ栗を献上。
- 45:3 第5回定期総会開催。興徳寺山林外を借入れ
栗の新植7.0反 350本
- 7 東口収納舎建設。茨城県へ猪の補護棚視察。
- 9 林構事業の適用を受け倉庫兼作業用建物1棟
給水施設一式, 薬剤撒布機, 選果機, 刈払機, 脱粒機, 各1台設置。
- 11 若山農園視察。

- 昭和46:3 第6回定期総会開催。
- 8 養魚池を設置, 金魚10,000匹導入。
- 11 茨城県千代田村栗園視察。
- 47:1 ぶどうの穂木を始めて導入。栽培準備。
- 6 第7回定期総会開催。花木の導入。
- 10 地区内に栗出荷組合が設立される。
- 11 湯河原観光みかん園視察。
- 48:1 事務所新築。
- 3 第8回定期総会開催。
ぶどう苗, ふき苗の植付け。
- 8 電気牧棚の設置(猪害を防止する)
- 9 秩父方面へぶどう生産, バンガロー経営の視察。
- 11 吉野農協花木センター視察。
- 49:3 第9回定期総会開催。
- 5 ぶどう棚掛け。
- 8 ぶどうの初収穫。(関係者へ配付)
- 11 児玉植木農家の視察。
- 12 ぶどう苗の導入。

注 「平栗生産組合第10回定期総会資料」P.18~14。

参 考 資 料

(一)

- ① (大正 4 年 4 月 統計部, 農林省統計表
" 10 年 12 月
- ② (昭和 2 年 1 月 "
" 6 年 12 月 "
- ③ (昭和 7 年 1 月 "
" 11 年 4 月 "
- ④ (昭和 7 年度 統計図表
" 12 年度
- ⑤ 昭和 7 年度 農村振興土木事業, 林道工事関係書
- ⑥ (昭和 10 年 10 月 東吾野村経済更生委員会更生月報
" 17 年 10 月
- ⑦ 昭和 16 年度 稲作及夏秋蚕統計, 埼玉県
- ⑧ 昭和 17 年度 統計部, 農林省統計表
- ⑨ 昭和 18 年度 統計調査集計簿
- ⑩ 昭和 20 年度 "
- ⑪ 昭和 19 年度 " , 東吾野役場
- ⑫ 失業救済農山漁村臨時対 山林開発事業関係書
策低利資金融通ニ依ル
- ⑬ 東吾野郷土研究会「東吾野郷土誌」(昭和 45 年 8 月)
- ⑭ 石田弥重郎「自叙録」(昭和 52 年 8 月)

(二)

- ① 林試経営部「森林施業実態とその検討 — 埼玉県東吾野村」(昭和 27 年 2 月)
- ② 林試経営部「山村経済機構の研究(1)及び(2)」(昭和 30 年 3 月)
- ③ 林業金融調査会「林業金融基礎調査報告(7), 埼玉県東吾野村」(昭和 31 年 1 月)
- ④ 林業発達史調査会「西川林業発達史」(昭和 32 年 11 月)
- ⑤ 日本林業技術協会「林業技術史, 第 1 巻」(昭和 47 年 3 月)

II 岩手県南林業地域における実態と問題点

1. はじめに

この研究は、「農・山村における生産及び生活の組織化方式の確立に関する研究」と題して、53年度より発足し56年度終了予定で実施中の農林水産技術会議の特別研究の一部である。

研究全体の背景ないし目的を要約して引用するとつぎの通りである。すなわち、「近年、農・山村においては、農林業生産の担い手不足と生産意欲、土地利用の後退が著しい。このような事態に対応して、農林業生産を推進するためには、個別経営の枠を超えた、地域的、組織的対応が要請され、とくに土地の合理的利用、地域農林業の担い手集団の確保などをめぐって、再び村落など地域社会の新たな役割を明らかにすることが必要となってきた。こうした課題に応えるため、生産と生活の自主的共同組織として基礎的な役割を果たしてきた村落の共同性とそれに基づく共同活動の役割、変容過程を明らかにし、その上に立って農林業生産および生活の組織化方式の確立に資そうとする」ものである。

やや硬い表現となっているが、要するに、農山村、農林業をとりまく厳しい条件の中で、村落の役割を見直し、生産・生活両面の組織化に役立てようとするものであって、この特別研究が、「むら（村落）特研」と略称されるゆえんである。

以上の目的に接近するため、農業技術研究所（主査機関）をはじめ、林試、農事試、蚕糸試、地域農試、大学等10機関の農林業経営研究と農山村生活研究分野の研究者が参画した共同研究が組織され、また目的に対応して、大課題(5)、中課題(17)、および小課題(61)が系統的に設定され、年次計画によって実施されて来た。

標記「先進的林業地域における生産・販売組織の展開過程」は、この61の小課題の中の1つであって、全体の中では、大課題「農・山村社会における生産・販売の組織化方式」—中課題「生産・販売組織の展開過程」の系列に含まれる。

2. 研究の目的と進め方

まず、小課題名冒頭の「先進的林業地域」とは何ぞや、ということになると、種々の議論が分れるところであろうが、ここでは、吉野とか北山といった著名な先進林業地だけでなく、林業地としての歴史が古く、比較的順調な林業生産活動がみられる地域を先進的林業地域としている。換言すれば、このような地域は、いろいろ問題をかかえながらも、①森林資源の充実、②林道網などの基盤の整備、③木材市場の確立、④木材加工施設の集積、⑤林業経営者能力、⑥流通機構と業者機能、⑦林業労働組織の確立、などの諸要因がトータルバランスを保っている地域であるといえよう。

この課題では、上記のような意味での「先進的林業地域」の調査を通じて、林業地域展開の態様を、

林業圏域（集落、集落連合、旧町村、新市町村……）との関連において、客観的に表現する方法（＝指標化）を工夫することによって、地域診断に活用するとともに、とくに地域林業形成、組織化のために集落が果たしてきた役割、限界を明らかにしようとした。

この目的に接近するため、本・支場の関係研究室（本場、東北、関西、四国、九州）および林野庁総合助成試験研究（メニュー課題）「農・山村における林業の生産・販売の組織化に関する研究」（昭和53～55年度）に参加する11県（岩手、宮城、山形、福島、埼玉、茨城、長野、滋賀、島根、広島、福岡）の各公立林試が、たがいに連携しつつ、つぎのような実施項目によって、ほぼ共通の方法によって、全国的な規模で実施した。

A-1 山村集落を対象とした過疎化段階区分手法の検討

A-2 過疎集落における跡地森林管理の実態と諸対策

B-1 先進的林業地域の市町村を対象とした林業地域の成熟度区分

C-1 先進的林業地域の集落を対象とした総合評価と特性区分

C-2 林業拠点集落を中心とした林業生産組織化の実態

以下、この実施項目にしたがって報告することにするが、実は、この特別研究の小課題については、すでに投稿、印刷公表予定の、「中課題別報告書」の中に「先進的林業地域における生産・販売組織の展開過程（総括）」および「同（東北）」として収録される予定の報告がある。この「中課題別報告書」では、①「組織化」との関連で「集落」をどう取上げたか、とくに以上の実施項目をたてた根拠ないし考え方、実施項目相互の関連性、②結果の概要、③残された問題、について総括的な問題提起と検討がなされている。

これに対して、以下の報告は、この「中課題別報告書」（農林水産技術会議）に紙幅の関係から盛り込むことの出来なかった実証のための検討部分を中心に収録した、いわば「（林試）資料版」に相当する。したがって両者は一対をなすものであり、あわせて御検討いただければ幸いである。

なお、当支場で対象とした地域は、岩手県東磐井郡下6町村（大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根村、川崎村）であって、このうち大東町については、当支場（高木唯夫、安ヶ平精三）が担当した小課題「農林複合的林地利用の再編とその組織化方式」において対象とした地域であり、さらに、藤沢町については、この特別研究に参画する東北農試チームの対象地域の一つである。

3. 対象地域の概要

当地域は、岩手県の南端部に位置し、南を宮城県に接した内陸山間地域である。また、北上山地の南端でもあって、大部分は傾斜のゆるやかな丘陵状を呈している。それほど高い山はなく、東部の室根山（895m）を筆頭に、200～400mの山々が点在し、北上川の支流および直接太平洋に注ぐ中小河川の流域に耕地がわずかにひらけているほかは、大部分が林野によって占められている（図-1）。

交通条件は、内陸部（国道4号線、国鉄東北本線、東北自動車道）と沿岸部を結ぶ国鉄大船渡線、国道343号線、284号線（気仙沼街道）などの東西方向の路線を軸として、これに南北方向の路線が結びつく形で発達しており、おもな物資の流れは一関市を中心とする。

気候は内陸のため寒暖差がはげしく、また、年降水量は1,000mm内外であってかなり少なく、この点主要造林樹種であるスギの生産条件は必ずしも良好とはいえない。しかし、年平均気温は11℃前後で、岩手県の中では、わりあい温暖であり、農産物をはじめ、シイタケの生産条件には比較的恵まれている。

地域産業は、工業としては東山町に石灰石資源立地のセメント工場（東北開発法による東北開発会社）のほか、近年の誘致企業が若干みられるが、大部分は農林業とその加工業（タバコ工場、製材工場等）に依存している。総世帯数に占める農家の割合は67.5%、同じく林家の割合は、49.8%である（表-1）。

当地域の産業の中心となる農業は⁽¹⁾、耕地率15%（岩手県平均は11%）という数字からみて、県内では耕地に恵まれている方であるが、農家1戸あたりの農用地面積は1ha弱にすぎず、水田率は県平均より劣る。したがって、当地域の農業は、水田を中心としながらも、畑作を組み込むことによって成立しているところの、零細多部門複合経営といえよう。畑地は立地に応じて、果樹（りんご）、養蚕、葉たばこ、野菜などが選択され、これらと畜産（乳牛あるいは役肉牛）を合わせ、基幹的水稲作と結びつくことによって農業が成立している。このように、耕地に恵まれない山間地域農業の中にあって、シイタケ生産など特殊林産物を含む林業部門は、農林家の有力な複合部門の一つとして期待されている。

表-1と表-2の林家数は若干異なるが、林家1戸あたりの私有林面積は、単純に平均すると約5.6haであって保有規模は一応恵まれているといえよう。表-2に見られるように、1ha未満の保有者が4割を占め、5ha未満層を含めると85.6%に達するが、一方、北上山地北部に見られるような超大規模保有者はなく、また地区外保有者もきわめて少ない。もっとも規模の大きい保有者でも250ha程度であって、保有者の大部分は農家であり、また農家の大部分が森林を保



- 39 -

有するというように、農業と林業は森林保有の面でも密接な関係にある。

当地域における平均の林野率は70%であって、①宿場町として発達し、現在もこの地域の経済的、行政的中心となっている千厩町の56%、②平地農村の性格を持った地域を多く含む川崎村の55%といった、林野率の低い町村を含むために、地域全体としては県平均の78%にくらべかなり低いが、林業に対する依存度はおしなべて高い地域である。

当地域の林野は、一般に北上山地においてそうであったように、古くは馬産のための放牧採草地として、また新炭生産のための原木林として利用されていた。しかし一方では、原野に自然に生じたアカマツが温存されたこと、官行造林あるいは一部篤林家によって積極的にアカマツ、スギなどの人工造成がはかられたこと、また、アカマツは優れた形質のため「東山松」として市場の好評を得。主として、ハリ、ケタ材として京浜市場に継続的に出荷されて来た。このことは、51年度林業白書の、地域林業動向分析の事例として紹介されている。

表一3に示すように、森林の大部分は民有林によって占められ、国有林はわずか5.5%にすぎないこと、天然性アカマツを中心として用材の商品化が進んだこと、県内他地域に比較して立地条件に恵まれていることなどから、造林意欲も高く、人工林率は県平均をかなり大きく上まわっている。造林面積は、一般的傾向と同様下降傾向にあるが、この3～4年では500～600haの

表一3 森林の概況（関係6町村）

区分 町村	森林面積 A	うち民有林 B	同割合 B/A (%)	民有人工林 面積 C	同割合 C/A (%)
	ha	ha		ha	
大東町	20,498	18,787	92	9,076	48
藤沢町	7,965	7,304	92	3,125	43
千厩町	4,787	4,745	99	2,091	44
東山町	6,350	6,162	97	2,912	47
室根村	6,829	6,256	92	3,754	60
川崎村	2,340	2,340	100	1,354	58
計	48,769	45,594	94	22,312	49
岩手県計	1,197,143	790,265	66	288,253	37

水準を維持している。これは全県有森林面積に対し、1.1～1.3%であってかなり高い水準である。

素材生産量は、昭和48年をピークとして全国的に下降ないし頭打ちの傾向にあることは周知の通りであるが、岩手県においては51年度の48年度対比生産指数84であるのに対し、当地域では83の激減（いずれも国有林材を含む）である。この理由は、官行造林事業による人工林の大幅減少など、かつての「東山松」の資源枯渇およびチップ用材の需要減退によるところが大きく、当地域林業の大きな問題点の一つである。ちなみに、民有林1haあたりの森林蓄積は、岩手県平均74m³に対し、当地域は77m³と若干高い程度であり、一方、森林面積（国有林を含む）1haあたりの51年度素材生産量は、岩手県平均22m³に対し、当地域は14m³であり激減したとはいえ全国平均と同水準にある。

このような素材生産の減少傾向に対して、シイタケの生産は着実に伸びつつある。とくに乾シイタケについては表一4にみられる通り、県内第1位の生産量をほこる大東町をはじめ、年々その生産量が増加するとともに、県内におけるシェアを拡大しつつある⁽²⁾。乾シイタケ生産量の推移を全国対比でみると、昭和41年当時岩手県はわずかに22トンで全国シェア0.4%にすぎなかったが、52年度においては14倍にもなりシェアを2.8%にまで伸ばし、東日本では静岡につぐ主産地となった。これにともなって全国における順位も41年度の25位から52年度は10位に躍進した。この中にあって、東磐井地域は、県内第1の主産地であるとともに、その生産量も着実に伸びており、岩手県を全国的な主産地に押し上げる一翼を担った地域であるといえよう。

以上のように、この地域は51年時点での素材生産量の落ち込みが気になるが、最近ではチップ生産の回復を中心として、45年水準にまで上昇して来たといわれ、乾シイタケの生産を軸として林業生産を総体として維持し、拡大造林を一定のレベルに確保していることは、広葉樹の多い東北山村における地域林業展開の一つの方向として評価しなければならない。

このような現象をもたらした要因は、「中課題別報告書」で総括したように、①素材生産は頭打ちであるとはいえ、明治以来引き継がれて来た製材加工機能は、原木の域外依存を高めつつも、山元貯木場の設置等による間伐小径材の市場参入を積極的に進めることによって維持されてきたこと、②集落をベースとする林業労働力の質的、量的組織化、たとえば林業道場と呼ばれる技能訓練など、③乾シイタケの生産から流通に至る一貫的体制づくり、すなわち、集落をベースとする協業体を中心とした、町、森林組合、生産推進協議会の連携、④林構事業等財政援助に対する積極的かつ主体的取り組み、たとえば国の基準にのらない小規模な特用林産物生産施設、機械等の自力（県、町単独事業を含む）導入など、が特筆される点である。なおこれらの具体的動きについては文献3)をあわせて参照されたい。

表-4 岩手県および同東磐井郡におけるシイタケ生産量の推移

区分 年度	(トン)		千厩農林事務所管内(キログラム)					指 数				主市 産町 地村 形村 成数
	岩手県 生産量		大東町	室根村	藤沢町	その他	小計	岩手県を100 とするシェア		乾シイタケ生 産量の伸び 昭和42=100		
	生	乾						乾	乾	乾	乾	
38	132	19										
39	142	21										
40	129	21										
41	228	21										
42	358	28	1,836 ③	※	※	※	※	7	※	100	100	14
43	480	41	5,726 ③	※	※	※	※	14	※	150	312	17
44	610	74	8,440 ④	※	※	※	※	11	※	267	460	19
45	558	100	10,276 ③	※	※	※	※	10	※	363	560	19
46	571	110	11,562 ②	2,697 ⑬	860 ⑳	※	※	10	※	359	680	23
47	794	149	15,950 ②	5,150 ⑫	1,420 ㉑	※	※	9	※	541	869	23
48	1,004	181	21,175 ①	5,359 ⑫	2,366 ⑬	※	※	12	※	656	1,153	28
49	1,188	245	23,798 ①	5,620 ⑫	3,180 ⑬	2,125	40,723	12	17	889	1,623	28
50	1,291	300	32,577 ①	8,020 ⑪	5,120 ⑭	2,100	47,817	11	16	1,088	1,774	28
51	1,328	300	33,500 ①	8,910 ⑨	8,500 ⑪	1,560	52,470	11	17	1,087	1,825	28
52	1,333	337	40,240 ①	11,000 ⑨	9,200 ⑬	3,200	63,640	12	19	1,222	2,192	28

注 1) 岩手県林業動向年報、各年版より作成。
2) 生産量の横の①、③などの数字は、県内における乾シイタケ生産量の市町村(ただし、主産地形成市町村)順位。
3) ※印は不明。

4. 林業地域の成熟度区分

この実施項目は、ある林業地域を林業の成熟度という視点から客観的に表現するため、市町村を単位として、①森林構成、②林業経営、③作業、④素材生産、⑤林産物流通加工等、一連の林業生産過程における諸機能をあらわす指標を工夫し、地域診断に一つの根拠を得ようとして実施した。

これについては、すでに地域林業計画の一つの方法として舟山、有岡らが提案したもの⁽⁴⁾があるが、今回はこの考え方を原型として、諸指標の吟味を行いつつ、対象地域の市町村比較を行った。なお、この成熟度区分の実際の作業は、岩手県林試 佐々木孝昭主任研究員が行った。

まず、成熟度区分の方法は表-5に示すように、①産地の状況と市場の状況に大別してそれぞれに目標となる事項を設定し、②それぞれの目標事項を表示すると考えられる指標を選び、③各指標の数値を区分して県平均との関係において評点を付し、当該町村の成熟度区分を行った。各目標事項に指標として利用した数値は、表-5-1から表-5-9に示す通りであり、その結果を総括的に表示したのが表-6である。

表-5 成熟度区分の方法

目 標	指 標 の 内 容	評 価 (点数)				
		1	2	3	4	5
I 産地の状況	1 林業経営者の経営意欲	造林の進度 (県平均=1.00)	0.79 以下	0.80 ~1.19	1.20 以上	—
	2 林業経営の地域的拡がり	森林施業認定面積の割合 "	0.79 以下	0.80 1.19	1.20 以上	—
	3 森林の令級構成内容	人工林令級構成比率	1~20年生 70%以上	1~20年生 50%以下	21~40年生 30%以上	31年生以上 30%以上
	4 生産施設等の整備	林内道路密度 (県平均=1.00)	0.7 以下	0.8~1.2	1.3以上	—
	5 林業労働力の確保	民有林当たり林業労働者数 "	0.79 以下	0.80 ~1.29	1.30 以上	—
	6 林業経営者の投資負担能力	林家保有面積当たり生産農業所得(")	0.79 以下	0.80 ~1.29	1.30 以上	—
	7 素材生産の担い手存立状況	森林面積当たり木材業者数(")	0.69 以上	0.70 ~0.99	1.00 ~1.29	1.30 以上
	8 素材の供給状況	森林面積当たり素材生産量(")	0.09 以下	0.70 ~0.99	1.00 ~1.29	1.30 以上
II 市場の状況	1 木材関連産業の消費能力	製材工場、素材消費量 当たり針葉樹生産量 (")	1.30 以上	1.29 ~0.70	0.69 以下	—
成熟度段階 (県平均)		I (著しく低い) II (低い) III (県平均) IV (高い) V (著しく高い)	14 以下 15~17 18~20 21~23 24 以上			

表-5-1 林業経営者の経営意欲

区 分		東 磐 井 地 域						県 計
		千厩町	大東町	藤沢町	東山町	室根村	川崎村	
民有林造林面積	50年	63	317	85	72	76	40	10485
	51年	65	302	118	81	66	39	10108
	52年	49	225	83	76	56	28	9299
	計	177	844	286	229	198	107	29892
	平均 (a)	590	2813	953	763	660	35.7	99640
	民有林面積(b)	4729	18937	7257	6137	6324	2336	789636
a/b(d)		001248	001485	001313	001243	001444	001528	001262(C)
d/c		0.99	1.18	1.04	0.98	1.14	1.21	1.00
評 価		2	2	2	2	3	3	2

表-5-2 林業経営の地域的拡がり

区 分	東 磐 井 地 域						県 計
	千厩町	大東町	藤沢町	東山町	室根町	川崎村	
森林施業認定面積 (A)	1613	8570	2176	1739	3630	1046	306872
私有林面積 (B)	4712	14109	6187	5414	4998	2243	608787
(A)/(B)=(C)	0.34	0.61	0.35	0.32	0.73	0.47	0.50
(C)/(D)	0.68	1.22	0.70	0.64	1.46	0.94	1.00
評 価	1	2	2	1	3	2	2

表-5-3 森林の年齢構成内容

区 分		東 磐 井 地 域						県 計
		千厩町	大東町	藤沢町	東山町	室根町	川崎村	
人成 工比 林率 令級 構(%)	計 %	100	100	100	100	100	100	100
	1～10年生	641	597	537	575	532	587	613
	11～20年生	243	318	311	314	351	278	274
	21～30年生	23	45	58	48	45	52	43
	31～40年生	29	17	48	37	35	35	13
	41年生以上	63	23	47	26	37	48	37
評 価		1	1	1	1	1	1	1

表-5-4 生産施設等の整備

区 分	東 磐 井 地 域						県 計
	千厩町	大東町	藤沢町	東山町	室根町	川崎村	
53年林内道路密度	200	106	177	147	141	198	123 (B)
(A)/(B)	1.6	0.9	1.4	1.2	1.1	1.6	1.0
評 価	3	2	3	2	2	3	2

表-5-5 林業労働力の確保

区 分		東 磐 井 地 域						県 計
		千 厩 町	大 東 町	藤 沢 町	東 山 町	室 根 町	川 崎 村	
民力有(昭業52労年働)	林業労働者数(A)	20	220	31	27	46	9	7283
	民有林面積(B)	5	19	7	6	6	2	790
	(A)÷(B)=(C)	4.00	11.58	4.43	4.50	7.67	4.50	922(D)
	(C)÷(D)	0.43	1.26	0.48	0.49	0.83	0.49	1.00
評 価		1	2	1	1	2	1	2

表-5-6 林業経営者の投資負担能力

区 分		東 磐 井 地 域						県 計
		千厩町	大東町	藤沢町	東山町	室根町	川崎村	
農家1戸当たり生産農業所得(A)		1063	949	1,124	650	993	949	2,619
林家1戸当たり所有面積	私有林面積(B)	4712	14,109	6,187	5,414	4,998	2,243	60,878
	林 家 数(C)	1,624	2,577	1,514	942	965	634	69,586
	(B)／(C)=(D)	2.9	5.5	4.1	5.7	5.2	3.5	(D) 87
(A)／(D)=(E)		367	173	274	114	191	271	(F) 301
(E)／(F)		1.22	0.57	0.91	0.38	0.63	0.90	1.00
評 価		2	1	2	1	1	2	2

表-5-7 素材生産の担い手存立状況

区 分	東 磐 井 地 域						県 計
	千厩町	大東町	藤沢町	東山町	室根町	川崎村	
木材業者数 (a)	33	32	17	7	30	19	1,358
森林面積 (b)	4,771	20,598	7,908	6,312	6,864	2,336	1,194,724
$a/b \times 1,000$ (d)	692	155	215	111	437	813	114 (c)
d/c	607	136	189	097	233	713	100
評 価	4	4	4	2	4	4	3

表-5-8 素材供給状況

区 分	東 磐 井 地 域						県 計
	千厩町	大東町	藤沢町	東山町	室根町	川崎村	
50	6,400	45,700	11,700	11,000	10,200	5,100	1,687,000
51	4,700	20,300	13,500	9,400	11,400	3,400	1,750,000
52 (a)	9,700	66,500	6,600	6,200	12,700	3,700	1,709,000
計	20,800	133,000	31,800	26,600	34,300	12,200	5,146,000
3年間の平均 (b)	6,933	44,333	10,600	8,867	11,433	4,066	7,171,533
a/b	140	150	062	070	111	091	100
森林面積 (c)	4,771	20,598	7,908	6,312	6,864	2,336	1,194,724
b/c (d)	145	215	134	140	167	174	144 (e)
d/e	101	149	093	097	116	121	100
評 価	3	4	2	2	3	3	3

表-5-9 木材関連産業の消費能力

区 分		東 磐 井 地 域						県 計
		千厩町	大東町	藤沢町	東山町	室根村	川崎村	
針葉樹生産量	50	2600	26000	5100	5700	6600	2200	708000
	51	1000	9500	5900	2100	7700	1400	713800
	52	1400	45400	4900	2300	8500	2400	682000
	計	5000	80900	15900	10100	22800	6000	2103800
	平均(a)	1667	26967	5300	3367	7600	2000	701267
素材消費量	50	14248	9900	10229	3257	14540	15189	1212864
	51	20159	8222	9594	—	15177	14966	1232631
	52	15915	6975	9144	4994	14174	15018	1211589
	計	50322	25097	28967	8251	43891	45173	3657084
	平均(b)	16774	8366	9656	2750	14630	15058	1219028
a / b (d)		010	322	055	122	052	013	058 (c)
d / c		017	555	095	210	090	022	100
評 価		3	1	2	1	2	3	2

表-6 先進的林業地域の市町村を対象とした林業地域の成熟度区分結果

区 分	東 磐 井 地 域						県 計
	千厩町	大東町	藤沢町	東山町	室根町	川崎村	
林業経営者の経営意欲	2	2	2	2	2	3	2
林業経営の地域的拡がり	1	2	2	1	3	2	2
森林の令級構成内容	1	1	1	1	1	1	1
生産施設等の整備	3	2	3	2	2	3	2
林業労働力の確保	1	2	1	1	2	1	2
林業経営者の投資負担能力	2	1	2	1	1	2	2
素材生産の担い手存立状況	4	4	4	2	4	4	3
素材供給状況	3	4	2	2	3	3	3
(産地の状況)	17	18	17	12	18	19	17
木材関連産業の消費能力	3	1	2	1	2	3	2
(産地の状況)(市場の状況)	20	19	19	13	20	22	19
段 階	III	III	III	I	III	IV	(III)

①の目標事項の設定に関しては、前記の文献(4)とほとんど同様の目標事項を設定したが、産地の状況の中で「生産目標、施業技術体系の確立」という事項と、市場の状況の中で「市場における素材取引」という事項の2つが欠落している。その理由は、一般に文献(4)においては、指標の表示区分を数量的な表現でなく質的なもので行っているが、今回のわれわれの区分では数量的な表示による区分によったため、適切な数量的指標が見出せなかったこの2つの事項については割愛せざるを得なかったことによる。ちなみに、文献(4)においては、「生産目標、施業技術体系の確立」という目標事項については、Ⅰ・未確定の段階(成り行き施業)、Ⅱ・模索の段階(未定着)、Ⅲ・確立した段階(定着)の3区分を行い、「市場における素材取引」については、Ⅰ・良質材しか取引されない段階、Ⅱ・一般材しか取引されない段階、Ⅲ・小径材は、一般材と一緒に取引される段階、Ⅳ・小径材だけでも取引される段階、の4区分を行い判定する仕組みとなっている。

表一6の区分結果をみると、総じて、当初予想された「先進的林業地域」としての当地域の現状をうまく表わしているとはいえず、その点では十分満足される結果をえたとは必ずしもいえない。すなわち、該当6町村中、4町村は県の平均的水準(Ⅲ)に過ぎず、東山町はかなりの低水準(Ⅰ)であり、やや水準の高い川崎村は当該地域の中では林野率をもつとも低く(表一1)、平地農村的な地域である。

目標事項のうち、県の水準に比して低いのは、「林業労働力の確保」および「林業経営者の投資負担能力」であるが、前者についてはほぼ実態を反映した数値とみられるが、後者については疑問が残る。

いずれにしても、この実施項目については①目標事項体系と②目標事項の指標化についての再検討が今後必要である。この際、性格、分野は若干異なるが、社会福祉水準の測定に関する方法⁽⁵⁾の援用は有効であろう。

5. 岩手県における山村集落の過疎化段階区分

山村からの若年者を中心とする人口・労働力の都市への流出は、それが大量かつ急激に進むことによって、過疎問題といわれるところの、さまざまな問題を山村および林業にひきおこしている。

その第1は人口論的過疎といわれる局面である。結果としては同じ人口減少であっても、なお出生が死亡を上まわっているという初期的な段階から、未婚の若者が不断に流出することによって出生数が徐々に減少し、ついには死亡数が出生数を上まわるという末期的な段階に至る。第2

の段階では、その地域からの人口の流出はたとえなくとも、自然に人口は減少して行くわけで、地域の社会、経済を維持するための人口的基盤がきわめて弱い地域であるといえる。

第2は地域的過疎といわれる局面である。人口、なかんずく働きざかりの若者が急激に流出し、いなくなる結果、①主たる産業である農林業が停滞し、衰退するという生産面ばかりでなく、②消費、生活面で地域社会の維持が困難となり、③行政施策の効率が落ち、④山村地域の森林、道路、河川等の保全が手薄になるなどの現象がみられる。

過疎現象は、以上の二面において山村地域の全部または一部に異常をきたし、正常な機能が営めなくなる一種の社会的な病気である。ここでの過疎化段階区分の目的は、病気に見立てられる過疎化の進行度合を客観的に把握、予見(=診断)することにより、対象地域について適切な処置をとるための、あるいは、過疎化に対応した地域としての森林管理、林業生産・販売の組織化のあり方を明らかにするための、必要な一つの手順と考えられる。

過疎化段階区分手法そのものについては、紙野氏らが、以上述べた過疎現象の二面性に着目して、この二つを柱としながら、山村集落を4段階区分し、とくに過疎化の視点からもっとも過疎化の進んだ総合的過疎化段階Ⅳ(以下、過疎激甚集落と呼ぶ)、Ⅳについて過疎化の進んだ総合的過疎化段階Ⅲ(以下、準過疎集落と呼ぶ)を問題的集落として摘出する方法を提案しており⁽⁶⁾⁽⁷⁾、また筆者らが行った東北における検証から、出稼の状態、豪雪の状態等若干の指標を追加することによって、紙野らの提案した手法の有効性はある程度確認されている⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

用いた区分手法は、この小課題に参画する共同研究に共通するものであるが、簡単にその概要に触れておきたい。

対象集落は、開拓村(戦後開拓集落)および漁村(漁家率80%以上の集落)を除く集落のうち、旧市町村単位で林野率80%以上の地域の集落、いわゆる山地集落と、山地村以外の平地村であっても、林家率70%以上の集落を合わせた範囲、すなわち「山」と関連性の深い集落を対象としている。

段階区分の指標は、表一7に示すように、前述の人口論的過疎と地域論的過疎を主要な柱とし、それぞれについて指標を選択し、各指標を区分して評点を与えて格付けし、4段階区分を行い、さらに人口論的過疎と地域論的過疎を総合化して、最終的な「総合的過疎化段階区分」(4段階)を行った。

前述のように、この区分手法そのものについては、すでにいくつかの県での結果が公表されており、また、この手法の有用性は確認されている。したがって、今回は、この手法を全国的規模に広げて適用した場合、東磐井地域、あるいはこの地域を含む岩手県は、どのような特徴を示す

表-7 過疎化段階区分のための指標別評点

指標		評点区分				
		1	2	3	4	
(1) 人口論的 過疎	① 人口増減率 (1965/1960)	90.0~99.9%	85.0~89.9%	80.0~84.9%	79.9%以下	
	② 戸数増減率 (1970/1960)	95.0~99.9%	90.0~94.9%	89.9%以下		
	③ 兼業化(兼業別模 の程度規)	農兼大	兼中	兼中		
	④ 集落戸数規模 (1970)	25~49戸	10~24戸	9戸以下		
	⑤ 出稼農家率 (1970)	80.0~89.9%	90.0%~			
(2) 地域論的 過疎	① 耕地面積増減率 (1970/1960)	90.0~99.0%	70.0~89.9%	60.0~69.9%	59.9%以下	
	② 人工林率増減 (1970/1960)	30.0%以上				
	③ 耕地転用(集団転用の有無 耕地植林)	有有	無有			
	④ 生活の便益性 (道路、通信、教育、 医療等の便益指標 の該当数)	3~4	5	6	7	5以上
	⑤ 都市からの距離	1~2時間	2時間以上	都市と無関係		
	⑥ 居住地標高	600~800 m	800~1,000 m	1,000 m以上		
	⑦ 集落形態	散居(平場)	散面(山場)			
	⑧ 集落戸数 (1970)	25~49戸	10~24戸	9戸以下		
	⑨ 集落内への車乗入れ		無			
	⑩ 交通途絶日数	60~99日	100日以上			

注) 4段階区分の方法

- 1) 人口論的過疎化段階 各指標別評点を単純に合計してつぎのように区分する。
I (0~3) II (4~7) III (8~11) IV (12~16)
- 2) 地域論的過疎化段階
I (0~5) II (6~11) III (12~17) IV (18~23)
- 3) 総合的過疎化段階 人口論的段階と地域論的段階を単純に合計してつぎのように区分する。
I (~II) II (III~IV) III (V~VI) IV (VII~VIII)

であろうか、ということに主眼を置いて検討したが、その結果は表-8および表-9に示した。

まず、表-8によって岩手県における結果を概観するとつぎの通りである。

第1は、人口論的過疎化段階と地域論的過疎化段階の関係であるが、かならずしも両者が平行しているわけではなく、おおよそつぎのようなグループに分けることができる。なお、簡略化のため人口論的過疎化段階をP、地域論的過疎化段階をRとする。

① P、Rともそれほど進行していないI-I-I (総合的過疎化段階、以下同じ)のグループ。32.4%を占め、もっとも多い。

②-1 Pは進行しているが、RはそれほどでもないII-I-II (23.5%), III-I-II (4.7%)のグループ。これはPがそのまま蓄積して行けば、いずれはRが進行して行くことが考えられる。過疎化の初期段階にある集落。あわせて28.2%。

②-2 Pはそれほどではないのに、Rが進行しているI-II-II (13.1%), I-III-II (0.1%)のグループ。このグループは数はそれほど多くないが、地域内での非農林業への移動のはげしい集落にみられ、林業経営の立場からみると、やはり問題的な集落である。あわせて13.2%。

③ P、Rとも進行の度合いがはげしいII-III-III (0.8%), II-IV-III (一%), III-II-III (6.2%), IV-II-III (0.4%), III-III-III (0.5%)などのグループ。過疎化の中期段階にある集落=準過疎集落。あわせて、7.9%。

④ P、Rとも末期の段階にあるIII-IV-IV (一%), IV-III-IV (0.1%), IV-IV-IV (一%)のグループ。岩手県では後述する久慈市に集落のみであるが、いわゆる過疎激甚集落。

第2に他県との比較であるが、過疎激甚集落と準過疎集落の占める割合は、岩手県では8.1%であるのに対して、宮城4.9%, 山形10.5%, 福島9.7%, 埼玉17.9%, 長野28.8%, 滋賀9.9%, 島根30.5%, 福岡10.2%というように、全体としてかなり大きなばらつきがみられるが、岩手県は東北諸県とともに10%内外であって低位である。

第3は県内における全山村集落に対する該当集落(IIIおよびIV)の割合の多い市町村は、10位までを列举するとつぎの通りである。①野田村(33.3%), ②岩泉町(31.5%)③湯田町(26.7%), ④川井村(21.1%), ⑤釜石市(21.7%), ⑥久慈市(18.8%), ⑦玉山村(17.6%), ⑧大槌町(16.0%), ⑨田老町(14.3%), ⑩新里村(13.8%)。これらの市町村のうち①、③、⑨の3町は鉾山の閉鎖によるもの、他はほとんど全部が北上山系の中部、北部の市町村である。

このような状況の中で、東磐井地域6町村では、わずかに準過疎集落2(東山の1集落について

表一 8 過疎化段階集落

人口論的 過疎化段階	地域論的 過疎化段階	總合論的 過疎化段階	岩 手		宮 城		山 形		福 島	
			実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
I	I	I	503	32.4	196	36.7	359	35.8	442	26.0
	II	II	203	13.1	26	4.9	48	4.8	180	10.5
	III	II	1	0.1	—	—	3	0.3	3	0.2
	IV	II	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		707	45.6	222	41.6	410	40.9	625	36.7
II	I	II	365	23.5	203	38.0	277	27.6	458	26.9
	II	II	281	18.1	65	12.2	160	16.0	399	23.5
	III	III	12	0.8	1	0.2	16	1.6	33	2.0
	IV	III	—	—	—	—	—	—	1	—
	小 計		658	42.4	269	50.4	453	45.2	891	52.4
III	I	II	72	4.7	13	3.4	50	5.0	58	3.4
	II	III	96	6.2	23	4.3	60	6.0	99	5.8
	III	III	8	0.5	2	0.4	17	1.7	20	1.2
	IV	IV	—	—	—	—	1	0.1	2	0.1
	小 計		176	11.4	43	8.1	128	12.8	179	10.5
IV	I	III	1	0.1	—	—	2	0.2	1	—
	II	III	7	0.4	—	—	6	0.6	2	0.1
	III	IV	1	0.1	—	—	3	0.3	4	0.3
	IV	IV	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		9	0.6	—	—	11	1.1	7	0.4
再 掲	I		503	32.4	196	36.7	359	35.8	442	26.0
	II		922	59.5	312	58.4	538	53.7	1,095	64.3
	III		124	8.0	26	4.9	101	10.1	159	9.3
	IV		1	0.1	—	—	4	4.4	6	0.4
總 計			1,550	100	534	100	1,002	100	1,702	100

注. 岩手, 山形は文献9), 滋賀は文献6), 福岡は文献10), その他の諸県は国庫助成メニュー一課

数·比率（各県対比）

埼 玉		長 野		滋 賀		島 根		福 岡	
実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
58	137	318	158	121	301	181	76	142	230
33	78	157	78	11	27	138	58	19	31
2	05	4	02	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
93	220	479	238	132	328	319	134	161	261
86	203	352	175	152	378	487	204	246	398
156	369	554	275	42	105	682	286	83	134
8	19	60	30	—	—	11	04	1	02
1	02	2	01	—	—	—	—	—	—
251	593	968	481	194	483	1,180	494	330	534
12	28	49	24	36	89	170	71	65	105
50	118	311	154	28	70	628	263	52	84
13	31	141	70	—	—	51	22	2	03
—	—	17	08	—	—	—	—	—	—
75	177	518	256	64	159	849	356	119	193
—	—	1	01	3	08	2	01	1	02
3	07	21	11	7	17	34	14	7	11
1	02	24	12	2	05	3	01	—	—
—	—	3	02	—	—	—	—	—	—
4	09	49	25	12	30	39	16	8	13
58	137	318	158	121	301	181	76	142	230
289	683	1,116	554	241	600	1,477	619	413	668
75	177	536	266	38	94	726	304	63	102
1	02	44	22	2	05	3	01	—	—
423	100	2,014	100	402	100	2,387	100	618	100

題「林業生産・販売の組織化」の53年度各県報告より調製した。

表一 9 過疎化段階別集落数・比率（東磐井地域）

区 分			大	藤	千	東	室	川	地 域 計		県 計	
P	R	T	東	沢	厩	山	根	崎	集落数	構成比	集落数	構成比
I	I	I	20	8	13	3	6	4	54	32.9	503	38.3
	II	II	21	10	9	4	2	3	49	29.9	203	14.3
	III	II	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0
	IV	III	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		41	18	22	7	8	7	103	62.8	707	52.6
II	I	II	2	1	7	3	6	2	21	12.8	365	24.2
	II	II	15	2	6	7	2	4	36	22.0	281	17.3
	III	III	—	—	—	—	—	—	—	—	12	0.2
	IV	III	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		17	3	13	10	8	6	57	34.8	658	41.7
III	I	II	—	—	—	1	—	—	1	0.6	72	3.0
	II	III	2	—	—	—	—	—	2	1.2	96	2.3
	III	III	—	—	—	—	—	—	—	—	8	0.2
	IV	IV	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		2	—	—	1	—	—	3	1.8	176	5.5
IV	I	III	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0
	II	III	—	—	—	1	—	—	1	0.6	7	0.2
	III	IV	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0
	IV	IV	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計		—	—	—	1	—	—	1	0.6	9	0.2
再 掲	I		20	8	13	3	6	4	54	32.9	503	32.4
	II		38	13	22	15	10	9	107	65.3	922	59.5
	III		2	—	—	1	—	—	3	1.8	124	8.0
	IV		—	—	—	—	—	—	—	—	1	0.1
合 計			60	21	35	19	16	13	164	100	1,550	100

注. Pは人口論的過疎化段階, Rは地域論的過疎化段階, Tは総合的過疎化段階。

は現地調査の結果、集落カードの記載に誤りがあり、準過疎集落に該当しないことがわかった）

を数えるのみであって、この点については明確な地域性を持っていることが注目される（表一 9）。

6. 過疎化集落における跡地森林管理の実態と対策の方向づけ

この実施項目は、5の項目で抽出された問題集落（過疎激甚集落および準過疎集落）を対象として、跡地森林管理の実態を明らかにすることによって、過疎化段階に対応した跡地森林管理の方向づけの可能性について検討しようとしたものである。

この結果、跡地森林管理の方向づけは、その集落における移転者、残留者を含む①森林の保有状況、②森林資源構成、③農民層分化、分解の程度（移転者、残留者の職業、階層等）④移転先との距離、等の条件によって異なるが、基本的には過疎化の程度、すなわち過疎化段階区分に対応して整理をすることが可能であることが確認された。すなわち、いわゆる問題集落（過疎激甚集落および準過疎集落）においては、程度の差こそあれ、急激な集落の縮小とともに、①跡地森林管理の後退、②道路、河川等の管理不良、③それによる森林作業能率の低下、④有害獣類等の被害増大、⑤森林火災、水土保持の監視の不十分さ、等が共通的にみられるが、これらに必要な対策は、崩壊寸前の集落またはその残留者に期待することは多くの場合無理であって、過疎化集落をとりまくより広域的な次元での解決が必要となっている。つぎに報告する3つの問題集落のうち、久慈市に集落（過疎激甚集落）は外的な誘導を必要としている典型的な事例であり、大東町T集落（準過疎集落）の場合は、行政的な誘導を含めて、畜産団地を導入し、集落ぐるみの転換を試みつつある事例である。また、大東町S集落は同じ準過疎集落でありながら、集落機能が維持され跡地森林等も比較的良好に維持、管理されている事例である。以上の事例から大胆に推論すれば、①過疎激甚集落については、集落の移転を含めた抜本的な再編成が必要であり、②準過疎集落については、基本的には集落を維持する方向での積極的な生産、生活両面での組織化が必要である。

久慈市K集落の事例

以下取り上げる事例の集落の概要は表一10に示してあるが、この集落は岩手県内では唯一の過疎激甚集落である。

北上山地北部の、岩泉町安家地区に接するところに位置し、この地域の中でも最も交通条件の悪いところに位置する畑作集落である。集落の歴史は古く、少なくとも享保年間（1716～1735）にはすでに住みついていたといわれる。北上山系北部地域は一般にそうであったよう

表-10 過疎化集落概要

区 分		久慈市(山根) K 集 落	大東町(大原) T 集 落	大東町(大原) S 集 落	
過疎化段階区分		IV	III	III	
総世帯数('60~'70)		28→22	22→19	32→30	
総世帯員数(")		154→97	129→102	193→153	
林家数('70)		12	11	36	
総農家数('60→'70→'75)		23→13→5	12→11→11	36→34→34	
経営耕地規模別 農家数 ('60→'70→'75)	~0.5ha	8→7→2	3→2→2	9→10→17	
	0.5~1.0	7→3→1	4→3→5	13→11→9	
	1.0~2.0	6→2→1	5→6→3	13→11→6	
	2.0~3.0	2→→→	→→→1	1→2→2	
	3.0	→→1→1	→→→→	→→→→	
経営耕地面積 ('60→'70→'75)	耕地面積計	202→138→96	107→116→111	323→314→232	
	田	1→5→4	37→34→36	114→111→110	
	樹園地	6→→→	6→19→23	17→44→47	
	畑	195→133→93	64→64→52	192→160→75	
採草放牧地('60→'70→'75)		160→70→3	6→39→37	17→79→26	
山林のうち採草放牧地(")		143→30→20	7→15→71	23→→→	
大家畜飼養農家 ('60→'70→'75)	乳用牛	戸数	3→2→1	5→10→10	16→19→13
		頭数	7→15→18	8→28→28	24→41→28
	肉用牛	戸数	3→2→→	3→→→→	7→4→6
		頭数	6→3→→	3→→→→	7→6→7
	豚	戸数	11→→→→	3→→→→	11→5→3
		頭数	11→→→→	5→→→→	19→6→3
保有山林 ('70→'75)	農家数	12→4	11→11	28→28	
	面積	376→680	282→270	1868→1707	
養 蚕 ('60→'70→'75)	農家数	→→→→	8→7→4	24→19→15	
	掲立卵量箱	→→→→	27→15→13	79→98→115	
農家一戸当り耕地面積	('60→'70)	9→11	9→11	9→9	
牛飼養頭数	(")	0.6→1.4	9→2.5	9→1.4	
林家一戸当り保有山林面積	('70)	31	26	57	

注 1) 1975年農業センサス農業集落カードより

2) 面積単位は0.1ha

に高度経済成長期以前は、零細な自給的畑作プラス短角牛の繁殖経営プラス林業賃労(自営あるいはやとわれ製炭を含む)プラス冬季出稼によって生計が維持されていた。すなわち、表-11は高度経済成長の影響をまだ受けていない1960年(昭和35年)時点のものであって、当時のこの集落の状態をよく示しているといえよう。

集落からの挙家離村がはじまったのは昭和40年頃からであるが、急減をみたのは昭和45年以降である。昭和45年8月現在の非農家を含む世帯数26戸であったが、昭和53年8月までの8年間に実に20戸が流出し、残留者は6戸を数えるのみとなった。移転先は久慈市内16戸、県内2戸、県外2戸である。

移転者の跡地森林等の処理状況はつぎの通りである(表-11)。

①20戸の移転者のうち山林を保有していたものは零細なものまで含めて10戸、424haであったが、約15haをHセメント会社へ手離し、県外へ転出したほかは、ほとんどそのまま保有している。残留者の森林の人工林率は、当時においてもすでに44%とかなり高かったが、移転者のそれは5%ときわめて低率であり、ほとんどが低質広葉樹のまま放置され荒地化している。

②農用地のうち畑地については全移転者が多少にかかわらず保有していたが、約12haの畑地は2haに造林され、03haが残留者に売却された以外は放置されている。

③草地の約15haはまったく荒地化しており、残留者の経営規模拡大につながらなければならぬ、雑草が繁茂することによって、残留者の土地利用に障害となっている状態である。

④残留者6戸は、表-11にみられるように、必ずしも経営規模の大きい世帯ばかりではない。1戸と13戸の農家は経営規模も大きく、現在は荒地化している農用地、山林等を買入れ、あるいは借入れて規模拡大の意欲を持っているが、値段が折り合わず実現していない。

⑤他の残留者4戸のうち1戸、18戸、16戸の3戸は経営規模からみても、移転あと地の利用のための資金、労働力の裏付けもなく、このまま進行すれば、いずれは流出を余儀なくされると予想されており、前記の2戸は、ますます孤立状態に追い込まれる危険がある。

⑥農用地、山林以外の宅地、住居についても放置同然の廃屋となっているが、墓地は何とか維持されている。

大東町T集落の事例

大東町大原地区の山間部に位置する戸数11戸の小規模な散居集落であるが(図-1および図-2)、同じ小規模集落に属しながら、東部の7戸は西部の4戸にくらべて上流に位置するが傾斜は比較的緩やかであるのに対し、西部の4戸は農用地が溪間にわずかにひらけるにすぎず、経営土地

表-11 久慈市K集落農

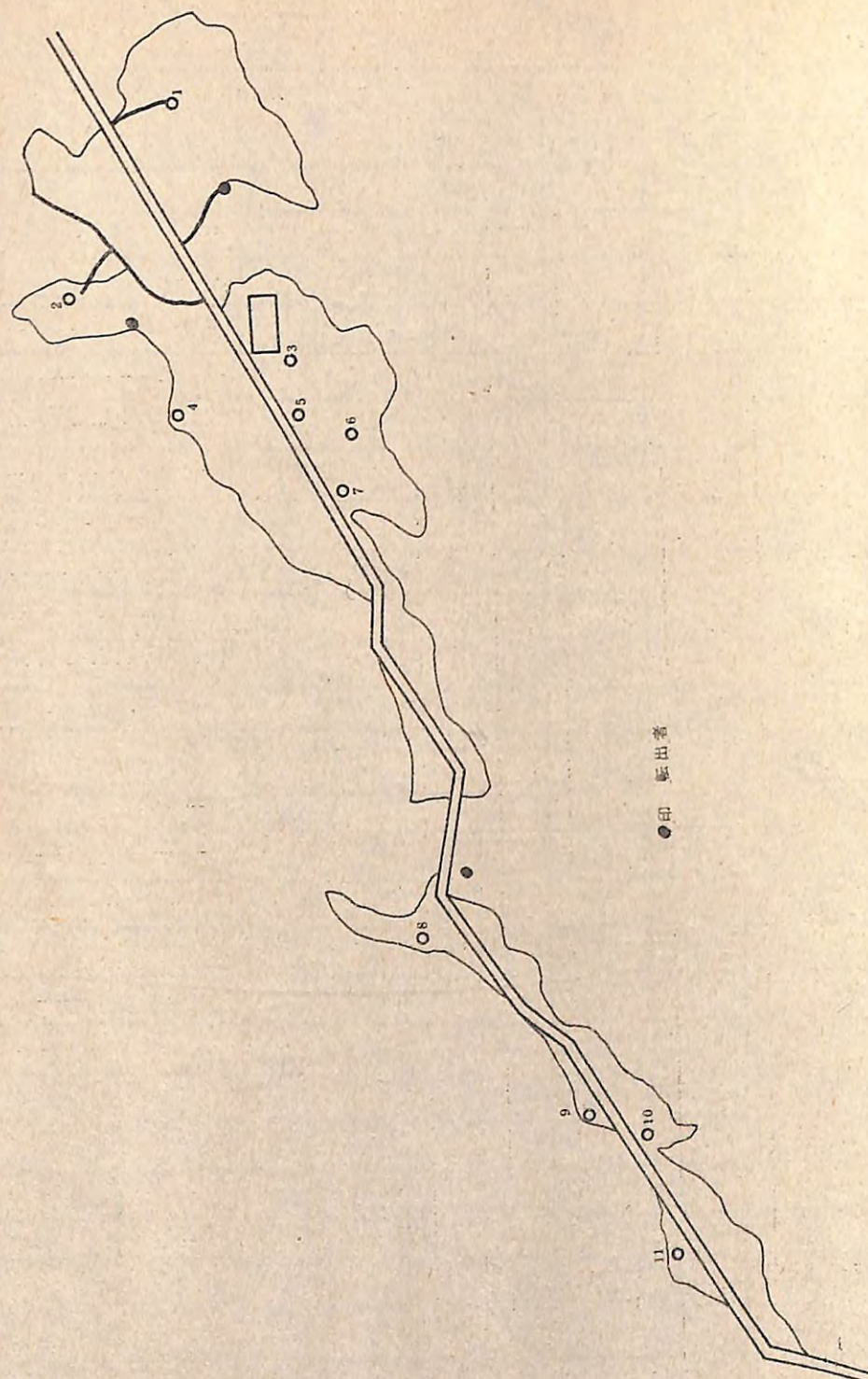
世帯番号	世帯員数			専業区分	兼業従事者	兼業種類	経営土地	
	男	女	計				畑	草地
1	4	3	7	2 兼	主, その他	製薪炭	090	065
2	1	2	3	"	主, その他	"	020	—
3	4	5	9	1 兼	主, あとつぎ	"	150	240
4	3	2	5	2 兼	主, その他	"	068	240
⑤	3	3	6	"	主, あとつぎ その他	" 出稼	065	—
6	3	2	5	"	主	"	043	—
7	1	3	4	1 兼	主	人夫日雇	082	—
⑧	1	—	1	2 兼	主	"	038	—
9	3	3	6	"	主, あとつぎ	製薪炭	050	—
⑩	2	3	5	専	—	—	282	530
11	1	3	4	2 兼	主, その他	製薪炭	030	—
12	6	3	9	"	主, あとつぎ その他	" 出稼	101	—
⑬	4	5	9	1 兼	あとつぎ	"	209	469
14	2	1	3	"	主	"	040	—
⑮	5	5	10	"	主, あとつぎ その他	" 林業賃労	132	—
⑯	3	1	4	2 兼	主, あとつぎ	"	029	—
17	2	4	6	"	主	"	108	410
18	3	3	6	"	主, あとつぎ	"	011	—
19	4	3	7	"	主, その他	"	110	090
20	1	3	4	"	主	建設賃労 (通年)	080	120
21	1	2	3	"	主	出稼	050	150
22	1	1	2	専	—	—	010	190
23	6	1	7	1 兼	主, その他	製薪炭	150	—
合計	64	61	125				1948	2504
うち移転名分	46	44	90				1193	1505

注. 1) 1960年センサス農家調査による。

2) 世帯番号○印は1979年現在の残留世帯である。

家一覽表(1960年センサス当時)

面積(ha)		大家畜飼養頭数				備考
山林	うち人工林	乳用牛	肉用牛	馬	豚	
180	100				1	
018	—					
548	—				1	
450	110				1	
—	—		2			
1096	—					
1000	—				1	
002	—					
050	—				1	
8755	4000	4		1		
349	—					
—	—				1	
910	900		3	1	1	
—	—				1	生活保護
300	100	1	1			
810	080					
400	—	2				
—	—				1	
—	—				1	
—	—					
—	—					生活保護
150	—				1	
15918	5290	7	6	2	11	
4241	210	2	0	0	10	



図一 大東町 T 集落配置図

表一 12 大東町 T 集落農家一覧 (1975 年センサス)

農家 番号	専業別	経営土地面積					大家畜飼養頭数			販売金額	林業労働	
		耕地 (アール)				山林 (ha) (うち人工林)	乳用牛	肉用牛	豚	1 位部門 割合	従事者数	世帯員数
		水田	畑	樹園地	牧草地等							
1	1	20	10	15	—	33 (13)	4	—	—	酪 8	1	1
2	専	30	20	50	130	1.0 (0.5)	2	—	—	酪 7	1	—
3	1	52	18	20	70	5.8 (1.0)	7	—	—	酪 7	2	1
4	2	22	15	10	59	0.5 (0.3)	4	—	—	酪 7	—	1
5	2	27	20	30	—	0.3 (0.3)	2	—	—	蚕 7	—	2
6	1	40	15	30	5	3.8 (0.5)	3	—	—	酪 8	—	1
7	1	25	17	30	45	5.0 (0.3)	2	—	—	酪 6	1	1
8	2	—	20	—	—	1.0 (0.8)	—	—	—	雑: <10	—	—
9	専	20	10	20	30	3.2 (0.4)	2	—	—	酪 10	1	1
10	専	28	5	10	20	1.6 (1.6)	2	—	—	米 6	1	1
11	1	17	15	10	—	1.4 (1.4)	1	—	—	タバコ 10	—	1

面積も一般に零細である (表一 12)

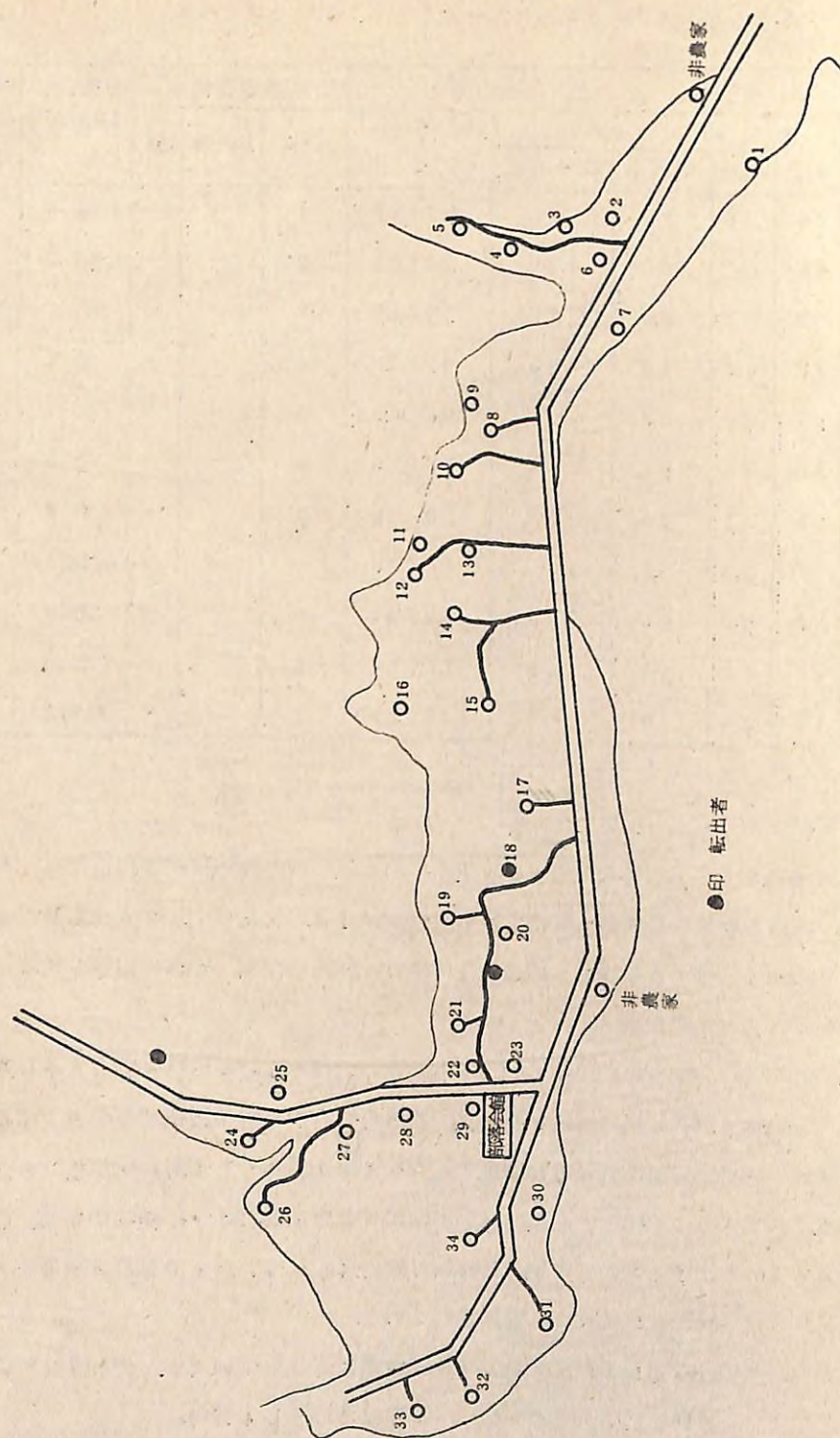
久慈市 K 集落と異なり、水田作も可能であるが、自給もおぼつかない程度の規模であって、他は養蚕、タバコ、養畜等を組み合わせた零細な田畑複合経営によって成り立って来た集落である。山林保有規模もきわめて零細であるから、零細な農業経営と林業賃労働、それに出嫁を組み込むことによって生計が維持されて来た。

この集落も、徳川時代以来の集落であるが、町内においてはもっとも辺地に位置する集落である。'60—'70 において 3 戸の集落外移転をみたが、跡地森林等の処理状況はつぎの通りである。

S 家：№ 9 の遠い分家筋に当り戦後この関係で転入して来た。主として製薪炭で生計をたてていたが、薪炭生産、市場条件の悪化とともに、通年出嫁に切り替え昭和 40 年頃転出した。畑地を 30 アール所有していたにすぎなかったが、県外への転出に際してこれを隣接の S 集落の共有林組合へ売却し、現在では植林地として良好に管理されている。

S g 家：№ 1 の農家の分家として製薪炭および林業賃労働に従事していたが、昭和 35 年頃県外へ転出した。畑 10 アールと住居は № 1 農家へ返し、現在は草地として利用。

K 家：水田 60 アール、畑 20 アールを所有し、この集落としては比較的大規模な農家であった



図一三 大東町 S 集落配置図

が、あとつぎとの関係が良くなく離村した。跡地は一括して、親戚筋に当る隣接の S 集落の K 家（表一 13 の 13 の農家）に売却し、現在は全部植林地となっている。なお、転出した 2 戸はいずれも山林を保有していなかった。

以上のように、転出した 3 戸のうち K 家を除けば、いずれも非農家に近い世帯であって、跡地の利用についても、久慈市 K 集落にみられるような荒地化現象は見られなかった。

なお、この集落の最近の動きとして注目される点は、東部地区の 7 戸で「畜産団地整備事業」を導入した酪農専業化が具体化していることであって、共同経営によって乳用牛（186 日以上）116 頭（1戸平均 17 頭）の導入を計画しており、これにともなって山林の牧草地への転用が進行しつつある。面積そのものは個人有山林を全部転用しても 20 ha 程度の規模であるが、過疎化に対応した動きとして一つの事例を提供するものであるといえよう。それと同時に、酪農経営から取り残された西部地域の 4 戸の去就が注目されるが、何らかの格差は正策が必要と考えられる。

大東町 S 集落の事例

前記 T 集落の下流部に隣接する集落であって、交通の便にも恵まれている。また図一 3 にみられるように T 集落にくらべ規模も大きく集居的な集落形態を呈する。

山間地であることには変りがないので決して十分な規模とはいえないが、T 集落にくらべてもはるかに有利な条件を備えた集落といえよう。基本的な営農形態は田畑作複合経営であるが、米を基幹にしながらも複合部門はかなり多彩である。販売金額 1 位部門の順位は、①米 10 戸、②タバコ 7 戸、養蚕 7 戸、④酪農 4 戸、⑤販売なし 6 戸となっている。

保有山林農家率も、かなり零細なものまで含めると 82% の高率であり、林家 1 戸あたりの保有面積も過疎化集落 3 事例中群を抜いて大きい。総じてこの集落は 3 事例中、農業経営、農家経済がもっとも安定しているといえよう。

'60→'70での集落外転出者 3 戸の跡地森林等の処理状況について述べる。

K a 家：表一 13 の 13 の分家であるが、あとつぎ他出のため昭和 47 年頃県外へ転出。田 20 アール、畑 30 アールのうち、田 15 アールを 13 へ、その他は 13 へ売却し、そのまま利用されている。山林は保有していなかった。

K u 家：世帯主死亡のため、あとつぎを頼って東京へ転出した。田 30 アールおよび畑 20 アールの農用地と宅地、住居等一括して親戚の 11 へ管理をまかせ、そのまま利用されている。

S 家：戦後県内 R 市より親戚を頼って転入し、製炭、出稼等で生計をたてていたが、その後保

表-13 大東町S集落農家一覧(1975年センサス)

農家 番号	専業別	経 営 土 地 面 積					大家畜飼養頭数			販売金額1 位部門 割 合	林業労働 従事世帯員数	
		耕 地 (アール)				山林(ha) (うち人工林)	乳用牛	肉用牛	豚		自営	やとわれ
		水田	畑	樹園地	牧草地等							
1	2	10	20	—	—	05(一)	1	—	—	タバコ10	—	1
2	2	21	3	—	—	05(一)	—	—	—	—	—	1
3	2	14	15	10	10	10(01)	1	—	—	タバコ 6	—	1
4	2	27	7	—	3	36(20)	—	—	1	米 10	1	1
5	専	48	5	30	150	42(30)	4	—	—	酪 4	1	—
6	2	46	10	10	—	75(25)	—	—	1	米 6	1	—
7	2	30	10	—	—	06(01)	—	—	1	米 10	1	1
8	2	14	30	—	—	—	—	—	—	—	—	1
9	1	20	5	13	5	60(25)	—	1	—	蚕 8	—	1
10	1	53	45	15	25	50(06)	—	2	—	米 6	1	2
11	1	10	10	—	40	—	3	—	—	酪 10	—	—
12	1	13	14	—	—	—	—	1	—	タバコ10	—	1
13	2	32	3	—	—	16(10)	—	—	—	米 10	1	1
14	2	15	10	—	—	05(03)	—	—	—	—	1	—
15	2	15	15	—	—	15(01)	—	—	—	蚕 10	—	—
16	2	10	5	13	30	—	1	—	—	蚕 10	—	1
17	1	43	10	15	—	100(20)	2	—	—	米 6	1	1
18	専	20	3	—	10	—	—	—	—	米 10	—	—
19	2	40	7	—	—	29(20)	—	—	—	米 10	1	1
20	1	50	35	8	—	80(12)	2	—	—	タバコ 4	1	—
21	1	130	18	—	63	460(40)	—	—	—	米 7	2	—
22	1	85	10	10	40	120(20)	7	—	—	酪 7	1	—
23	専	48	27	20	10	100(40)	2	—	—	タバコ 7	1	—
24	2	20	5	—	—	50(40)	—	—	—	—	—	—
25	2	9	3	16	16	03(一)	1	—	—	酪 10	—	1
26	1	60	15	40	—	75(20)	1	1	—	蚕 7	1	1
27	1	40	15	20	—	60(30)	—	—	—	蚕 6	1	1
28	専	40	10	30	20	26(一)	1	—	—	タバコ 7	1	1
29	2	17	30	10	—	23(10)	—	1	—	タバコ10	1	—
30	2	10	7	—	—	01(01)	—	—	—	—	1	—
31	2	40	3	15	—	100(30)	—	—	—	米 7	—	—
32	1	38	10	30	22	100(74)	—	1	—	蚕 8	1	—
33	2	—	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34	1	30	30	20	—	56(25)	2	—	—	蚕 7	1	2

護世帯となり町外へ転出した。農用地、山林等は所有していなかった。

すなわち、この集落では、転出者の跡地は、土地に隣接する所有者あるいは親戚に売却処分ないし管理委託され、そのまま利用されており、放置される等の現象はみられない。

7. 先進的林業地域の集落を対象とした総合評価と特性区分

この実施項目では対象地域の全集落を対象として各集落の性格づけ、すなわち各集落の総合評価と特性区分を試みた。前者の総合評価の意味は、当該地域での林業生産の組織化をはかって行く際の拠点的な集落を抽出することであり、後者の特性区分の意味は、各集落の今後の改善すべき要因を見出すことにある。

総合評価と特性区分の方法は表-14に示すように、①林業経営基盤、②林業労働力、③林産物市場性の3大要因についての指標に3区分した評価をそれぞれ与え、その合計値について3段階区分を行って、総合評価を行う。

この結果、平均してレベル以上にあると考えられる総合評価Ⅲの集落(=林業拠点集落)は、表-15の通り19の集落が抽出されたが、これをさらに地図上にプロットすると図-4の通りとなった。

表-14 集落別総合評価と特性区分の方法

評 点		1	2	3
(1) 林業経営基盤	①農家1戸あたり保有山林面積('70)	~1.0 ha	1.0~5.0 ha	5.0 ha ~
	②農家1戸あたり保有山林増減率('60→'75)	△	+0~50%	+50% ~
	③農家1戸あたり人工林面積('70)	~1.0 ha	1.0~3.0 ha	3.0 ha ~
(2) 林業労働力	①林業従事者のいる農家数の割合('75)	~20%	20~40%	40% ~
	②農家1戸あたり林業従事日数('75)	0~4.9日	5~9.9日	10日 ~
(3) 林産物市場性	①DID都市からの距離	60分以上	30~60分	30分未満

注) 3段階区分の方法

- (1) 林業経営基盤 I(3~4) II(5~6) III(7~9)
 (2) 林業労働力 I(2~3) II(4) III(5~6)
 (3) 林産物市場性 I(1) II(2) III(3)
 総合区分 I(3~4) II(5~6) III(7~9)

このようにして抽出された19の集落は、地域内全集落272の7.0%、山村および山地村集落164の11.6%にあたる。また、その分布の状況は地域的に偏在しているが、多くは、大東町、東山町の山村あるいは山地村集落である。

つぎに特性区分に関しては、全体として林産物市場に関する評点が低いことが特徴である。この

表-15 集落特性区分結果

町村名	旧町村名	集落名	経営基 盤評点	林業労 働評価	林産物市場 性評点	総合区分
大東町	大原	下内野	8 III	6 III	1 I	7 III
		摺沢	7 III	5 III	1 I	7 III
	興田	京津畑	7 III	5 III	1 I	7 III
		上中川	8 III	6 III	1 I	7 III
		中川	7 III	6 III	1 I	7 III
	猿沢	第10区	6 II	5 III	2 II	7 III
		第11区	5 II	5 III	2 II	7 III
		第12区	5 II	5 III	2 II	7 III
千厩町	千厩	宮敷	9 III	5 III	1 I	7 III
東山町	松川	第1区	6 II	5 III	2 II	7 III
		第3区	5 II	5 III	2 II	7 III
		第5区	6 II	5 III	2 II	7 III
	長坂	山谷	7 III	6 III	1 I	7 III
		本町	6 II	5 III	2 II	7 III
		中倉	7 III	6 III	1 I	7 III
	田河津	夏山	7 III	5 III	2 II	8 III
室根村	折壁	田茂木	6 II	5 III	2 II	7 III
	矢越	千刈田	7 III	6 III	2 II	8 III
川崎村	薄衣	陣ヶ森	5 II	5 III	2 II	7 III
合計		19				

ことは、当該林業地域について、林産物流通、加工機能の強化が一つの問題であることを示唆している。

なお、各要因（目標項目）における対応策を列挙するとつぎの通りである。

1) 林業経営基盤の強化、拡大

- ① 規模拡大のための分収林、借入林の設定
- ② 林地流動化の方向決定とその裏付け
- ③ 用材林化（人工林化）、施業集約化（良質材等）による森林資源の充実＝実質的規模拡大
- ④ 遊休入会林野整備
- ⑤ 特殊林産物生産拡大による広葉樹林の利用拡大

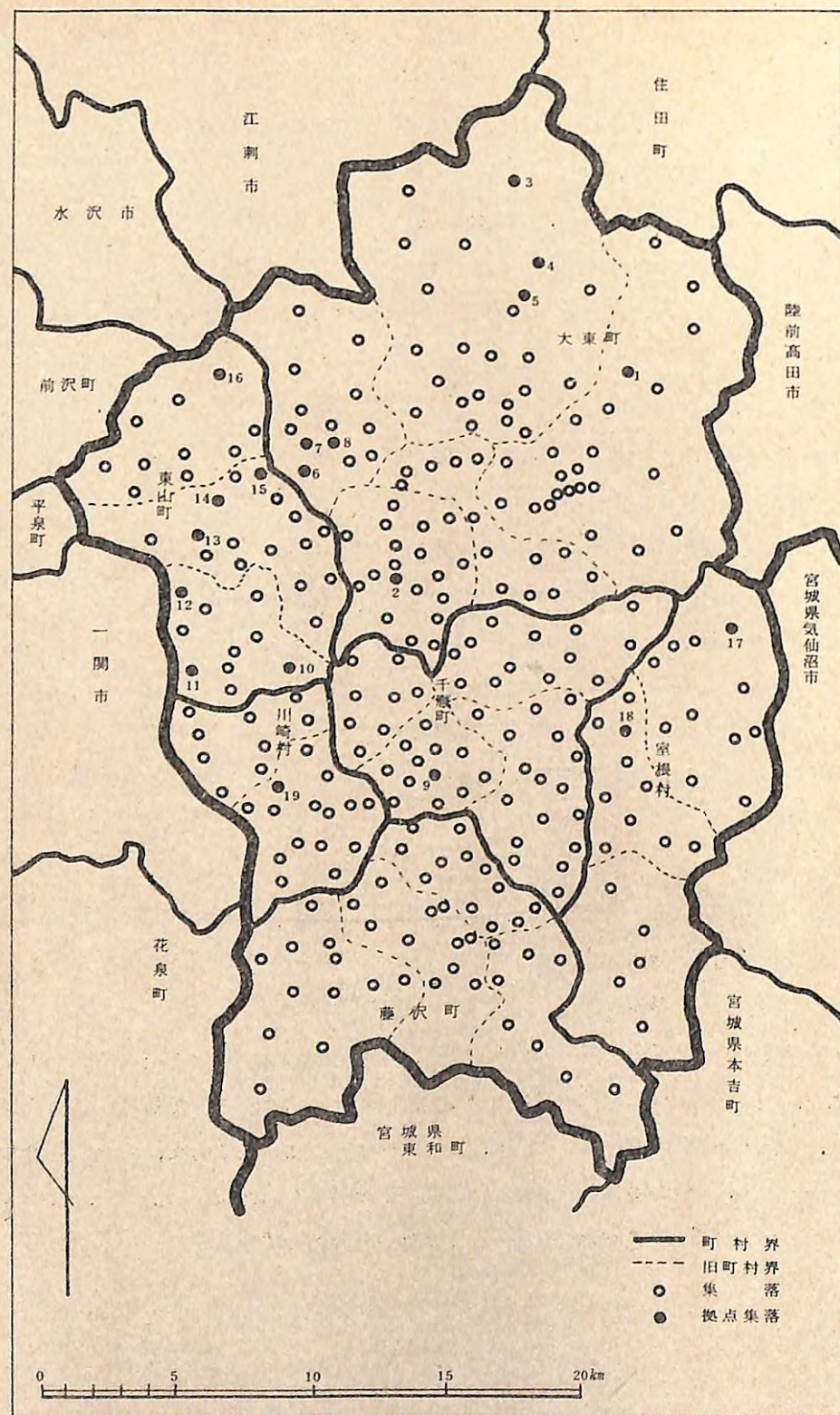
2) 林業労働力対策

- ① 農業生産を中心とする省力化等経営内部での自家労働力利用改善
- ② 個別施業計画導入等計画的施業による労働力の計画的利用
- ③ 個別経営努力の限界をカバーする労働力の地域的組織化
- ④ 林道（とくに作業道）整備、機械化による省力化
- ⑤ 共同団地施業等作業の集団化、協業化による省力化
- ⑥ 社会的施設整備を含めた総合的な林業後継者維持、育成等

3) 林産物生産、市場条件の整備

- ① 林道の整備、拡充
- ② 素材生産事業（とくに間伐材、小径材等）の集団化、協業化
- ③ 伐出過程の機械化
- ④ 木材流通組織の整備

この実施項目についての今後の課題としては、集落単位の統計数字（とくに林業）が不足していること、属人統計のみで属地統計がないこと、などによって、その分析にもおのずから制約があるが、要因（目標項目）体系と指標を、より客観化することによって、集落を基礎とした林業組織化のための、一つの枠組みを提供できるのではないかと考えている。なお、このことは、前述の「市町村を対象とする成熟度区分」とも十分つき合わせて検討する必要がある。



図一4 林業拠点集落（総合評価Ⅲ）位置図

-68-

8. 林業拠点集落を中心とする林業生産組織化の実態－東山町N集落の事例

N集落は図一4の版15にプロットされる集落であって、東山町長坂地区の中央北部に位し、東山町田河津地区および大東町猿沢地区に接する山間地集落である。しかし山間地集落とはいえ、図一1をあわせて参照すればわかるようにごく近くに国道343号線が走っているほか、既述のセメント工場などがある町の中心部に対しても1km以内の個所にあつて、通勤による農外就労機会もあり、その条件には恵まれた集落である。

このようなことから、表一17に見られるようにほとんど大部分の農家は、家としての常勤的かつ比較的安定的な事務員、教員、工員、運転手等の兼業に従事している農家であつて、土地持ち労働者といった性格の強い農家もかなりある。今まで見て来た過疎化集落にくらべると、それでも農業経営規模は遜色がなく、保有山林面積、人工林面積も大きいことから、はるかに有利な条件をもった集落といえよう。

営農形態は基本的には田畑作複合経営であつて、販売金額1位部門はやはり米に依存している農家が多いが（19戸中13戸）、養畜（乳牛、豚あわせて3戸）、しいたけなどもみられる。

山林は多少にかかわらず大部分の農家が保有しており、保有者1戸あたりの平均面積は約4.4haでそれほど大規模ではないが、人工林率は41%で、とくに最近（昭和43年以降）の団地造林による拡大造林を軸として人工林化が急速に進んだ。

N集落が関係する団地造林の実績（一部計画を含む）は、表一18に示す通りであるが、このように大きな実績を上げた理由は、基本的には、恒常的な職員、工員等勤務による農外所得による総体としての農家所得の向上、農家経済の安定化に負うところが大きい。具体的な動きの中では、森林組合の役員を兼ねるI氏（No.7の農家）やIw氏（No.9の農家）を中心とする積極的な動きが注目される。表一17に示すように、両氏自身団地造林の大口加入者であるが、これらの比較的規模の大きい保有者を核にしながら、それが町内隣接集落の保有者に、また町外保有者に波及したのである。また、団地造林に付随する作業路の作設については、団地森林の保有者ばかりでなく、農用地を含めた関係者以外の、すなわち集落の合意を得ることが不可欠であつて、N集落および周辺集落の理解の上に成立した事業であるといわなければならない。

表-16 東山町N集落概要(1975センサス)

区 分		1960	1970	1975	
総 世 帯 数		22	21	※	
総 世 帯 員 数		139	119	※	
林 家 数		※	18	※	
総 農 家 数		18	19	19	
専業別農家数	専 業	1	—	—	
	第 一 種 兼 業	12	3	1	
	第 二 種 兼 業	5	16	18	
経営耕地規模別 農 家 数	～0.5ha	5	2	3	
	0.5 ～1	8	8	10	
	1 ～2	5	6	4	
	2 ～3	—	3	2	
兼業種類別農家数	雇 用 兼 業	14	18	19	
	自 営 兼 業	3	1	—	
経 営 耕 地 面積 0.1ha	計	144	212	175	
	田	65	86	84	
	園 地	1	5	1	
	畑	78	122	90	
採 草 , 放 牧 地 0.1ha		29	4	37	
山林のうち採草, 放牧地 0.1ha		—	7	1	
大家畜飼養農家 数 ・ 頭 数	乳用牛	戸 数	5	8	7
		頭 数	9	21	21
	肉用牛	戸 数	7	9	8
		頭 数	8	15	11
	豚	戸 数	7	1	1
		頭 数	10	10	4
養 蚕	農 家 数	5	4	1	
	繭立卵量 (箱)	8	5	1	
保 有 山 林	農 家 数	※	16	17	
	面 積 0.1ha	※	675	715	

注。※は調査なし。

農家 番号	専業別	専業 種類	経営土地面積(0.01ha)				保有山林 (ha)	工 率 人 林	しいたけ ほだ木 保有本数	大家畜飼養頭数			販売金額 1位部門 と割合	林業労働 従事人員		林地造林 実施面積 ha
			水田	畑	樹地	牧草地 専用地				乳用牛	肉用牛	豚		自営	やとわれ	
1	1	3	36	40	—	—	43(0.4)	93	—	—	—	—	米8	1	—	390
2	2	1	—	29	—	—	—	—	—	—	—	—	穀:5	—	—	—
3	2	1	36	60	—	—	627(2.5)	399	—	—	—	—	米6	1	—	—
4	2	1	28	40	—	—	300(1.5)	500	—	—	—	—	米9	2	—	100
5	2	1	23	45	—	—	100(0.7)	700	—	—	—	—	米5	1	—	—
6	2	1	50	20	—	—	090(0.3)	333	—	—	—	—	米9	1	—	020
7	2	1	74	10	—	130	1350(10.0)	513	—	10	—	—	米6	2	—	403
8	2	1	70	15	—	10	500(0.5)	100	100	1	—	—	米10	1	—	150
9	2	1	45	12	—	10	700(3.0)	429	5000	—	—	—	米6	1	—	400
10	2	1	45	20	—	—	208(0.6)	288	—	—	—	4	豚5	1	—	040
11	2	1	35	25	—	—	350(0.33)	94	—	—	—	—	米10	1	—	050
12	2	1	40	30	—	30	170(1.0)	588	—	4	—	—	豚6	1	—	100
13	2	1	40	55	—	70	01(—)	—	—	3	—	—	豚8	—	—	—
14	2	1	100	24	—	80	1000(7.0)	700	100	—	4	—	米10	2	—	100
15	2	1	25	13	—	—	100(0.5)	500	—	—	—	—	—	—	—	—
16	2	1	50	30	—	40	300(1.0)	333	500	—	—	—	米9	—	—	050
17	2	1	43	6	—	—	230(0.7)	250	15000	—	—	—	きのこ7	—	—	—
18	2	1	35	30	—	—	300(—)	—	—	—	1	—	米8	—	—	—
19	2	1	24	24	10	370	—	—	—	—	—	—	米7	—	—	—

注。兼業種類は、1きまっただ勤め先の事務員、教員、工員、運転手など。2出稼 3日雇・臨時

表-18 N集落関係団地造林実績

名 称		北 畠 井 里	中 倉	小 豆 用
実 施 期 間		43~45	48~50	55~57
実 施 面 積		2183ha(750m)	2420(1500)	1222(1800)
関 係 林 地 所 有 者	所 有 者 数	11	18	10
	所 有 面 積	7400ha	10515	6095
林 地 所 有 者 の 居 住 地 区 別	6区(N集落)	所有者数	1	11
		面 積	273	1510
	町内隣接集落 (4および5区)	所有者数	10	3
		面 積	1910	560
	町内その他 集 落	所有者数	—	2
		面 積	—	150
	町 外	所有者数	—	1
		面 積	—	200

注: 1) 農林事務所, 森林組合資料

2) 一部計画を含む

3) 実施面積の()は作業路開設延長

引 用 文 献

- (1) 東北農業試験場農業経営部: 東磐井農業の展開構造 — 地域農業の包括的把握の試み —, 東北農試農経研究資料 53, 1978
- (2) 安永朝海・安ヶ平精三: 岩手県大東町特殊林産物集出荷貯蔵施設について, 全国林業構造改善協議会, 1980
- (3) 藤田栄三郎・佐々木孝昭: 新生林業地の現状と課題 岩手県東磐井地域, 林業技術 457号 1980
- (4) 有岡治良(舟山良雄指導): 間伐促進対策について, 昭和51年度林野庁長期委託研修報告書(10), 1976
- (5) 国民生活審議会調査部会編: 社会指標—よりよい暮らしへの物さし, 大蔵省印刷局, 1974
- (6) 紙野伸二: 山村集落の過疎化段階区分, 農林統計協会「日本の林業」所収, 1974

- (7) 小菅 久: 類型別山村集落の過疎化段階に関する一考察, 第86回日林構, 1975
- (8) 安永朝海: 山村集落の過疎化段階区分—岩手県におけるケーススタディー, 東北支場たより, 180, 1976
- (9) 安永朝海: 豪雪山山村集落の再整備方式, 農林水産技術会議「農林漁業における環境保全的技術に関する総合研究」試験成績書(第5集)所収, 1979

Ⅲ 熊野林業地域における実態と問題点

1. 調査地の選定と課題

山村における過疎化の進行に伴う林業従事者数の減少と老令化、林業賃金の高騰、外材輸入量の増大、木材代替財の伸長、地価高騰による建築需要の減退などにより国内林業の不振がますます大きくなりつつある。国内林業の衰退の中で、森林ならびに林業に対する政策は地域林業の確立を大きく取り上げてきたが、その具体的方策は、生産と流通の有機的結合を図り、国産材供給を地域的にシステム化することである。

地域林業の確立が叫ばれる中で、地域林業の概念規定も次第に明確化されつつある。54年度林業白書によれば、この地域概念を次のように述べている。すなわち、「地域のおかれた条件に応じて、育林から流通までの各段階の有機的関連の下で、地域的なまとまりをもち、育林、素材生産の計画化、組織化、育林技術の統一化の推進、大量の丸太集荷ときめ細かな仕分け等の丸太流通機構の拡大、多様な丸太を消化しうる製材加工機能の充実、生産された製材品の販売機能の強化を図り、国産材の安定的な供給体制を確立する」。

かかる地域林業の確立においては、流通ならびに加工がとくに重視されるが、この点が重視されるに至った主な契機は、新興林業地域における戦後造林地の成熟とその商品化にある。いわゆる先進的林業地域というのは、森林資源の充実、林道網ならびに作業道網などの生産基盤の整備、木材市場の確立、木材加工施設の充実、流通機構の確立、林業労働組織の確立などの諸要因が全体として相互にバランスがとれている地域であるといえる。

この課題では、先進的林業地域の実態調査を通じて、地域林業の形成が如何なる形で、どの程度進捗しているか、つまり林業地としての成熟度の計量を、林業圏域、市町村、集落という各段階と範囲において、客観的に表示しかつ指標化する。そして、地域林業の形成に対する診断を下すとともに、その処方箋を準備し、地域林業の確立を図るために集落が果たすべき役割を明確化することを通じて、山村における集落機能の多面的評価が研究目的となる。

この研究を行うフィールドとして、和歌山県東牟婁郡本宮町、西牟婁郡大塔村、中辺路町の2町1村を選定した。このうち本宮町は熊野川流域に位置し、古くから熊野林業地の一角として林業地の形成が進んだ所である。一方、大塔村、中辺路町は、本宮町に比較して林業地として歴史は浅いが、目下、林業地の形成過程にあり、林業投資が伸長している所である。

これらの地域では、森林資源の充実、林道網の整備、林業労働者組織の確立、流通機構の確立など、モデル調査を行う上での要件をかなりの程度満足させているものと考えられる。また、これらの地域では、集落移転再編成事業など幾つかの大きな社会実験が試みられた。これら成果の確認と評価もまた当該地を調査フィールドとして選定した理由である。

2. 地域林業の展開と林業生産

調査地の状況と林業の展開過程を概観しておきたい。既に述べたとおり、本宮町と大塔村・中辺路町は流域を異にするだけでなく、林業地としての歴史やその展開過程を異にしている。そこで、まず本宮町について眺めてみたい。本宮町は熊野川筋に展開するが、この地域の林業の歴史は極めて古く、今から二百数十年程以前に既に人工造林が行なわれていた記録が残されている。当時は、住民が多少とも山林を所有していたが、重い公租負担から地上権の移動が始まり、明治に入ってから徐々に所有権の移動に変化し、大正から昭和初期の不況時に山林の大半が田辺、新宮の商人、木材業者の手に渡った。戦前までの林業は粗放であり、搬出はもっぱら人力と筏流であったが、昭和30年代後半より急速に道路網の整備が進むとともに、ダム建設による筏流の不能化、自動車の普及に応じて陸送に変わり今日に及んでいる。

戦後の急速な人工林化に伴い、森林組合等の造林、保育が活発化し、過疎化の進行する中で、地域林業振興のために林業従事者の意識の高揚が図られている。域内の民有林面積は15,240haで、森林面積18,650haの実に82%に達する。そのうち人工林面積は10,430haで人工林率68%と県平均の59%を大きく上回り、スギ、ヒノキの造林地が形成されている。しかしなお利用伐期に達しない30年生以下の森林が8,350haに及び、下刈、徐間伐など要保育林が多い。

地域における造林は、拡大造林地の減少に加えて過疎による林業労働力の不足、林業労賃の高騰、国産材価格の低迷による伐採活動の鈍化などの条件が重複したため、年々低下の傾向にあり、ここ数年間は100ha前後で推移している。林道は、これまでに民有林道が55km、国有林道のうち民有林の利用に供されているもの3kmの計58kmに達し、林道密度3.78m/haとなっているが、県の目標密度10.8m/haに比較すれば、まだその水準は低く、林道網の整備が今後の課題である。

当該地域の素材生産量は昭和40年には33,450m³であったが、45年には12,390m³、52年には11,600m³、56年には8,900m³と年々減少傾向を示し、これに伴って地域産業生産総額に占める割合も21%にまで低下した。木材流通は、林家が直接素材業者に立木売りする事例が多く、その販売過程に仲買人が介在する場合もあり、あるいは森林組合に生産委託する場合もあり、その流れは複雑である。しかし、昭和53年6月に本宮町山元貯木場が開設され、県森林組合連合会に系統出荷する方法がとられたことは、今後の流通に大きな役割を果たすものと期待される。林業就労者は絶対数の減少に加えて高令化がすすみ、林業経営の将来は林業労働力の確保如何といえるのが現状である。

次に、中辺路町と大塔村について概観したい。この2町村は、富田川流域に展開する隣接2箇町村という地理的条件を生かし、中辺路・大塔中核林業地域として県が育成に力を注いでいる所である。地域の標高は400m以上が全域の62%を占め、地形は傾斜30°以上が90%と急峻である。土壌は、スギ、ヒノキに適した褐色森林土が広く分布し、平地気温14℃、平均年降雨量2,835mm、雨量指数202、温量指数122と温暖多雨で、人工造林地として格好の条件を具備している。

当該地域はかかる立地条件を背景に森林、林業への依存度が高いが、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う労働力人口の都市への流出はこの地域でも顕著にみられ、昭和30年の域内総人口15,882人が昭和50年には、8,618人、55年には6,874人にまで減少した。とくに若年労働力の減少が激しく、地域林業振興の担い手を確保する上で極めて重要な課題となっている。

地域林業の歴史は古く、一部では百数十年以前からスギ、ヒノキの人工造林が行なわれていたが、当時地域住民の所有していた山林の大部分は昭和初期の恐慌を契機に田辺市や日置川町在住の商人、木材業者、製材業者の手に渡った。地域内の民有林面積は37,820haで森林面積の93%を占める。そのうち人工林面積は27,660haで人工林率73%と高く、県平均の59%を大きく上回り、各地にスギの造林地が形成されつつある。域内の林家は、1,019戸で、所有規模5ha以下の林家が74%に達し、極めて零細であるうえに所有林地の分散も激しく、これら林家の施業の集団化と組織化が今後の重要な課題である。

山村は過疎化が激しく生活環境の整備が遅れているうえ、林業従事者の子弟の意識変化などにより後継者として定着せず、また、林作業における重労働、低賃金、雇用不安などの労働力の新規補充はきわめて困難な状況にある。地域林業の発展はここでも労働力の確保如何にあるといえる。

3. 過疎集落における跡地森林管理の実態と問題

過疎は過密に対する概念であるが、如何なる状態を過疎とするかは問題が多い。一般的には、地域人口の急激に伴って発生する社会的、経済的問題を総称し、内容的には、人口減少の結果、地域社会の基礎的条件の維持が困難となり、地域住民の従前の生活が維持できなくなる状態として理解されている。

過疎問題の直接的原因は人口移動であるが、移動概念の成立には移動現象を捕捉するための地域概念を明確にする必要がある。従来から、過疎を問題にする場合、町村が地域概念として採用

されることが多いが、問題によっては地域概念として集落をとることが求められる。とくに、過疎現象は山村、農山村において激しく、これらの地域では、住民の日常生活ならびに生産活動は集落単位で営まれており、過疎を問題にする場合には住民生活の最小単位である集落の動向に注目する必要がある。

山村人口の域外流出現象の数量、内容は地域によって一様ではない。しかし、かかる人口流出が一定限度以上にすすむと、山村地域の既存産業の成長の停滞、山村地域への社会資本投資効率の低下、山村地域の自然保全の放置、山村地域社会の生活の困難化、山村地域社会の崩壊といった諸々の問題が発生する。かかる現象がいわゆる地域論的な過疎問題である。

一方、人口の急減ならびにこれに伴う世帯数の減少によってコミュニティの最小単位である集落の維持すら困難となり、集落のもつ生活保障機能、生産維持機能、自治機能などが発揮されえない状態に陥る場合がある。かかる現象がいわゆる人口論的な過疎問題である。地域論的な過疎問題も人口論的な過疎問題も共に人口の急減を原因としているが、二つの過疎問題の発現の様子は地域により区々である。一般的には、二つの過疎問題は相互に関連した状態を示すが、過疎を考える場合、この二面を同時に捉える必要がある。

過疎化の進行に伴い山村地域では多くの集落が社会的・経済的機能を完全に喪失し、形骸化しつつある。集落は人間が社会生活を営む上で必要とする最小単位の地域共同体であるが、辺地性の強い集落ほど、共同体において個人の果たすべき役割が大きくなり、有機的結合力の強化によって集落の社会的機能を高め、辺地性の不利を補完してきた。集落外への急激な人口流出は、集落内部における耕地や集落周辺山林の荒廃をもたらすと共に、集落の社会的機能を低下させ、さらに人口流出を促出するという悪循環に陥る場合が多い。

一定段階以上に集落機能が低下したときには、集落機能を回復するために集落の再編整備を図り、新規に集落機能を醸成することが求められる。この事業の典型的形態が集落再編成事業である。当該調査対象地の本宮町ならびに大塔村では集落再編整備事業を行い、大がかりな社会実験が試みられた。この事業の評価は各観点から慎重に行われなければならないが、既存集落の消滅と新規集落の形成は、山村における森林管理の問題に多くの波紋を投じたといえる。

本宮町では、昭和46年春に過疎地域集落整備事業（自治省）の下に、道の川・平治川両集落を町の中心部に造成された町宮温水団地へ移転させた。その概要は次のとおりである。移転戸数：道の川集落18戸、平治川集落10戸計28戸、用地13,295㎡（4,029坪）、総事業費：1億2,506万円。一方、大塔村では、昭和45年から49年にかけて村内3箇所に移転団地が作られ、第1期は集落再編整備事業（経済企画庁）の下に鮎川地区の下附団地が造成された。

移転戸数：31戸、用地：18,620㎡（5,642坪）、総事業費：2億3,331万円。第2期は過疎地域集落整備事業（自治省）の下に三川地区の向山団地が造成された。移転戸数：20戸、用地：20,000㎡（6,060坪）、総事業費：1億1,982万円。第3期は山村振興対策事業（農林省）の下に三川地区の面川団地が造成された。移転戸数：5戸、用地：2,000㎡（606坪）、総事業費：2,543万円。以上が両町村における事業の概要である。

大塔村の集落移転事業は、新規集落を構成する世帯が町内各地から数戸ずつバラバラに集合する形態をとったため、本宮町の場合のように集落の完全移転ではない。したがって、事業規模は大きい、集落機能を評価検討する上では必ずしも適当な例ではない。よって、ここでは主として本宮町の集落移転をモデルとして、集落機能と森林管理の問題について検討してみたい。

本宮町における集落再編の直接的契機は、急激な人口減少と老令化に伴う道路維持管理の困難化、消防救急活動の困難化、学校統合による児童父兄の経済的・精神的負担の増大、世帯の減少に伴う1戸当り行政経費の急増などである。これらのことは町内のほとんどの集落に共通して見られる現象であるが、道の川、平治川両集落の場合には、かかる現象が極端なまでに顕在化したため、この両集落を対象に集落の再編成事業が実施された。

撤収した集落の跡地（総土地面積464ha、耕地2.7ha、宅地0.3ha、森林460ha）については、耕地にスギ・ヒノキを植栽して林地への転用を図り、そのまま保有管理するのがほとんどである。家屋に関しては造林小屋への転用の例が見られるのみで、他には利用価値も乏しく自然放置されている。地域山林の主要部分を占める町外在住者保有山林の保育管理についてみると、旧家屋などを作業小屋として利用し、森林保育は何んとか継続されている。しかし、集落の撤収とともに山行きが徐々に消極的になり、作業現場への道路の痛みも激しく、通行不能の箇所も散見される。また、集落が存在していた間は集落の人に山番としての機能を依頼して山林の監視と管理を行っていたが、集落の移転後は管理者不在となり、無縁山林となる危機にさらされている。

集落移転者の移転前の職業は大部分が林業賃労働者であり、山村特有の制約条件から自立的農家は皆無である。町当局は、移転に際し、各職場への就労斡旋を行ない、一部の者は旅館従業員やチップ工場員として就職したが、大部分はそのまま林業賃労働を継続し、そのほとんどが森林組合労務班員として組織化された。集落移転の結果1箇所に集約された労働力を結束し、森林組合労務班の強化が図られた点は評価すべきである。また、移転前は山林労務にほとんど従事することのなかった老人と婦女子に就業する機会が増加し、所得の増加があったことも見逃せない点である。

移転前の集落は町中心部から10～12kmの山奥にあったため、就労に関する情報の伝達の遅れや通勤距離の長いことにより就労機会は極めて限定されていた。しかし移転後はこれらの制約がなくなり、労働力供給量を上回る労働力需要量があり、それだけ集落移転世帯の所得向上が図られたことは喜ばしい。集落の再編整備が一定局面での行政効率を高め、住民福祉の向上に寄与する面は多いが、一方では林業経営あるいは山林管理の面に逆の効果を及ぼす点に注意する必要がある。

集落再編において、とくに注目すべき点は集落の再編前と再編後における集落機能の変化である。ここで集落の持つ機能について若干の検討をしたい。集落のもつ機能を生産的機能と社会的機能の両面に区別すれば、生産的機能は、ゆい・手間替え・協同農作業などに見られるが、現在の山村集落ではこの種の機能は極めて乏しくなりつつある。一方、社会的機能の側面についてみると、冠婚葬祭、農林道の修繕管理、住民厚生、教育など、いわゆる相互扶助が主な内容となる。集落のもつこれらの社会的機能は、移転先の町場地区では極めて乏しいにもかかわらず、そこでの日常生活に支障をきたす場合は極めて少ない。

集落再編に伴う林業経営あるいは山林管理の問題に注目すれば、次のような現象がみられる。まず第1は、奥地山間集落が町中心部へ移転した結果、いわゆる集落前線が後退し、集落圏内の山林が無縁化する。また、町中心部・集落間の道路が集落の撤収とともに放置され、道路状態が悪化するから、ますます山林管理の密度が低下し、山の手入れが不足して不良山林が多くなる。第2は、通行人の減少と同時に発生する作業道、林道などの崩壊から由来する森林作業の能率の低下ならびに林分保育の困難化である。第3は、集落前線の後退に伴うイノシシ、野兎など有害鳥獣による森林被害の増大である。第4は、無縁化山村の増大に伴う森林火災の早期発見、初期防火機会の低下あるいは土流崩壊箇所などの早期通報による初期災害対策実施の遅延である。

山村における集落再編は、集落の持つ2大機能、つまり生産的機能ならびに社会的機能に大きな影響を与えるが、集落再編に伴う山林管理上の問題について、十分考慮する必要がある。集落再編の持つ住民福祉の向上と行政の効率化の点に注目すべきであるが、同時に山林管理上の問題に注意しなければならない。この意味において、奥地ないし中間地点の集落の定住性を高めるための行政投資は、森林組合活動の強化などと同様に極めて重要な林業振興策として位置づけられねばならない。ことに、奥地山村における集落の持つ機能は林業経営の組織化と深く係わるものであることを再認識する必要がある。

4. 林業拠点集落を核とした生産・販売の組織化

林業は農業と比較して同一の生産額をあげるのに広大な土地面積の拡がりを必要とする。そのうえ、この広大な森林の大半がいわゆる不在所有者によって保有されることが多く、森林管理を適切に行うためには山番的機能をもつ集落の地理的分布がきわめて重要となる。和歌山県の山村は総じて過疎の激しいところであるが、地域林業の確立に果す集落の役割は大きい。

次に、集落の過疎化段階を指標化することによって、いわゆる核集落の存在を明らかにし、地域林業の拠点を明確にするとともに、問題集落を抽出し、これら過疎集落における森林管理、林業生産、労働力の組織化のあり方を考えたい。過疎化段階区分手法の詳細は紙数の都合で割愛するが、前述の人口論的過疎に開連する4指標と、地域論的過疎に開連する8指標をとり、それぞれをⅠ～Ⅳに段階区分する。さらに、この両者のスコア合計にもとづきⅠ～Ⅳに再区分してこれを総合的過疎段階とするものである。

表一1は、当該調査地区を含めて紀伊半島中央部の8町村について過疎化段階区分を実施した

表一1 過疎化段階区分(町村別集落数)

町村名 区分	本宮町	大塔村	中辺路町	竜神町	美山村	清水町	古座川町	熊野川町
総数	50	32	24	49	25	37	46	25
人口過疎率	I 5(10.0) II 14(28.0) III 24(48.0) IV 7(14.0)	I 1(3.1) II 7(21.9) III 18(56.3) IV 6(18.7)	I 2(8.3) II 9(37.5) III 13(54.2) IV —(—)	I 2(4.1) II 30(61.2) III 16(32.7) IV 1(2.0)	I 5(20.0) II 12(48.0) III 6(24.0) IV 2(8.0)	I 3(8.1) II 14(37.8) III 20(54.1) IV —(—)	I —(—) II 14(30.4) III 22(47.8) IV 10(21.7)	I —(—) II 3(12.0) III 20(80.0) IV 2(8.0)
地域過疎率	I 11(22.0) II 35(70.0) III 4(8.0) IV —(—)	I 11(34.4) II 19(59.4) III 2(6.2) IV —(—)	I 13(54.2) II 11(45.8) III —(—) IV —(—)	I 11(22.4) II 38(77.6) III —(—) IV —(—)	I 12(48.0) II 11(44.0) III 2(8.0) IV —(—)	I 7(18.9) II 28(75.7) III 2(5.4) IV —(—)	I 12(26.1) II 31(67.4) III 3(6.5) IV —(—)	I 3(12.0) II 20(80.0) III 2(8.0) IV —(—)
総合的過疎率	I 1(2.0) II 23(46.0) III 25(50.0) IV 1(2.0)	I 1(3.1) II 12(37.5) III 17(53.1) IV 2(6.3)	I 2(8.3) II 15(62.5) III 7(29.2) IV —(—)	I 2(4.1) II 32(65.3) III 15(30.6) IV —(—)	I 3(12.0) II 16(64.0) III 5(20.0) IV 1(4.0)	I 1(2.8) II 18(48.6) III 18(48.6) IV —(—)	I —(—) II 19(41.3) III 25(54.3) IV 2(4.4)	I —(—) II 6(24.0) III 19(76.0) IV —(—)

注：()内は百分比。

結果である。人口論的過疎化段階Ⅳの集落は合計28であるが、そのうちの13が本宮町と大塔

村に存在している。また、地域論的過疎化段階Ⅲの集落は全域で15を数えるが、そのうちの6がこの2町村に存在する。さらに、総合的過疎化段階についてみれば、過疎激甚集落と考えられる過疎化段階Ⅳの集落は、全域で6を数えるのみであるが、過疎化段階Ⅲを含めると全部で137になり、このうちの26が本宮町、19が大塔村、7が中辺路町に存在し、各該当町村の集落全体に占める割合は各々52%、59%、29%となる。和歌山県の山村は総じて過疎化の激しいところであるが、とくに、調査地としてあげた本宮町、大塔村においては過疎化が激しい。

人口論的過疎と地域論的過疎の組み合わせにより過疎化段階区分を行うと、表一1に掲げた8町村では、人口論的過疎と地域論的過疎がともに低いもの(Ⅱ-Ⅱ以下):過疎の軽微なもの(121集落)、人口論的過疎は比較的進んでいるが、地域論的過疎はそれほど進んでいないもの(Ⅲ-Ⅰ、Ⅲ-Ⅱ):過疎の中期段階のもの(131集落)、その双方ともに進んでいるもの(Ⅲ-Ⅲ以上):過疎の末期段階のもの(36集落)、に大別できる。

過疎初期段階の集落は全体の42%を占めるが、その他のものは過疎中期ないし過疎末期にあり、過疎中期段階の集落も徐々に過疎末期段階に移行すると考えられるので、大部分の集落が問題集落となり、いわゆる集落機能が発揮されない状態に陥ることになる。林業地における過疎化の進行と集落の崩壊は、前述のごとく森林資源管理に重大な影響を及ぼすが、林業生産において集落がよりよく機能するためには核集落と問題集落とのユニット化、つまり集落連合の形成がきわめて重要なものとなる。

次に、林業拠点集落の抽出をその結果について考えてみたい。この地域の集落の約70%は山村集落であるが、当該集落と林業との係わりの程度は区々である。林業経営からみた各集落の特性を特定の基準を設けて明確にし、各集落において整備すべき林業経営条件の検討と、地域全体の中で中核として位置づけられるべき集落の抽出が問題となる。ここでは、林業経営基盤、林業労働力、林産物市場性の三つを指標とし、それぞれにⅠ～Ⅲの評点を与えて、その評点のスコア合計によってⅠ～Ⅲに総合区分した。

紙幅の関係で具体的方法ならびにその結果の詳細は割愛せざるを得ないが、この結果の概要は次のとおりである。すなわち、経営基盤、林業労働力、林産物市場性の3部門ともにⅢにランクされる集落はわずかに4集落しかなく、他の集落は3部門中1～2部門がⅠあるいはⅡにランクされる。総合区分のⅡ以上に入る集落数は全部で21であるが、これらの集落は林業経営の担い手たるべき集落であり、林業地形成における集落群の構成において核となるべき集落として位置づけられる。林業拠点集落としての性格を具備し、過疎化段階区分において過疎化程度の小さい集落ほど林業地形成の核集落となるべき性格を備えているといえる。

山村集落は、長い歴史の流れの中で形成されてきた。そして、生活、生産、地域資源の管理面などにおいて優れた機能を発揮してきた。しかし、高度経済成長の過程を通じて山村に対して経済合理主義が急激に浸透し、林業も山村も大きく変貌し、それに伴い集落機能もまた大きく変化した。とくに、農家の兼業化の進行とともに林業への関心も薄れ、地域共同作業への参加も時間的に無理になるなど、従来からの慣習が守られなくなりつつある。

既にみたように、過疎化の激しい山村では、集落そのものの維持すら困難である場合も見受けられる。このような環境変化の影響を受けて集落機能が弱体化しつつあるとはいうものの、依然として土地保全、森林管理、農林業生産、生活改善などの面で、程度の差こそあれ、集落がかなりの機能を有していることもまた事実である。集落は、ムラの機能と経済的機能の相矛盾する対極的關係を併存しつつ、集落原理すなわち非市場メカニズムと経済原理すなわち市場メカニズムとの接点にあって、種々の機能を発揮し、大きな役割を果たしてきた。

山村には、ムラの機能が強く働く集落と、過疎の結果集落そのものが崩壊してムラの機能を全く喪失した集落とが混在する。ムラの機能と森林資源管理との関係は既にみたとおりであるが、林業生産は農業生産と比較した場合、個別経営の規模較差や技術水準の較差が著るしく、また、林業生産の長期性あるいは地域的拡がりの大きさなどからして個別集落独自の林業のための生産組織が形成されることは稀な事例であり、その必要性も高くはない。

生産組織は、土地、労働力、資本、技術的知識などに関して内的外的制約が存在するとき、その制約条件を克服するために形成されるといわれるが、林業生産の場合には、労働力の制約を緩和する目的で形成される場合が多い。一般に、生産組織が形成される契機は、60年代は労働力、70年代は機械、80年代は土地であるといわれるが、林業生産の場合は、依然として60年代の水準に留まっているとみられる。

地域林業の確立は、生産と流通の有機的結合の下に、地域的まとまりをもち、育林・素材生産の計画化と組織化、育林技術の統一化を推進し、国産材供給を地域的にシステム化することを指すが、これには個別集落の地域的連携が強く要請される。既にみたように、過疎化が進行し奥地山村集落は徐々に崩壊過程にあるが、集落前線の後退に伴い山林の無緑化が進行し、山林管理の密度が急速に低下するとともに、林道・作業道の崩壊からくる森林作業能率の低下、林分保育の困難化が著るしい。地域森林資源の有効利用と生産の計画化ならびに組織化においては、林業地の中に展開する集落連合という広域的地縁集団のもついわゆる地域機能に期待されるところがますます大きくなり、かかる観点からの政策も考慮される必要があろう。

IV 久万林業地域における実態と問題点

はじめに

特別研究である「先進的林業地域における生産、販売組織の展開過程の分析」で称する先進的林業地域の先進的とは議論のあるところだが、四国においては全国的視野からすれば先進という範ちゅうに入るところはほとんどなく、林業振興地域と読みかえて、久万林業地域を研究対象地域としてとり上げた。

そして、この久万林業地域とは、愛媛県の中央部から高知県境にかけて存在する上浮穴郡の5か町村、すなわち、久万町、美川村、面河村、柳谷村、小田町を包含する林業地域を総称するもので、区域面積72348haの純山村で、愛媛県を代表する新興林業地帯として広く県外にも知られている地域である。

1. 研究目的

全国的傾向として、山村、農山村においては過疎地の進行と、それにもなう資源管理や、社会生活維持の困難性の増大、また平地農村や都市近郊における里山森林のスプロール化等、総じて林業生産の担い手不足、生産意欲の減退、土地利用の後退が著しくあらわれている。

このような事態に対応して林業生産を維持増進するためには、個別経営の枠を越えた地域的、組織的対応が強く要請され、とくに土地の合理的利用、地域林業の担い手集団の確保などをめぐって村落など地域社会の新たな役割を明らかにすることが必要となってきた。したがってこの研究では、森林経営管理、林業生産、販売における村落などの地域組織活動の役割と限界を見直し、それらの変容過程を明らかにし、そのうえにたって新たな林業生産販売の組織化方式の確立に資するものとするものである。

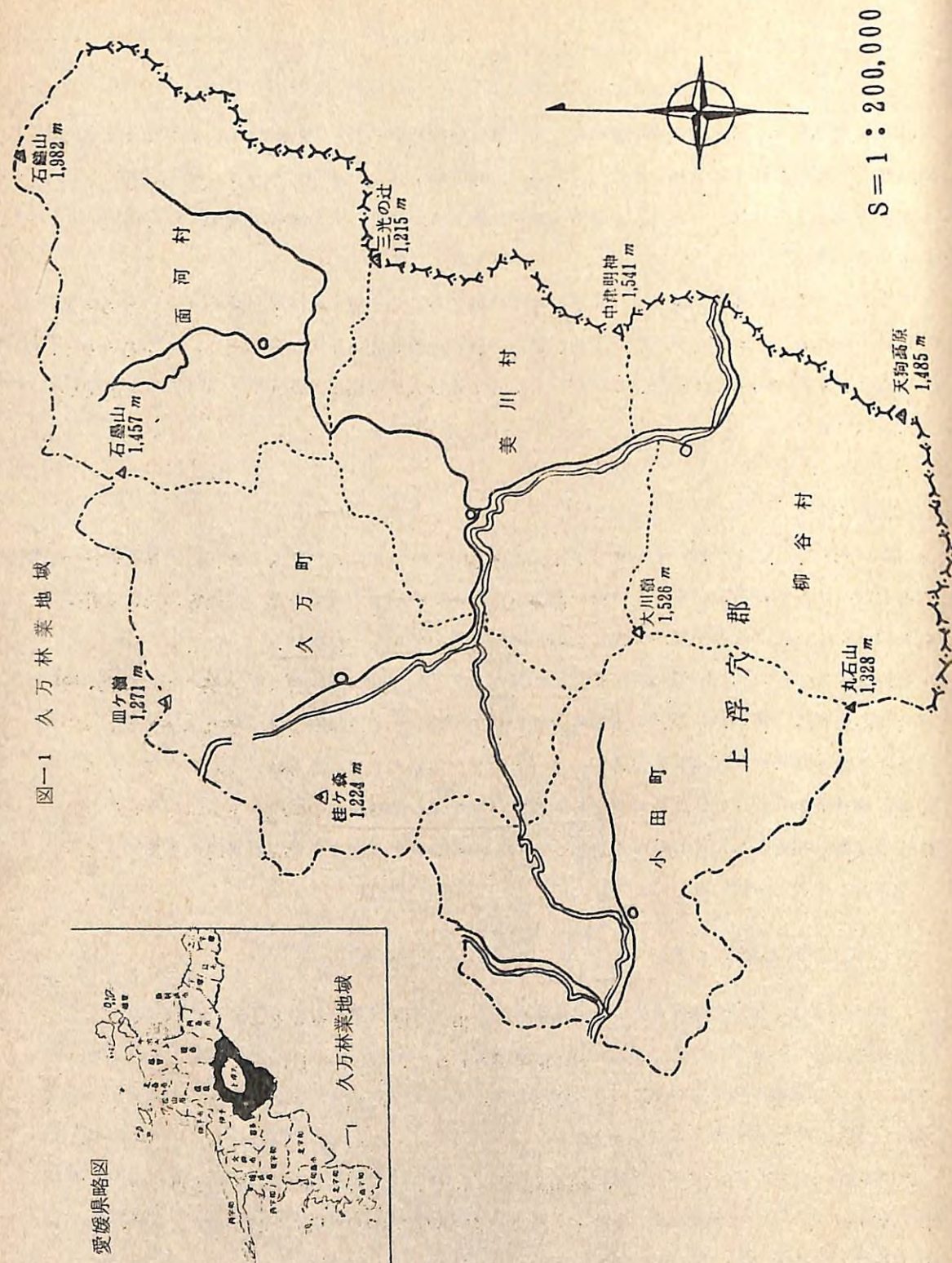
2. 地域林業の展開過程

久万林業地域の展開過程を久万町史から引用させて頂くと以下のとおりである。

鎌倉時代前後から寺社の森、民家の周辺に植林が行われていた。しかし、当時は造林の目的ではなく、寺社の風格を保つ必要上や、民家の防風のためのものであり、山野に自生している自然苗を採取して造林をしていたにすぎなかった。

造林地がみられるようになったのは、松山藩主が、山奉行を置き、山林の管理・林地の利用並びに水資源確保のために植林を奨励したことによる。藩政時代の植林は全郡的なものではなく、菅生村・畑野川地方が主で、部分的に植林をしていたにすぎない。

図一 久万林業地域



明治の初、井部栄範が植林の有望性と水源林としての必要性を強調し、造林収支の計算をたて経済性、必要性を認識し、植林を盛んにするようになった。

本格的な造林は菅生村から起こり、続いて畑野川・仕七川などの入会地に「三百杉」と銘打って植林するようになり、やがて全郡的に広がっていった。

藩政時代の植林の苗木は、近畿・中国筋から移入したものが主であったが、高知のヤナセ杉も移入されていた。明治時代になると吉野系の杉が主となり、和歌山や広島方面から買入れてきて植林をしていた。明治20年代になると種子を買い入れ、スギ、ヒノキの育苗が本郡で始められるようになった。

明治33年「造林補助金交付規定」が制定されるまでは、造林地の地ごしらえは全面焼であったので、縦並植えが行われていた。1町歩あたり4000本の吉野式林業の縦植え密植が行われていた。全面焼きは、しばしば山火事の原因となっていたので、「造林補助金交付規定」と同時に制定された「森林火入れ許可制度」により筋火切り、地ごしらえが、多くなり、植林も横植えとなった。したがって、1町歩当り3000本から3500本程度の植林となった。明治30年「森林法」が公布され、森林に行政の手が差し伸ばされた。続いて明治33年には「愛媛県山林植樹補助金規定」が定められ、保安林・公有林・共有林に対して、人工植栽1町歩当り、33円5銭3厘の補助金が交付されるようになり、補助金制度が発足した。日清、日露戦争後、木材の必要性和財力蓄積の両面から、戦勝記念造林、在郷軍人基本林、学校基本林などの名称で造林が奨励され植栽地が多くなってきた。

明治38年「公有林規定」が公布され、部落有林の統一、入会林地の整備など、荒廃林野の植林が行われた。特に町村有林は「基本財産造成林」として植林が強行されることになり、造林面積は拡大していった。

大正9年「公有林野官行造林法」が制定されるに至って、町村有林の奥地未利用地の開発が行われた。

昭和2年「水源涵養造林補助規則」が公布されて、一般私有林の造林に対しても補助の道が講ぜられることになり、私有地の荒廃地や伐採跡地の植林はいっそう盛んになった。

昭和15年10月森林法の改正により、森林組合が設立され、軍用資材としての林産物の調達が始まった。第2次世界大戦中は労働力不足のため、植林は一時中断され、そのうえに戦災地の復旧に多くの木材が必要となったので過伐となり裸地面積が増加していった。

戦後は「伐採調整資金制度」造林促進のための「造林整備事業資金制度」「造林補助金制度」などの活用により年々造林面積は拡大していった。

昭和39年「林業基本法」の制定により林業行政の根本が確立し、林業構造改善事業が始められた。その結果、林道の整備に伴い、林業家の造林意欲が高まってきた。

現在までは奥地の方まで植林され、いたるところで植栽による大径木を見ることができる。

3. 久万林業地域の概況

久万林業地域とは、愛媛県の中央部から高知県境にかけて存在する上浮穴郡5か町村、すなわち、久万町、面河村、美川村、柳谷村、小田町の範囲を総称している。

この地域の森林率は県計の71%を大きく上まわり、地域平均でも89.6%、面河村では実に95.8%にも達している。

表-1 市町村別土地面積及び森林面積

単位面積：ha、比率%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森 林 比 率 $\frac{②}{①} \times 100$
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林	
県 計	566,606	403,338	41,946	361,392	71.2
久万林業地域					
全 域 計	72,348	64,858	14,163	50,695	89.6
久 万 町	16,510	13,853	829	13,024	83.9
面 河 村	15,739	15,073	5,867	9,206	95.8
美 川 村	13,502	11,893	1,063	10,830	88.1
柳 谷 村	12,610	11,520	1,873	9,647	91.4
小 田 町	13,987	12,519	4,531	7,988	89.5

注-1 国有林は国の所有に属する森林原野と官行造林地を記載する。

注-2 民有林面積は森林法第2条で定義された森林の面積を記載する。

注-3 資料区域面積：昭和53年刊行愛媛県統計年鑑

国有林面積：53・4・1 現在松山営林署調べ

気候は年平均気温が12.7℃～14.9℃、雨量は1892mm～2238mmで、最高積雪量は14cm～23cmである。年平均降水量約2000mmが樹木の生長期に供給され、土地条件とのからみでスギの適地になっている。

表-2 気 候

観測所名	気 温 ℃			年 間 降水量	最 高 積雪量	主風の方向	備 考
	最 高	最 低	年 平均				
中 山	34.5	-7.0	14.6	(mm) 1,704	(cm) 9	夏期 NE 冬期 W	
久 万	32.0	-11.4	12.7	2,137	23	"	
美 川	34.9	-8.1	14.1	2,238	20	"	
小 田	35.5	-7.6	14.9	1,892	14	"	

(注) 愛媛県気象 月(年)報、昭和48年1月～52年12月

地質は久万町桂ヶ森から面河村清滝山にかけては、新第三紀層の安山岩が分布しており、これを取りまいて始新統の礫岩、砂岩、頁岩と古成層の黒色片岩がみられる。

みかぶ構造線から南の美川村、柳谷村では古生層の粘板岩、砂岩と班岩が構造線に平行して広く出現しており、一部には古生層の互層の粘板岩もみられる。これら基岩を母材とした森林の土壌は地味肥沃な褐色森林土が多く、林木の生育に適している林地が大部分を占めている。

次に人口について県全体でみると40年から45年の期間には減っているが、その後増大に転じ50年には40年の水準を上廻っている。

表-3 人 口 の 推 移

区 分	昭和40年	昭和45年	昭和50年
県 全 体	1,446,384	1,418,124	1,465,215
久万林業地域			
久 万 町	12,568	10,482	9,364
面 河 村	3,273	2,384	1,732
美 川 村	7,111	5,383	4,400
柳 谷 村	4,630	3,183	2,518
小 田 町	8,501	7,002	5,965
計	36,083	28,434	23,979

資料……昭和48年及び昭和53年愛媛県統計年鑑

表-4 主要産業別所得

区 分	総 数			第 1 次 産 業		
	純 生 産	就業者数	平均所得	純 生 産	就業者数	平均所得
県 計	1,549,690	685,568	2,260	150,583	149,499	1,007
久万林業地域						
地 域 計	18,341	12,880	1,424	6,574	6,225	1,056
久 万 町	7,314	5,128	1,426	1,954	2,369	825
面 河 村	1,611	912	1,766	836	533	1,568
美 川 村	2,723	2,277	1,196	972	1,166	834
柳 谷 村	2,107	1,332	1,582	779	627	1,242
小 田 町	4,586	3,231	1,419	2,033	1,530	1,329

注……就業者数は、15歳以上、平均所得＝純生産／就業者数とする。

資料……昭和53年愛媛県統計年鑑、昭和50年度末現在

しかし、久万林業地域では人口の減少がつづいており、就業人口の減少を引き起している。その結果、産業別就業人口構成では、人口減、および労働力の産業間移動によって、第1次産業就業人口が著しく減少している。

その第1次産業のうち、林業についていえば、久万林業地帯の就業人口に占める林業就業者数は7.4%で、農業あるいは製造業、サービス業に比べて必ずしも高い割合ではないが、県全体の就業人口に占める林業就業者の割合は0.5%と比較するとき、この地域での林業のウエイトは大きなものがある。

この林業のウエイトを純生産額でみると、久万林業地域における総純生産額に占める第1次産業の割合は35.8%で、県全体の9.7%に比べ3倍の大きさで、第1次産業の半分以上を林業が占めている。

しかし、林業の平均所得は他に比べて高いけれども、全産業平均では久万林業地域の平均所得は県平均の226万円の63%である142万円という低い水準を示している。

したがって、これらの点から地域経済の振興は、林業抜きには考えられない状況である。

単位 純生産：1,000,000円 平均所得：1000円 人数：人

林 業			第 2 次 産 業			第 3 次 産 業		
純 生 産	就業者数	平均所得	純 生 産	就業者数	平均所得	純 生 産	就業者数	平均所得
17,527	3,332	5,260	572,823	209,383	2,736	826,284	326,686	2,529
3,779	947	3,990	2,651	2,576	1,029	9,116	4,079	2,235
861	201	4,284	1,027	813	1,263	4,333	1,946	2,227
600	141	4,256	206	96	2,146	568	283	2,007
574	161	3,565	407	508	801	1,345	603	2,231
507	254	1,996	331	331	1,000	997	374	2,666
1,238	190	6,516	680	828	821	1,873	873	2,145

4. 林業経営の構造と造林の展開

久万林業地域の所有規模別林家数は表-5のとおりで、各町村とも1～5haが最高で、ついで0.1～1ha、5～10haの順になっている。

なお、5ha以下の林家数の総林家数に占める割合は68%、10ha以下は84%をそれぞれ占め、所有規模は零細で、またほとんどの林家が農家との兼業で集約的な複合経営を行っている。

育林技術体系が久万町を中心に導入され、優良材の大量生産による木材の主産地化を指向し、林業家、県、町、森林組合関係者が一体となって、久万林業の新しい方向づけとなる優良小丸太材（長さ3m×10.5cm角）生産の理論と技術（育林技術体系）が示され、昭和43年より町内各地で、その現地研修、指導が実施された。その後町内全域で技打がさかんにおこなわれたが、その実態を見ると、技術の未熟、時期の点などの大きな問題が残されていた。

久万林業地域の人工林率は85%で、地域森林計画区の77%、県平均の55%に比べて非常に高い。また、林地に占めるⅣ齢級以下の面積の占める割合は65%で、若齢林分の占める割合が過半を占めている。

樹種別面積割合はスギが61.1%、ヒノキが23.3%、雑10.7%、マツ2.0%、クスギ1.0%、

表-5 所有規模別林家數

区 分	総 数	0.1~1	1~5	5~10	10~	20~	30~	50~	100~	500
		ha	ha	ha	20 ha	30 ha	50 ha	100 ha	500 ha	500 ha 以上
久万町	(1484) 1362	(523) 471	(582) 537	(175) 165	(121) 114	(40) 35	(29) 27	(9) 8	(5) 5	0
面河村	(422) 366	(68) 46	(195) 176	(78) 73	(46) 41	(24) 22	(7) 5	(2) 1	(2) 2	
美川村	(953) 856	(233) 200	(414) 372	(164) 152	(98) 91	(23) 23	(18) 16	(2) 1	(1) 1	
柳谷村	(600) 523	(126) 101	(244) 215	(77) 67	(82) 74	(30) 29	(23) 23	(10) 10	(8) 4	
小田町	(964) 899	(241) 217	(396) 377	(177) 167	(108) 102	(25) 23	(9) 8	(4) 3	(3) 2	(1)
合 計	(4423) 4006	(1191) 1035	(1831) 1677	(671) 624	(455) 422	(142) 132	(86) 79	(27) 23	(19) 14	(1)
構成比	100%	26.9	41.4	15.2	10.3	3.2	2.0	0.6	0.4	0

注 () 内数字は林家数, 下段は農家林家戸数

(1970年センサスより)

表一 7 町村別総林木に占めるⅣ齡級以下の面積・材積の割合

町村別 面積・材積			久万町	美川村	柳谷村	面河村	小田町	上浮穴郡	愛媛県
樹種	面積	材積							
す	ぎ	面積	59	65	75	68	64	65	65
		材積	30	39	50	41	35	38	36
ひ	の	面積	69	77	86	73	67	75	74
	き	材積	36	41	54	30	34	39	35
ま	つ	面積	33	48	75	60	37	40	48
		材積	11	25	41	26	14	16	18
そ	の	面積	48	46	74	37	—	44	19
他	計	材積	10	28	28	15	—	15	3
針	計	面積	61	67	79	69	62	67	64
		材積	31	39	51	38	33	37	31
く	ぬ	面積	77	73	75	71	93	84	94
	ぎ	材積	63	52	55	60	84	69	85
ざ	つ	面積	55	47	52	38	68	48	57
		材積	37	28	35	22	49	30	36
広	計	面積	58	48	53	38	77	51	63
		材積	41	28	36	22	58	33	41
合	計	面積	61	65	76	63	63	65	64
		材積	25	38	50	36	33	37	32

愛媛県林政課資料より作成

單位面積: ha 材積: 1,000 m³

表一六 市町村別森林資源表

区 分	総 数	立 木 地										無 立 木 地						
		総 数				人 工 林				天 然 林			竹	林	総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地	更 新 困 難 地
		総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広								
総 数	50,658	49,733	43,801	5,932	42,918	42,918		6,815	883	5,932	233	692	73	571	48			
	5,060	5,060	4,726	334	4,594	4,594		466	132	334	—	—	—	—	—			
久万町	13,017	12,905	11,564	1,341	11,335	11,335		1,570	229	1,341	39	73	6	56	11			
	1,517	1,527	1,456	71	1,417	1,417		110	39	71	—	—	—	—	—			
面河村	9,201	9,092	7,278	1,814	7,217	7,217		1,875	61	1,814	19	90	28	52	10			
	817	817	707	110	698	698		119	9	110	—	—	—	—	—			
美川村	10,819	10,492	9,416	1,076	9,357	9,357		1,135	59	1,076	50	277	5	270	2			
	1,040	1,040	974	66	966	966		74	8	66	—	—	—	—	—			
柳谷村	9,640	9,469	8,445	1,024	8,424	8,424		1,045	21	1,024	28	143	21	102	20			
	858	858	800	58	797	797		61	3	58	—	—	—	—	—			
小田町	7,981	7,775	7,098	677	6,585	6,585		1,190	513	677	97	109	13	91	5			
	818	818	789	29	716	716		102	73	29	—	—	—	—	—			

愛媛県林政課資料

その他針 0.1 %, 竹林その他が 1.8 % となっている。

久万林業地域の造林面積の推移を、昭和 48 年以降 53 年度についてみると、昭和 48 年度の 428 ha をピークに総体的に減少傾向で推移し、昭和 53 年度には 182 ha を示している。

また、この期間における再造林と拡大造林の割合は、再造林の 30 % に対し、拡大造林は 70 % を占めている。さらに、同期間における制度別造林実行割合をみると、補助造林が 61 % 県単造林が 20 %、公団造林が 14 %、融資造林が 4 %、県行造林が 1 % となっていて、補助造林の大きさに比べ、融資造林、県行造林の少ないのが注目される。

久万林業地域においては、二段林、三段林の育林技術、あるいは育成品種といった技術的問題と林業経営の構造問題、過疎化とが重なり合って、大きな地域的課題となっている。

表-8 造林面積の推移

単位 ha

制度別	再 拡 別	年度					
		48	49	50	51	52	53
補 助	再 造 林	28.69	20.12	16.46	13.97	21.71	17.17
	拡大造林	240.52	112.73	208.97	200.43	113.00	58.57
	計	269.21	132.85	225.43	214.40	134.71	75.74
融 資	再 造 林	20.51	13.83	—	—	4.34	5.80
	拡大造林	5.80	—	4.24	2.15	5.00	—
	計	26.31	13.83	4.24	2.15	9.34	5.80
公 団	再 造 林	—	—	—	—	—	—
	拡大造林	53.17	46.71	34.30	66.67	10.00	37.00
	計	53.17	46.71	34.30	66.67	10.00	37.00
県 行	再 造 林	3.01	7.85	—	—	3.69	1.30
	拡大造林	0.80	—	—	3.69	—	4.94
	計	3.81	7.85	—	3.69	3.69	6.24
県 単	再 造 林	75.15	69.34	63.46	34.76	38.41	57.15
	拡大造林	—	—	—	—	—	—
	計	75.15	69.34	63.46	34.76	38.41	57.15
計	再 造 林	127.36	111.14	79.92	48.73	68.15	81.42
	拡大造林	300.29	159.44	247.51	272.94	128.00	100.51
	計	427.65	270.58	327.43	321.67	196.15	181.93

愛媛県森林組合要覧

5. 伐出生産の構造

(1) 素材生産

久万林業地域における素材生産は表-9のとおりで、町村別の生産量は、昭和 48 年度には久万町が最も多く、ついで小田町、美川村、面河村、柳谷村の順になっていたが、52年度は上位の町村の順位は変わらないものの、下位の柳谷村と面河村が入れかわっている。

また、生産量は 48 年度以降減少傾向で推移しているが、51年度には最高の 73,360 m³ を示し、また、52年度は最低の 42,380 m³ を示している。このように素材生産は景気の変動とともに上下しながら漸減傾向にあるが、これは景気もさることながら主伐対象林分の減少によるもので、ここ当分の間はこの傾向で推移するものと考えられる。

一方、久万林業地域における木材登録業者は 30 名で、町村別には久万町が 12 名、面河村が 7 名、美川村が 1 名柳谷村が 2 名、小田町が 8 名となっている。

表-9 素材生産流通実績表

生産量 町村別	48年度 m³	49年度 m³	50年度 m³	51年度 m³	52年度 m³	計 m³
久 万 町	22,840	24,910	15,595	21,280	15,110	99,735
面 河 村	11,127	7,200	8,520	11,990	3,580	42,417
美 川 村	12,110	9,510	9,960	10,510	7,105	49,195
柳 谷 村	9,130	9,725	9,750	10,220	4,980	43,805
小 田 町	17,605	15,232	14,775	19,360	11,605	78,577
計	72,812	66,577	58,600	73,360	42,380	313,729
素材市場取扱量	40,273	38,478	39,503	44,493	48,536	211,283
生産に対する市場取扱量の比率	55.3%	57.8%	67.4%	60.7%	114.5%	67.3%

注 久万町内 2 ケ所の素材集荷の内郡外 20 %

(久万事務所林業課資料)

小田町内 1 ケ所の素材集荷の内郡外約 2 % 国有林間伐材約 30 %

(2) 山元市場の現状

イ 県森連の市場

郡内5か町村と久万凶荒備組合が、土地と造成費を支出、各森林組合が施設を受け持つて建設を進めるといふ、全国にも珍しい久万木材市場が、昭和44年10月、県森連運営で開設された。現在13,661㎡の敷地で、年間16600㎡を毎月2回の市日で処理されており、ほとんどのものが久万材で系統出荷されている。

ロ 久万木材市場

昭和44年、久万町野尻に郡内の製材業者と素材業者12名の組織で、久万木材市場を開設し、年間取扱量も21,000㎡と多量の原木を集めているが、久万材はわずかに35%で、大部分が高知方面から入荷されている。

ハ 営林署貯木場

松山営林署は既設の三津浜、美川村の両貯木場が統合することになり、当時の誘致運動の結果、昭和37年秋、総工費4,300万円で敷地面積22000㎡の広大な貯木場を完成させた。

小田深山国有林を中心に年間16000㎡の原木を集積し、毎月1回の入札がおこなわれ、高知、松山市周辺の業者が利用している。

6. 木材加工業の構造

久万林業地域における製材工場数と原木消費量は表10のとおりで、製材工場の生産量についても、昭和48年度～52年度の過去5年間については目立った変化はなく、郡内製材原木生産量の約73%相当量の製材をおこなっており、工場の総出力は最小規模で14.7KW、最大規模で168KWである。また、地域内の森林組合で製材所を設置しているものは、久万町と柳谷村の各森林組合である。

久万町の森林組合の工場は、合併前の旧川瀬森林組合から受けついできたもので、現在の工場は出力32KWで、生産実績は製品で1,000㎡弱の生産規模である。

一方、柳谷村の森林組合の工場は、昭和51年度からの第2次林業構造改善事業で、小径木処理場として発足し、ついで普通の大径木処理工場に転換し現在にいたっている。

現在、工場の規模は出力44KWで、生産実績は230㎡の生産規模である。

なお、久万町森林組合は、47年度に久万町森林銘木製材品センターを開設し、久万産優良材製品を扱い、その銘柄化をめざしている。

表-10 製材工場数と原木消費量

区 分	久万町	面河村	美川村	柳谷村	小田町	計	外 材
48 年 度	製材量㎡ 工場数 出力数kW	20,570 9 401.4		500 1 14.7	230 1 44	14,200 8 331.9	35,500 17 792.0
49 年 度	製材量㎡ 工場数 出力数kW	14,140 9 560.4		450 1 14.7	230 1 44	8,900 8 331.9	23,720 17 951.0
50 年 度	製材量㎡ 工場数 出力数kW	14,700 9 401.4		450 1 14.7	230 1 44	8,950 8 331.9	24,330 17 792.0
51 年 度	製材量㎡ 工場数 出力数kW	18,300 6 344.4		540 1 14.7		9,070 8 331.9	27,910 15 681.0
52 年 度	製材量㎡ 工場数 出力数kW	17,400 8 529		490 1 14.7	230 1 44	12,910 9 469	31,030 19 1,056.7
計	製材量㎡ 工場数 出力数kW	85,110 8 529		2,430 1 14.7	920 1 44	54,030 9 469	142,490 19 1,056.7

(久万事務所林業課資料)

7. 特用林産の構造

特用林産のうち、しいたけ生産は農林家の副収入部門の重要な位置を占めている。

しいたけ生産の実績は表11のとおりである。

なお、この実績は生産計画に対して58%~86%で計画量に対して実績が低いのは、①原木不足②労働力不足③ほだ付率の低さ、等が考えられる。今後も植菌数などからみて、52年度実績に対してしばらくは増加するものと思われるが、原木不足（原木のほとんどを松山市、伊予郡、北条市等からの購入にたよっている）、労働力不足（若年労働力の都市への流出）などから、しいたけ生産の前途は楽観を許されない。

一方、小田町においては、シイタケ原木不足などにより、シイタケ原木以外の雑木使用が可能なエノキダケとヒラタケ生産がおこなわれていて、雑木の集約利用により増加するものと思われる。竹についても小田町で一部タケノコの生産があるものの、他の町村では高冷地のため、タケノコ出荷はほとんど望めず、また竹材についても、本地域の竹材はほとんどがモウソウ竹のため、価格は安く増加は望めない。

8. 農林諸施策の導入状況

久万林業地域への農林諸施策のうち、農業構造改善事業、山村振興事業、林業構造改善事業および中核林業振興地域育成特別対策事業についてみると、まず農業構造改善事業は久万町のみで実施され、第1次農業構造改善事業が昭和40年度認定で、本明神、ナベラ、チクゴエの3地区に導入されている。

第2次農業構造改善事業は45年度認定で、上直瀬地区に導入され、さらに48年度認定で、久万高原地区農業構造改善事業が、旧久万町一円に導入されている。また、新農業構造改善事業で、55年度認定による新農村地域農業構造改善事業が久万町一円に導入されている。

一方、山村振興事業と林業構造改善事業の導入状況は表12のとおりである。さらに、久万林業地域全域を対象に、51年度に久万地区中核林業振興地域育成特別対策事業が導入されている。以上のように諸施策の導入状況をみると、久万町への導入状況の大きさが注目される。

9. 地域林業、林産業の組織

地域には林産業の組織はないが、林業の組織として森林組合がある。

森林組合の活動状況は表13のとおりで、町村別の事業の経過を昭和54年度についてみると、

表-11 特用林産物生産実績

年度	町村	久万町	面河村	美川村	柳谷村	小田町	計
48	乾しいたけ t	19.1	2.4	8.3	11.7	42.6	84.1
	生しいたけ t	9.8	0.2	0.3	0.2	0.7	11.2
	栗 t	65.0	0.6	3.0	1.3	400.0	469.9
	竹材 千束	1.1	1.5	3.0	0.6	12.0	18.2
	ヒラタケ t	—	—	—	—	—	—
	エノキタケ t	4.7	—	—	—	—	4.7
49	乾しいたけ t	26.0	2.2	9.9	14.6	58.7	111.4
	生しいたけ t	10.7	—	0.4	—	0.1	11.2
	栗 t	110.0	0.6	3.0	1.4	600.0	715.0
	竹材 千束	3.2	0.8	5.0	3.1	10.0	22.1
	ヒラタケ t	13.0	—	—	—	—	13.0
	エノキタケ t	4.4	—	—	—	—	4.4
50	乾しいたけ t	24.5	2.1	11.6	15.8	45.6	99.6
	生しいたけ t	12.0	—	—	—	0.5	12.5
	栗 t	68.0	5.6	8.5	6.8	530.0	618.9
	竹材 千束	3.0	3.0	2.5	1.5	7.8	17.8
	ヒラタケ t	9.0	—	—	—	—	9.0
	エノキタケ t	—	—	—	—	5.0	5.0
51	乾しいたけ t	20.0	2.0	15.0	17.0	39.5	93.5
	生しいたけ t	12.0	—	—	—	2.0	14.0
	栗 t	53.0	18.0	24.0	15.0	550.0	660.0
	竹材 千束	2.0	3.0	4.0	3.0	7.0	19.0
	ヒラタケ t	4.0	—	—	—	—	4.0
	エノキタケ t	—	—	—	—	21.0	21.0
52	乾しいたけ t	25.8	1.2	15.6	15.9	54.1	112.6
	生しいたけ t	23.0	0.4	1.0	0	2.5	26.9
	栗 t	95.5	0.2	4.4	0.2	460.0	560.3
	竹材 千束	5.0	1.0	1.0	—	8.0	15.0
	ヒラタケ t	23.0	0.5	0.8	—	15.0	39.3
	エノキタケ t	—	—	—	—	61.0	61.0

（久万事務所林業課資料）

表-12 山村振興事業と林業構造改善事業

事業別 町村別	山村振興事業				林業構造改善事業					
	第1期山村振興事業		第2期山村振興事業		第1次林業構造改善事業		追加事業		第2次林業構造改善事業	
	指定年度	実行期間	指定年度	実行期間	指定年度	実行期間	指定年度	実行期間	指定年度	実行期間
久万町	45	46~49	52	53~56	39	40~42	45	46~48	48	49~52
面河村	43	44~47	52	53~56	44	45~47			51	52~55
美川村	41	42~45	49	50~53	43	44~46			47	48~51
柳谷村	40	41~44	47	48~51	41	42~44			49	50~53
小田町	43	44~47	49	50~53	39	40~42			47	48~51

久万町資料より作成

販売事業における一般用材は小田町が最も多く、ついで久万町、柳谷村、美川村、面河村の順になっていて、大半は受託販売だが小田町は他町村に比較して買取りのウエイトが大きい。パルプも小田町が最も大きく、美川村、久万町の順で、美川村、久万町は受託のみだが、小田町は買取りもあってそのウエイトは大きい。

また、販売事業におけるしいたけ生産は、柳谷村が最も大きく、ついで久万町、小田町、美川村、面河村の順で、久万町と小田町で1部買取販売をやっている以外は、大半は受託販売である。林産事業における一般用材は、小田町が最も大きく、ついで久万町、美川村、面河村、柳谷村の順になっていて、面河村は受託のみだが、その他は受託、買取りの両方をしていて、久万町、小田町は受託のウエイトが高いが、美川村、柳谷村は両者がほぼ半々である。

パルプは小田町が最も大きく、ついで柳谷村、久万町、面河村の順で、久万町、面河村は大半が受託だが、柳谷村は買取りのみで、小田町は買取りが大半である。

養苗事業は美川村が最も大きく、ついで小田町、久万町、面河村、柳谷村の順になっている。労務班の人数は小田町が最も多く、ついで美川村、柳谷村、面河村の順になっている。受託作業における造林面積は小田町が最も多く、ついで柳谷村、久万町の順で保育面積は久万町が最も大きく、ついで柳谷村、面河村、美川村の順になっている。依頼先の造林の件数は個人が最も多く、ついで国、公団の順だが、面積は国が最も大きく、ついで個人、公団の順になっている。

一方、依頼先の保育の件数は、個人が最も多く、ついで市町村、県、公団、公社、国の順だが、

表-13 施設森林組合の活動状況（昭和54年度）

項 目 町村別	販 売 事 業			林 産 事 業			養 事 山 苗 本 業 行 木 千本	受託作業		林業労務班	
	木 材		しいたけ (乾物) kg	木 材		計		造林	保育	人数	延日数
	一 般 用 材	パルプ		一 般 用 材	パルプ						
久万町	受託	2,827	27	2,854	12,149	5,304	46	5,350			
	買取	265	—	265	3,710	788	1	789			
	計	3,092	27	3,119	15,859	6,092	47	6,139	5	460	127
面河村	受託	34	—	34	389	2,081	9	2,090			
	買取	—	—	—	—	—	—	—			
	計	34	—	34	389	2,081	9	2,090	—	226	86
美川村	受託	1,905	77	1,982	9,006	1,144	—	1,144			
	買取	—	—	—	—	1,261	—	1,261			
	計	1,905	77	1,982	9,006	2,405	—	2,405	—	202	184
柳谷村	受託	2,574	—	2,574	23,133	811	—	811			
	買取	8	—	8	—	963	291	1,254			
	計	2,582	—	2,582	23,133	1,774	291	2,065	8	388	149
小田町	受託	3,762	85	3,847	13,205	12,675	355	13,030			
	買取	1,385	717	2,102	87	1,212	2,652	3,864			
	計	5,147	802	5,949	13,292	13,887	3,007	16,894	73	297	194
											21,173

昭和54年度愛媛県森林組合要覧

表-14 造林の委託者（請負発注者を含む）別面積（昭和54年度）

単位 ha

依頼 先別 町村別	個	人	公	団	公	社	市町村	財産区	県	国	合 計			
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積		
久万町	5	5									5	5		
	166	301	3	23			16	136			185	460		
面河村														
	66	102			3	94			1	30	70	226		
美川村														
	115	187							5	15	120	202		
柳谷村											1	8		
	284	238	1	8			6	48	4	17	300	388		
小田町	6	5									8	73		
	225	211					2	20		2	66	229	297	
計	11	10	1	8							2	68	14	86
	856	1039	9	108	3	94	24	204	10	62	2	66	904	1,573

面積では個人をトップに、市町村、公団、公社、国、県の順になっていて、個人の依頼が件数、面積とも最高を占めている。

10. 農業の現状

久万林業地域の農業の現状を、久万農業協同組合と小田町の振興計画書より引用すると、本地域は総面積の5%が農用地、90%が山林で占められる関西有数の林業地帯である。

農家の山林所有面積も多く、農林業は経営的に一体化の中でとりまれている。

本地域は急峻な地勢が多く、冬期は寒冷、夏期は冷涼、多雨等の自然条件は農作物の選択を大きく制約している。さらに農家の農用地所有面積は平均66アールと少なく、農業所得の依存度は低い。

このことが生産意欲の減退を招き、農業従事者の他産業への流出、転出などで、高齢化と婦女子化農業がすすみ、農業生産の停滞が心配されている。本地域には久万農協と小田農協の2農協があって、久万農協管内は農業形態から2分され、久万町管内と面河村、美川村、柳谷村の川下地区に分けられる。

久万地域は耕地も比較的ゆるやかなところが多く、水田の圃場整備も順次おこなわれ、育苗センター、ライスセンター等共同利用施設の整備や機械の共同利用組合も生まれ、稲作の機械化体系による近代化がすすんでいる。

しかし、地形の悪い棚田地区や畑地も多くあって、作業道、灌漑施設を含めた基盤整備は遅れている。

主な作物は米、タバコ、養蚕、くり、だいこん、トマト、ほうれん草等であるが、地力の低下による単位面積当りの生産量の伸びなやみ、特に野菜類においては連作障害等の発生が多く見られるようになり、有畜営農の必要性を感じる農家が増えてきた。

川下地区は全般的に地勢も急峻で、棚田や急傾斜畑が多く、土地生産性も低い等、農業の自然的制約は大きい。県下の過疎地帯であり、高齢化も進み、農業生産意欲は低い。

農作物は米、茶、タバコ、養蚕、肉牛が主なものであるが、なかでも四国カルスト草地開発事業で、姫鶴牧場、大川嶺牧場の完成により、肉用牛の振興に期待を寄せている。

また、近年水田転作及び畑地の高度利用対策として、野菜の栽培が取り入れられ、経営改良の方向に進展している。

一方、小田農協管内は農家戸数は50%を占め農業に対する依存度は高い。

農業経営は葉たばこ、くり、養蚕、野菜が主で、概して経営規模は零細で、農家1戸当り経営耕

地は63アールである。また収入も農業就労者1人当たり27万円と極めて低く、町民1人当たり所得の80%に満たない状況にある。

このことは、高度化する生活水準を維持するため、町内外への出稼が常習化し、自立専業農家は激減し、兼業農家の増加、または離農さらに就業人口の減少と高齢化の傾向を強めている。

これら農業経営の不振、意欲の低下は地形的悪条件、経営規模の零細性、若年労働者の不足、生産物の価格の不安定等によるもので農業の近代化を阻害する条件があまりに多く、伝統的低生産性農業から脱皮できないでいる。

11. 過疎化段階区分のための指標と評点

表-15のように、人口論的過疎化段階区分の指標として5項目、地域論的過疎化段階区分の指標として10項目を選定し、既定の評価点を与え、その評価点の合計に応じて各集落を人口論的、地域論的の両側面からⅠ～Ⅳの過疎段階に区分し、さらに各集落をⅠ～Ⅳの総合的過疎段階に区分した。

勿論、この場合、過疎化はⅣが最も進んでいる段階である。

そこで、愛媛県全域の農業集落から山村(農山村のうち林野率70%以上)および山村の全集落1,500を農業集落カードから抽出し、各集落について、前掲表-15の過疎化段階区分のための指標と評点を適用し過疎化段階区分をおこなった。

その結果、人口論的過疎化段階でも、地域論的過疎化段階でも、愛媛県全域ではⅡの集落が最も多く、ついでⅢ、Ⅰ、Ⅳの順になっている。しかし、久万林業地域でも人口論的過疎ではⅡの集落が最も多く、ついでⅢ、Ⅰ、Ⅳの順になっていて愛媛県全域の場合と同じ傾向を示めているのが、地域論的過疎では、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅰとなっていて、愛媛県全域の傾向に比べ、ⅠとⅣが入れかわっている。

ついで、総合的過疎化段階区分として、人口論的過疎化段階と地域論的過疎化段階を単純に合計して、Ⅰ(Ⅰ～Ⅱ)、Ⅱ(Ⅲ～Ⅳ)、Ⅲ(Ⅴ～Ⅵ)、Ⅳ(Ⅶ～Ⅷ)に区分した。

なお、この区分の方法を参考までにのべると、人口論的過疎化段階で評価の結果はⅡとなり、また地域論的過疎化段階で評価の結果Ⅲになったとすれば、総合的過疎化段階は単純に合計するとⅣになる。これは総合的過疎化段階のⅢのカッコ内(Ⅴ～Ⅵ)に該当するもので、総合的過疎化段階はⅢになるといった要領でおこなったものである。

総合的過疎化段階の結果は、愛媛県全域では、Ⅱ(Ⅲ～Ⅳ)が最も多く、ついでⅢ(Ⅴ～Ⅵ)、Ⅰ(Ⅰ～Ⅱ)、Ⅳ(Ⅶ～Ⅷ)の順になっているが、久万林業地域ではⅢ(Ⅴ～Ⅵ)が最も多く、ついでⅣ(Ⅶ～Ⅷ)の順になっている。

表-15 過疎化段階区分のための指標別評点

評 点	1	2	3	4	5
(1) 人口論的過疎	①人口増減率 90.0~99.9% ②戸数増減率 95.0~99.9% ③兼業化の程度 兼業別規模 農・兼 小・大 ④集落戸数規模 25~49戸 ⑤出稼農家率 80.0~89.9%	85.0~89.9% 90.0~94.9% 兼中 10~24戸 90.0%	80.0~84.9% 89.9%以下 兼小 9戸以下	79.9%以下	
(2) 地域論的過疎	①耕地面積増減率 50.0~99.9% ②人工林率増減 △30.0%以上 ③耕地転用の有無 有 ④生活の便益性 3~4 ⑤都市からの距離 1~2時間 ⑥居住地標高 600~800m ⑦集落形態 散居(平野) ⑧集落戸数 25~49戸 ⑨集落内への車乗入れ ⑩交通途絶日数 60~99日	70.0~89.9% 無有 5 2時間以上 800~1,000m 散在(山場) 10~24戸 無 100日以上	60.0~69.9% 6 都市と無関係 1,000m以上 9戸以下	59.9%以下 7	8以上

※表1の指標の説明

(1) 人口論的過疎

- ① 人口増減率 1965年総人口÷1960年総人口
- ② 戸数増減率 1970年総戸数÷1960年総戸数
- ③ 兼業化の程度 農業的集落(2兼農家率70%未満)か兼業的集落(2兼農家率70%以上)
経営規模大、中、小(農産物販売額50万円以上の農家率30%未満=小、30~70%=中、70%以上=大)
- ④ 集落戸数規模 1970年現在の集落戸数
- ⑤ 出稼農家率 1970年出稼農家数÷1970年総農家数

(2) 地域論的過疎

- ① 耕地面積増減率 1970年耕地面積(田畑、樹園地)÷1960年耕地面積
- ② 農家保有山林の人工林率の増減 1970年人工林率-1960年人工林率、ただし人工林率=人工林面積÷保有山林面積
- ③ 耕地転用の有無 集団的土地転用(空港、道路、工場、住宅等)の有無、耕地への植林の有無

- ④ 生活の便益性 つぎの事項のいくつに該当しているか
(道路)国県道が通っていない(道路)集落へ自動車が入らない(交通)最寄り駅、バス停まで30分以上(通信)電話がない(公共機関)役場まで1時間以上(医療)夜間救急時に医者ににかかるまで1時間以上(教育)小学校まで4Km以上(積雪)自動車の交通途絶30日以上(立地)標高500m以上(立地)離島指定
- ⑤ 都市からの時間距離 DID都市(5,000人以上の人口集中市街地)からの時間距離
- ⑥ 居住地の標高
- ⑦ 集落形態 散在(山場)、散居(平場)、集居、密居の別
- ⑧ 集落戸数規模 1970年現在の集落戸数
- ⑨ 交通途絶日数 積雪による集落内幹線道路の自動車通行不能日数



図一-2 総合的過疎化段階Ⅲ・Ⅳ集落分布(愛媛県)

表-16 総合的過疎化段階Ⅲ・Ⅳの集落が占める市町村(愛媛県)

経帯 済 地別	市町村別	集落数 ①	Ⅲの集落数 ②	Ⅳの集落数 ③	Ⅲ+Ⅳの 集落数 ②+③=④	Ⅲ+Ⅳの 集落の割合 ④/①=⑤	「過疎法」 による過疎 山村指定の 有無
山 村	新宮町	33	18	0	18	55	有
	別子山村	4	0	0	0	0	〃
	玉川町	28	9	0	9	32	〃
	広田村	9	6	0	6	67	〃
	中山町	46	9	0	9	20	〃
	肱川町	33	12	1	13	39	〃
	城川町	65	46	1	47	72	〃
	松野町	45	21	0	21	47	〃
	日吉村	27	16	1	17	63	〃
	河辺村	29	22	0	22	76	〃
	久万町	87	57	0	57	66	〃
	小田町	66	46	1	47	71	〃
	美川村	45	40	0	40	89	〃
	柳谷村	15	12	2	14	93	〃
	面河村	11	9	0	9	82	〃
	計	543	323	6	329	61	
農 山 村	大州市	211	66	0	66	31	無
	重信町	27	1	0	1	4	〃
	長浜町	77	21	0	21	27	有
	城辺町	52	18	0	18	35	無
	野村町	107	70	2	72	67	有
	五十崎町	31	7	0	7	23	〃
	三間町	28	1	0	1	4	〃
	字和町	58	7	0	7	12	〃
	川内町	66	11	0	11	17	無
	広見町	83	36	1	37	45	有
	津島町	119	46	0	46	39	〃
村	一本松町	32	21	1	22	69	〃
	内子町	66	5	0	5	8	〃
	計	957	310	4	314	33	
合 計		1,500	633	10	643	43	

でⅡ(Ⅲ～Ⅳ)、Ⅳ(Ⅶ～Ⅷ)、の順になっていてⅠ(～Ⅱ)はなかった。総合的過疎化段階でのⅢ、Ⅳに該当する集落数が、市町村別の集落数に占める割合は表16のとおりであり、愛媛県全体では43%だが久万林業地域は76%となって、久万林業地域の過疎化のはげしさがうかがわれる。

また、これを県内の地域別では、久万林業地域を含む県中部の林業成熟地帯と県西南部の山村地帯で高くなっている。

12. 過疎化集落の抽出と実態

過疎化段階区分手法により、総合的過疎化段階区分でⅢ、Ⅳに該当する集落数の割合を久万林業地域の各町村についてみると、久万町66%、美川村89%、面河村82%、柳谷村93%、小田町71%で、愛媛県全域平均の43%に比べいずれも高く、なかでも最も過疎化のはげしい段階であるⅣに該当する集落は、久万林業地域に3集落あって、小田町に1集落(大平上)、柳谷村に2集落(菅行、岩川)が存在している。

これら過疎化のはげしいⅣ段階に該当する集落の実態は、小田町の大平上集落も柳谷村の菅行集落も、いずれも松山市方面への転出にともなう人口減で、生産人口は少なく高齢人口が大半を占めている集落である。しかし菅行集落の場合は、残存戸数は比較的資産に恵まれていて、子弟の教育に力を注ぎ、その結果若い人は松山市周辺に定住し、集落に残存している高齢人口者もいずれはこれらの子弟の所へ移住する可能性を秘めているようである。一方、柳谷村の岩川集落の場合は、同村内のより便利な旭地区への移転にともなう人口減によるものである。

つぎに、各町村別に各集落の農家戸数と経営耕地面積の関係をみると、図-4～図-8のとおりで、1戸当平均の耕地面積の最も大きい町村は小田町の0.66ha、ついで久万町の0.59ha、美川村の0.50ha、面河村の0.43ha、柳谷村の0.38haの順になっている。一方、過疎化段階区分と農家1戸当りの経営耕地面積の関係をみると、久万町では過疎化段階区分のはげしい集落ほど経営規模が比較的大きいことがうかがえる。このような傾向は、小田町、柳谷村、面河村でもうかがえる、しかし、美川村では一定の傾向はうかがえなかった。

13. 調査対象山村集落の現状と問題

調査対象山村集落の現状をみると、これまで文献上で論じられてき、またその存在の確認のもとに、今後の集落の在り方を考えていこうとした、いわゆる自然村としての集落の存在と、その集落機能の存在を確かめたが、地域の各町村内の集落においては、想像されるイメージを有し、その機能を有する集落は非常に少なく、集落の形態、機能は大きく変わっていた。

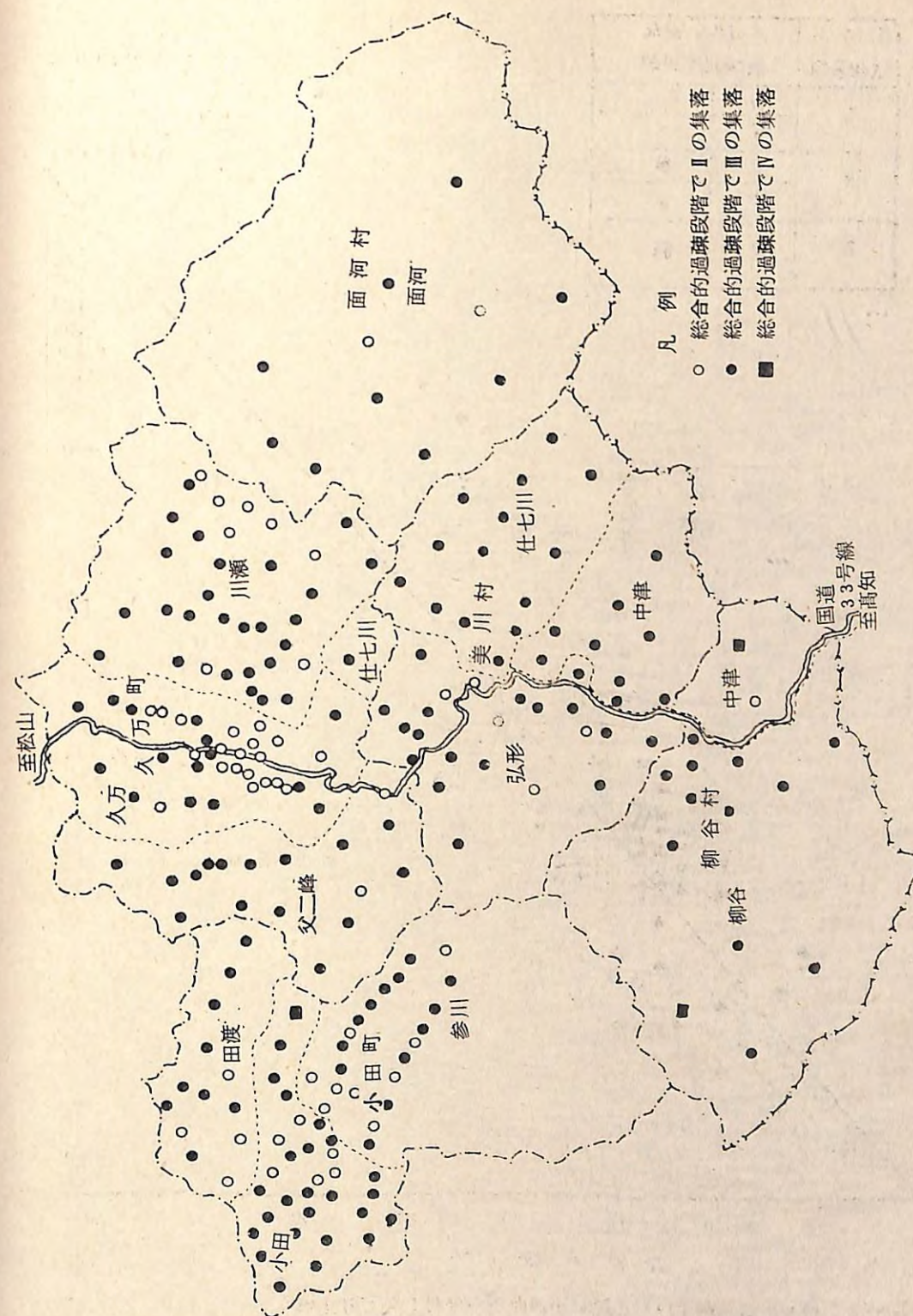
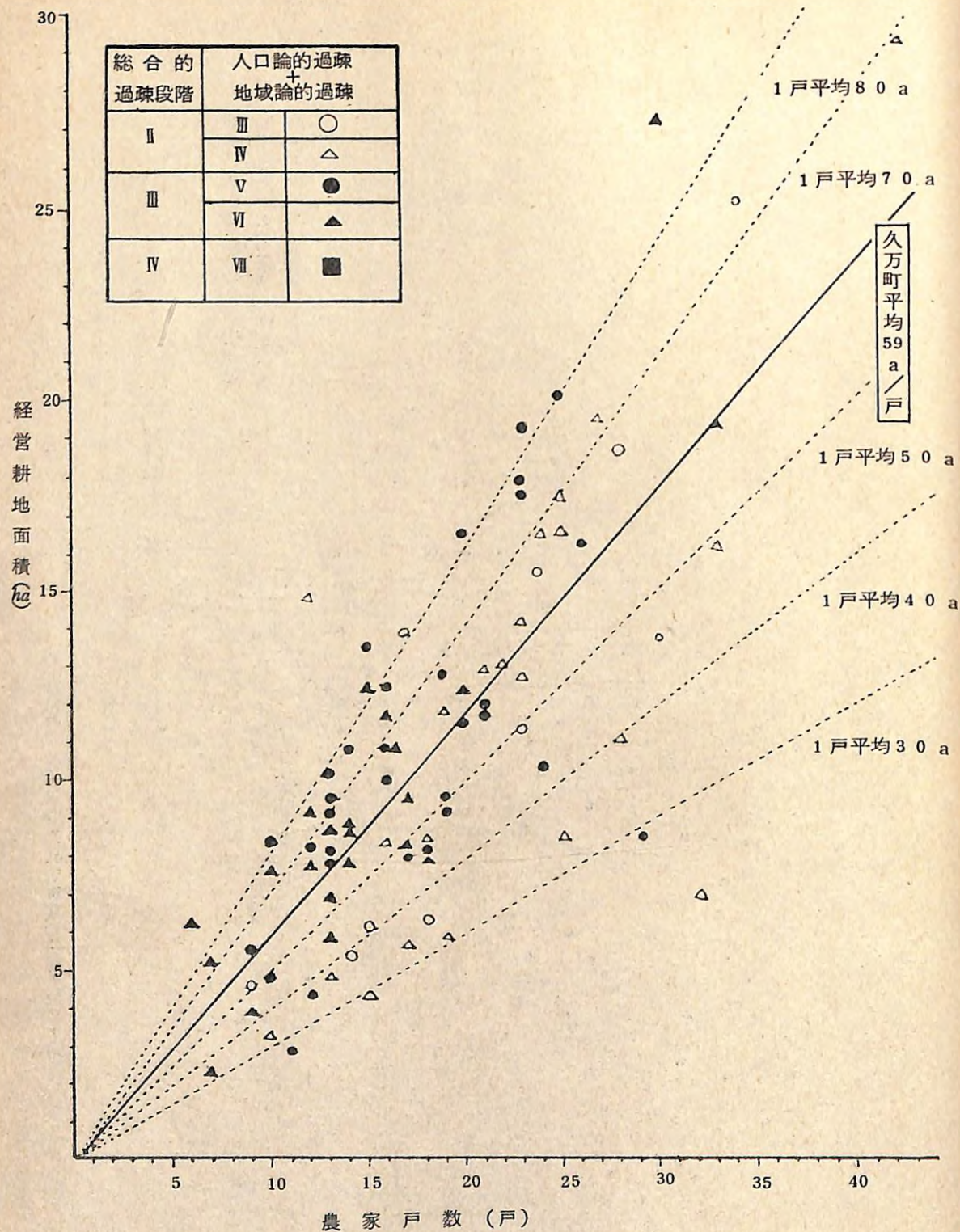
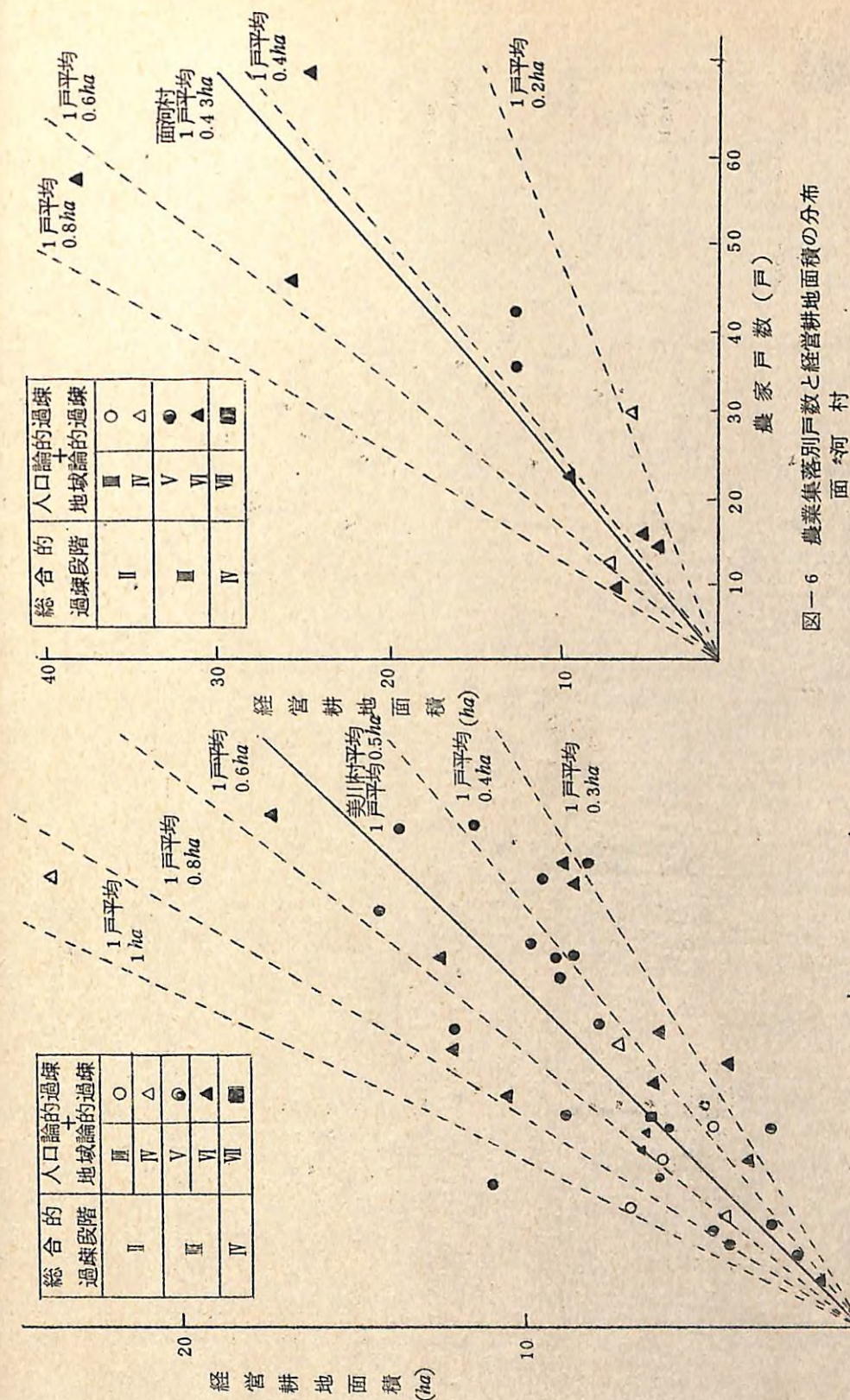


図-3 総合的過疎化段階区分における集落配置



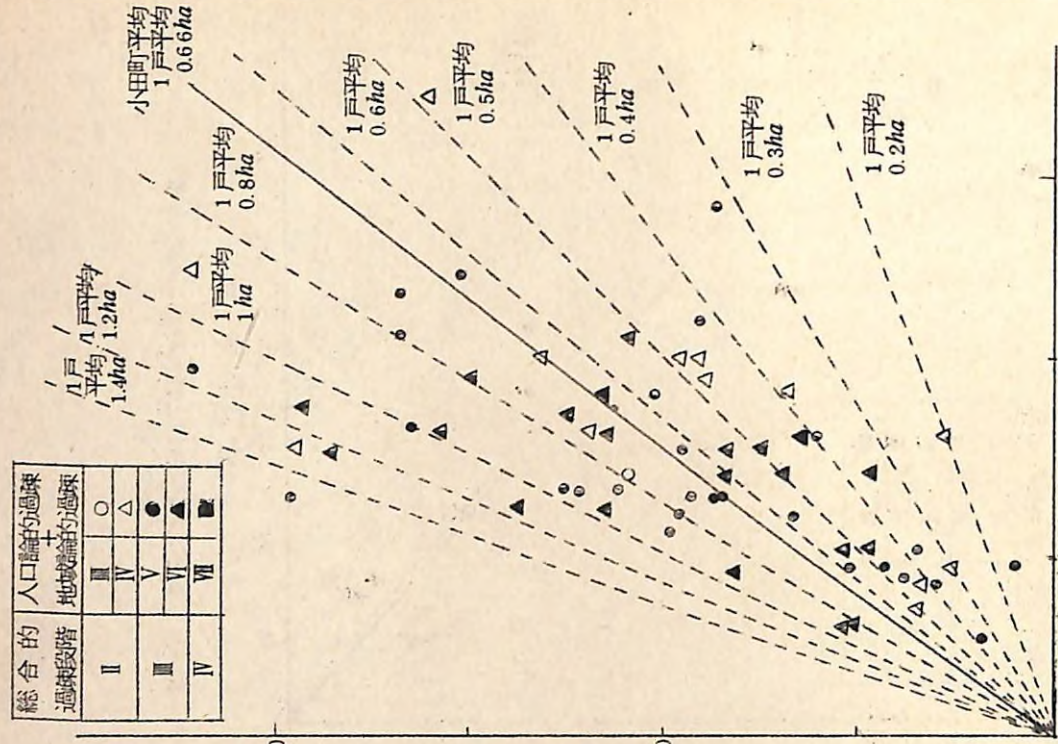
図一4 農業集落別農家戸数と経営耕地面積の分布 (久万町全域)



図一5 農業集落別農家戸数と経営耕地面積の分布 美川村

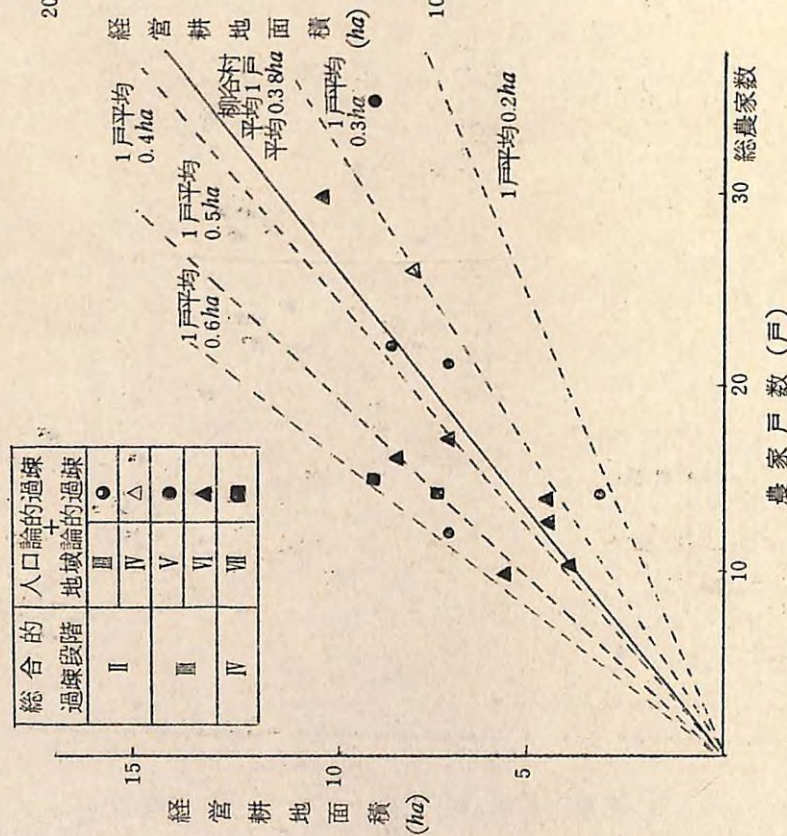
図一6 農業集落別農家戸数と経営耕地面積の分布 面河村

総合的 過疎段階	人口論的過疎 地域論的過疎
II	III
III	IV
IV	V
	VI
	VII



図一七 農業集落別戸数と経営耕地面積の分布
柳谷村

総合的 過疎段階	人口論的過疎 地域論的過疎
II	III
III	IV
IV	V
	VI
	VII



図一八 農業集落別戸数と経営耕地面積の分布
小田町

すなわち、集落内の人々の協同作業による集落内道路や、用排水路の普請、部落有林や社寺有林への共同作業、氏神様の共同祭祠、集落内での冠婚葬祭への共同参加等、集落内で開催される諸行事への協同参加による集落維持機能の存在をみてみた。

- 集落内の道路の共同作業による修理、草取りは比較的残っているものの、田畑への用排水路の維持修繕のための共同作業なども、以前に比べて用排水路の構築材料のよくなったこともあって、共同作業をすることも少なくなっている。
- 氏神様の共同祭祠や、社寺有林、部落有林を維持するための共同作業はかなり残っていた。
- 集落内の冠婚葬祭における住民の参加も、結婚式では町村内の公民館や結婚式場で開催され、披露宴なども同様な場所や料亭で開催され、以前のように自宅で式を挙げ、集落内の人々に手伝ってもらい、集落内の人々の祝福のもとに行なわれる結婚式はほとんどなくなっていた。わずかに葬式などは集落内の自宅でおこなわれ、集落内の人々の共同分担作業による実施が認められたが、これととも、葬式の準備手伝等は次第に業者への委託に肩替りされつつある。
- さらに生産面についてみると、たとえば田畑作業における手間替等による、共同作業のおこなわれている集落はいたって少なく、田植時や収穫時に手間替作業の行われている集落が若干見受けられたにすぎない。

すなわち、集落内の各生産農家が共通の主幹作物を決定し、生産現場での手間替等による共同作業が集落内でおこなわれ、しかも、それは集落内の個々人の中から集落内全体、ひいては隣接する集落へ拡大してゆくことが期待されたが、このような現象は僅少で、むしろ集落内の共同作業よりも、個々人が得意とする作目を主幹作目に決定して、町村単位に結成されているそれぞれの作目の生産組合であるタバコ耕作組合、トマト組合、養蚕組合等に直結していて、各生産組合内での事業に対する生産技術情報の交流や、技術の向上と進展に関する相互扶助への傾斜がみられた。

このように、かつての自然村としての集落の形態、機能はうすれ、各生産組合が集落内をくし刺しにして、個々人と連結しているような形となっていて、集落内を結合さす集落の維持機能はうすれているように思われた。

しかし、最近の過疎化による労働力の減少は、必然的に集落自体に労働力の調達方法を考えさせ、その方法として、これまで衰退していた手間替作業の導入が図られ、農家間で労働配分を考慮しつつ、手間替作業の導入が復活している集落もみられた。

また、労働力不足は稲作生産組合等による農業機械銀行の設立を促がし、久万町畑野川では、ほ場整備受益者や機械作業受託者等の組織が結成され、畑野川農協支部に事務局をおいた農業機

械銀行が昭和53年4月に設立され、事務局により受委託者の調整がおこなわれ、機械作業受託者組織により耕起代かき、田植、刈取脱穀の各作業がおこなわれている。

同様に、久万町の上直瀬稲作生産組合は、昭和46年以来、組合員、地区外、員外の要請に応じながら、生産組合がオペレータを駆使して、耕転代かき、田植、コンバイン、育苗の各作業がおこなわれている。

このように一部の集落では、農作業における受委託や、手間替作業の導入や復活が活発化しようである。

一方、農業にあっては、生産の組織化が一部集落において徐々に進んでいることが判明したが、林業においては、所有規模の零細性や、林分構造の多様性等により、農業におけるような内発的共同体はみられず、各種事業導入の際、共同化が図られているにすぎない。

このような集落の現状をみると、かつての自然村としての集落へ現在の集落を回帰させることはむづかしく、むしろ、このような集落の現状を認めつつ、今後の集落の維持機能をどのように図っていくかが問題であり、また、これらの集落に生産、販売の機能をどのようにもたしていくかが大きな問題である。

14. 過疎集落における跡地森林管理の実態と諸対策

(1) 過疎化にともなう森林管理の問題

久万林業地域の各町村はいずれも過疎町村で、これら各町村の人口流出にともなう過疎化の実態は、過疎段階区分でのべてきたとおりである。しかし、過疎化の中で地域から他町村へ移転した人々が、移転前に所有していた森林は現在どのように管理されているのか、その実態をみてみた。

一般的に言って、どのような理由によるものであれ、長く住みなれた町村を後にして、他町村へ出ていくことは大変なことであり、まして、それが老後を子供と同居するためといった理由で移転するならいざ知らず、大半は現在の仕事に対する行きづまりとか、現在の仕事の前途に対する不安などのためとなると、その資産の今後の運用方法や処分にあたって問題がでてくる。とくに、後者の場合は、資産を近隣の人に処分するよりも遠隔地の人に処分するケースが多く、規模拡大を望む町村在住者にとっては、なかなか希望するようなことにならないのが実状である。

また、資産の処分にあっては住居、宅地田畑の順に処分され、森林は最後に処分されるか、または地元の人々か、地元森林組合に経営を委託するとかして最後まで保有するとか、或は近くの町村に移転した場合は、休日を利用して見廻りに来るケースが多い。

ただここで問題になるのは、移転後森林を処分することなく保有しながら、誰にも管理を依頼することなく、いわば放棄の状態にある森林管理の問題である。

(2) 過疎集落における森林管理の実態と対策

久万林業地域の各町村別に種々な理由で町村外に転出された人々の、町村内に所有している山林の管理状況を調べるため郵送によるアンケート調査を実施した。

その結果36%の回答が得られた。

表-17 アンケート調査実施状況

町 村	久万町	美川村	面河村	柳谷村	小田町	計
発 送	73	68	87	114	39	381
回 収	25	16	37	43	17	138
回収率	34	24	43	38	44	36

表-18 移転者の移転前の職業、移転理由、移転後の職業

町 村	調 査 回 答 戸 数	移 転 前 の 職 業		移 転 理 由								移 転 後 の 職 業					
		農 業	非 農 業	移 転 先 に				病 気 療 養 の た め	子 弟 の 教 育 の た め	農 業 に 関 心 を つ け た た め	そ の 他 の 理 由 に よ り	農 業	林 業	漁 業	サ ラ リ ー マ ン	商 業	そ の 他
				親 が いた か ら	兄 弟 姉 妹 が いた か ら	親 類 が いた か ら	財 産 (土 地 家 屋)										
久万町	25	16	9	-	-	1	4	1	6	6	12	2	2	-	10	6	9
美川村	16	7	9	2	1	4	3	1	3	3	6	3	1	-	4	5	5
面河村	37	25	12	3	4	3	8	4	14	15	6	3	1	-	15	3	17
柳谷村	43	25	18	1	6	3	5	2	12	9	17	4	1	-	18	2	18
小田町	17	12	5	1	1	2	3	1	5	7	6	2	-	-	6	6	5
計	138	85	53	7	12	13	23	9	40	40	47	14	5	-	53	22	54

① 移転者の移転理由と移転前後の職業

調査回答戸数138戸の内、移転前の職業は農業が85戸、非農業が53戸である。移転後の職業はサラリーマンとその他をあわせて107戸で、ついで商業22戸、農林業19戸となっている。移転理由としては、その他がトップを占めているが、具体的理由として最も多いのは、子弟の教育のためと農業に見切りをつけたためが、いずれも40戸でトップを占め、ついで移転先に財産があったり、親戚、兄弟がいたためとか、病気療養のためとなっている。

② 移転時に所有していた資産内容

移転時に所有していた資産は山林が最も多く、ついで畑、田の順になっている。また、田、畑の中には小作に出しているものもあり、逆に小作をしていたものは樹園地が最も多くついで田、畑の順になっている。

一方、所有山林のうち89%は人工林が占めており、また共有山林も84haある。

家屋については、住居が190棟、5381坪、また納屋が127棟、2056坪となっている。

家畜についてはニワトリが最も多く、7319羽で、ついで牛の59頭となっている。

③ 移転時に貸付、売却した対象者別内訳

売却、貸付対象者のトップは他人で、ついで親戚、兄弟、親子の順になっている。

④ 移転時に貸付、売却、またはそのまま所有している資産内容

田、畑、樹園地、その他経営耕地の貸付面積145.8ha、売却面積563.8ha、そのまま所有した面積は598.5haで、経営耕地の過半数は移転時に貸付、売却されていた。一方、山林の大半はそのまま所有され、住居、納屋についても大半がそのまま所有されていた。

⑤ 現在の資産の管理状況

移転時に所有していた資産のうち、家屋、納屋は売却または貸付けられているが、大半は地元の人に売却されている。

田、畑、樹園地についても、大半は地元の人に売却したり、貸付けられていて、現在も所有しているものは、松山市や近くに転出した人が暇を見て管理運営している。

一方、移転後も所有している山林は、かなり遠隔地にいる人は地元森林組合に経営を委託したり、近くに移転した人は暇をみて手入れに来たりして管理運営している。

⑥ 対策

さきに、移転した人々が、久万林業地域内に残している森林の管理状況は、これまでのべてきたとおりである。

表-19 移転時に所有していた資産内容

項目 町村	耕 地								地			
	移 転 前 の 所 有 地				所有地のうち小作に出しているもの				小作をしていたもの			
	田	畑	樹園地	その他 (山林含む)	田	畑	樹園地	その他	田	畑	樹園地	その他
久万町	100.8	59.2	5.0	3,612.0	28.0	10.0	-	-	5.0	-	-	-
美川村	63.0	57.5	3.0	2,541.0								
面河村	125.5	88.0	1.0	3,350.5	24.5	4.0						
柳谷村	77.8	136.3	11.1	3,270.6	1.5	5.0	-	-	5.0	4.0	30.0	-
小田町	34.7	83.1	8.8	1,543.0	5.5	6.3	-	-	-	-	-	-
計	401.8	424.1	28.9	14,317.1	59.5	25.3	-	-	10.0	4.0	30.0	-
項目 町村	山 林			家 屋				家 畜				
	所 有 山 林			所 有 家 屋				所 有 家 畜				
	個 人 所有林	内 共 有 人工林 山林		住 居 棟	坪	納 屋 棟	坪	牛	馬	豚	山羊	ニワ トリ
久万町	3,607.0	3,295.0	118.0	27	988	21	403	7	-	3	1	40
美川村	2,541.0	2,426.0	350.0	20	583	13	293	2	-	-	-	37
面河村	3,145.5	2,430.5	221.0	54	1,514	34	507	27	3	-	3	7,103
柳谷村	3,206.3	2,936.6	91.0	60	1,699	43	581	17	1	-	1	99
小田町	1,543.0	1,405.0	60.0	29	1,047	16	272	6	-	-	2	40
計	14,042.8	12,493.1	84.0	190	5,831	127	2,056	59	4	3	7	7,319

表-20 移転時の売却、貸付対象者別内訳

売却・貸付 対象者	親 子	兄 弟	親 類	他 人	役 所	会 社	不 明
久 万 町	1	3	8	12	-	1	-
美 川 村	1	1	2	9	-	-	2
面 河 村	-	3	7	22	2	-	1
柳 谷 村	2	3	4	20	1	-	3
小 田 町	1	1	4	8	-	-	-
計	5	11	25	71	3	1	6

表-21 移転時に貸付、売却、またはそのまま所有している資産内容

町 村	貸付、売却 所有の別	田	畑	樹園地	その他	山 林
久万町	貸 付	20.0	14.1	—	—	—
	売 却	66.8	29.0	5.0	—	175.0
	所 有	4.0	1.6	—	—	320.20
美川村	貸 付	28.0	7.0	—	—	—
	売 却	27.0	36.5	—	—	182.0
	所 有	8.0	14.0	3.0	—	235.90
面河村	貸 付	31.5	10.0	—	—	135.0
	売 却	36.2	41.6	1.0	205.0	136.0
	所 有	55.8	36.4	—	200.0	281.95
柳谷村	貸 付	7.3	22.1	5.0	—	16.0
	売 却	24.1	32.4	4.1	4.3	153.5
	所 有	49.1	89.6	2.0	60.0	305.83
小田町	貸 付	—	0.3	0.5	—	—
	売 却	20.8	25.0	5.0	—	459.0
	所 有	13.9	57.8	3.3	—	1084.0
計	貸 付	86.8	53.5	5.5	—	151.0
	売 却	174.9	164.5	15.1	209.3	1105.5
	所 有	130.8	199.4	8.3	260.0	1252.28
町 名	貸付、売却 所有の別	共有山林	住 居 (坪)	納 屋 (坪)	貸付者、売却先の 住 所	
久万町	貸 付	—	170	105	久万町(2) 不明(1)	
	売 却	—	440	186	久万町(16)	
	所 有	118.0	388	117		
美川村	貸 付	—	28	12	美川村(3)	
	売 却	—	274	96	美川村(5)松山市(1)久万町(2)	
	所 有	350.0	259	167	池川町(1) 不明(3)	
面河村	貸 付	—	30	18	面河村(6) 不明(2)	
	売 却	—	552	187	面河村(13) 久万町(4)	
	所 有	69.0	717	210	美川村(1)農林省(3)不明(6)	
柳谷村	貸 付	—	28	18	柳谷村(9)	
	売 却	—	74	21	柳谷村(16) その他(2)不明(5)	
	所 有	1873.0	1379	507		
小田町	貸 付	—	—	—	小田町(1) 不明(1)	
	売 却	—	224	97	小田町(9) 町外(1)	
	所 有	60.0	672	160		
計	貸 付	—	256	153	町村内(21) 不明(4)	
	売 却	—	1564	587	町村内(59) 町村外(12)	
	所 有	2470.0	3415	1161	不明(14) 農林省(3)	

そこで問題になるのは、移転した人々のうち、何らなすこともなく放棄同然の形で残している森林の取扱いをどうするか、また移転した人々が森林組合等に取扱いを依頼している場合はともかく、それ以外の町村内の在住者に取扱いを依頼したり、また自力で保育をおこなったり、いわば個別に取扱われている森林をどうするかである。

いずれにしても、これら個別の取扱いをなしている森林についても、地域内で等品質を保持し、しかも一定の生産量を持続するような地域施業体系に組込んで、いわゆる主産地化を目指すところの地域林業振興の一翼を分担さす必要がある。

したがって、そのためには、地域の生産組織である森林組合をして、個別の取扱をなしている森林への同一施業体系の導入による取扱いの一元化を図り、地域林業振興のための組織化を図る必要がある。

15. 久万林業地域を対象とした成熟区分と特性区分

(1) 林業地域の成熟度区分

久万林業地域全域の各市町村別に表-22のような林業地の成熟階梯区分および指標により成熟度区分を行った。その結果、成熟度は久万町が県平均より高く、小田町は県平均に等しい外は、美川村と面河村は県平均より低く、面河村は県平均より著しく低くあらわれていて、久万林業地においては、美川村、柳谷村、面河村の成熟度の低さに比べ、小田町、久万町の高さが注目される。

(2) 集落別の林業特性区分

久万林業地域5か町村の全集落を対象として、林業経営基盤、林業労働力、林産物市場性の3大要因について、それを表示すると思われる指標を採り出し、各集落の特性区分を表-24の要領でおこなった。

その結果、久万林業地域の全集落のうち、総合区分2で総合評価Ⅱに該当する集落は183個で、総合評価Ⅲに該当する集落は41個であった。ただ、柳谷村だけには総合評価Ⅲに該当する集落はなく、また、面河村には1集落しかなかった。

この平均してレベル以上にあると考えられる総合評価Ⅲに該当する41集落は、地域内全集落224個の18%でかなり多く、また地域的に偏在していることが認められた。これは特性区分3大要因のうち、林業労働力の集落間の差は少なく、また林産物の市場性の評点は相対的に低かったが、経営基盤の評点の高い集落に加え、DID都市(松山市)に近い集落の市場性の評点は比較的高く、これらの性格をあわせもった総合評価Ⅲに該当する集落が特に久万町に多くみられ

表-22 先進的林業地域の市町村を対象とした林業地域の成熟度区分の指標と段階

指標	指標の内容	評価 (点数)				
		1	2	3	4	5
産地 の 状 況	林業経営者の 経営意欲	造林の進捗 (県平均=1.00)	0.79 以下	0.80 ~ 1.19	1.20 以上	-
	林業経営の 地域的拡がり	森林施業認定面積の割合 (県平均=1.00)	0.79 以下	0.80 ~ 1.19	1.20 以上	-
	森林の令級 構成内容	1~20年生 70% 以上	1~20年生 50% 以下	21~40 年生 30%以上	31年生 以上 30%以上	31年生以下 40%以上
	生産施設等 の整備	林内道路密度 (県平均=1.00)	0.70 以下	0.80 ~ 1.20	1.30 以上	-
	林業労働力 の確保	民有林当たり林業労働 数 (県平均=1.00)	0.79 以下	0.80 ~ 1.29	1.30 以上	-
	林業経営者の 投資負担 能力	林家保有面積当り生産 農業所得 (県平均=1.00)	0.79 以下	0.80 ~ 1.29	1.30 以上	-
	素材生産の 担いて存立 状況	森林面積当り木材業 者数 (県平均=1.00)	0.69 以下	0.70 ~ 0.99	1.00 1.29 以上	-
	素材の供給 状況	森林面積当り素材生産 量 (県平均=1.00)	0.69 以下	0.70 ~ 0.99	1.00 1.29 以上	-
	市場 の 消費能 力	製材工場素材消費量当 り針葉樹生産量 (県平均=1.00)	1.30 以上	1.29 0.70 以下	0.69 以下	-
	成熟度段階 (県平均)	I (著しく低い)	14以下			
		II (低い)	15~17			
		III (県平均)	18~20			
		IV (高い)	21~23			
		V (著しく高い)	24以上			

表-23 林業地域の成熟度

項目 町村別	林業 経営意 欲者の	林業 経営意 欲者の	森成 林の内 容令級 構成	生産 施設等 の整備	林業 労働力 の確保	林業 投資負 担能力	素材 生産の 担いて 存立	素材 供給状 況	木材 消費能 力	評価 点数計	成熟 度段階	県平 均に 対する 評価
久万町	2	3	3	2	3	1	2	4	1	21	IV	高い
美川村	2	3	3	1	3	1	1	3	-	17	II	低い
面河村	2	3	3	1	2	1	1	1	-	14	I	著しく低い
柳谷村	3	3	1	2	3	1	1	2	1	17	II	低い
小田町	1	3	3	2	3	1	1	4	1	19	III	県平均

表-24 集落別林業特性区分の方法

評価点		1	2	3
(1) 林業経営基盤	① 農家1戸あたり保有山林面積('70)	~1.0ha	1.0~5.0ha	5.0ha~
	② " 増減率('60~'75)	△	+0~50%	+50%~
	③ 農家1戸あたり人工林面積('70)	~1.0ha	1.0~3.0ha	3.0ha~
(2) 林業労働力	① 林業従事者のいる農家数の割合('75)	~20%	20~40%	40%~
	② 農家1戸あたり林業従事日数('75)	0~4.9日	5~9.9日	10日~
	③ しいたけ生産者の割合	なし	0.1~4.9%	5%~
(3) 林産物市場性	① DID都市からの距離	60分以上	30~60分	30分未満
林業経営基盤	I (評価合計3~4) II (評価合計5~6) III (評価合計7~9)			
林業労働力	I (評価合計3~4) II (評価合計5~6) III (評価合計7~9)			
林産物市場性	I (評価合計1) II (評価合計2) III (評価合計3)			
総合区分	1	I (III~IV)		II (V~VI)
	2	I (III~IV)		II (V~VI)

表-25 集落別林業特性区分の結果

項目 町村	林業経営基盤			林業労働力	総合区分1		総合区分2		集落数
	I	II	III	III	II	III	II	III	
久万町	9	30	48	87	27	60	60	27	87
美川村	2	6	37	45	7	38	38	7	45
面河村		2	9	11	2	9	10	1	11
柳谷村		3	12	15	3	12	15	0	15
小田町	2	21	43	66	19	47	60	6	66
計	13	62	149	224	58	166	183	41	224

た。

これら41集落は、地域内の林業振興をすすめてゆくうえでの拠点集落と位置づけ、さらにこれら集落の偏在を是正するため、総合評価Ⅲに該当するものより集落配置を検討しながら取捨選択しつつ、別にこれら総合評価Ⅲに近い集落を選択補強して、最終的に林業拠点集落をつぎのよう決定した。

まず、久万町では総合評価Ⅲの27集落より、横通、本組下、榎之川、上狩場、下西之浦、西河之内、駄場、仲組、岩川を決定し、さらに総合評価Ⅲに近い中野村、東条、上厚、橋詰、下永子を補強して拠点集落を決定した。

美川村では総合評価Ⅲに該当する7集落が特定地域に集中した形で存在していたので、この中から上谷、本組、下組を選択し、さらにこれらに近い水押、長瀬、本村を補強して拠点集落を決定した。

面河村では、総合評価Ⅲに該当する集落は本組のみだった。したがって総合評価Ⅲに近い土泥集落を補強し拠点集落を決定した。

柳谷村には総合評価Ⅲに該当する集落はなかったが、これに近い中久保、横野（高野、猪伏を含む）古味（名荷上、名荷下を含む）を補強し、拠点集落を決定した。

なお、柳谷村のみは林業の盛んな地域が特定地域に集中しているので、拠点集落も特定地域に集中した。

小田町についても、総合評価Ⅲに該当する6集落のうち、恩地以外は特定地域に集中していたので、この中から白杵3と上田渡谷を選定し、恩地を含めて3集落を決定し、さらにこれに近い

南山中、上組、大平下、打木、田窪を補強して拠点集落を決定した。

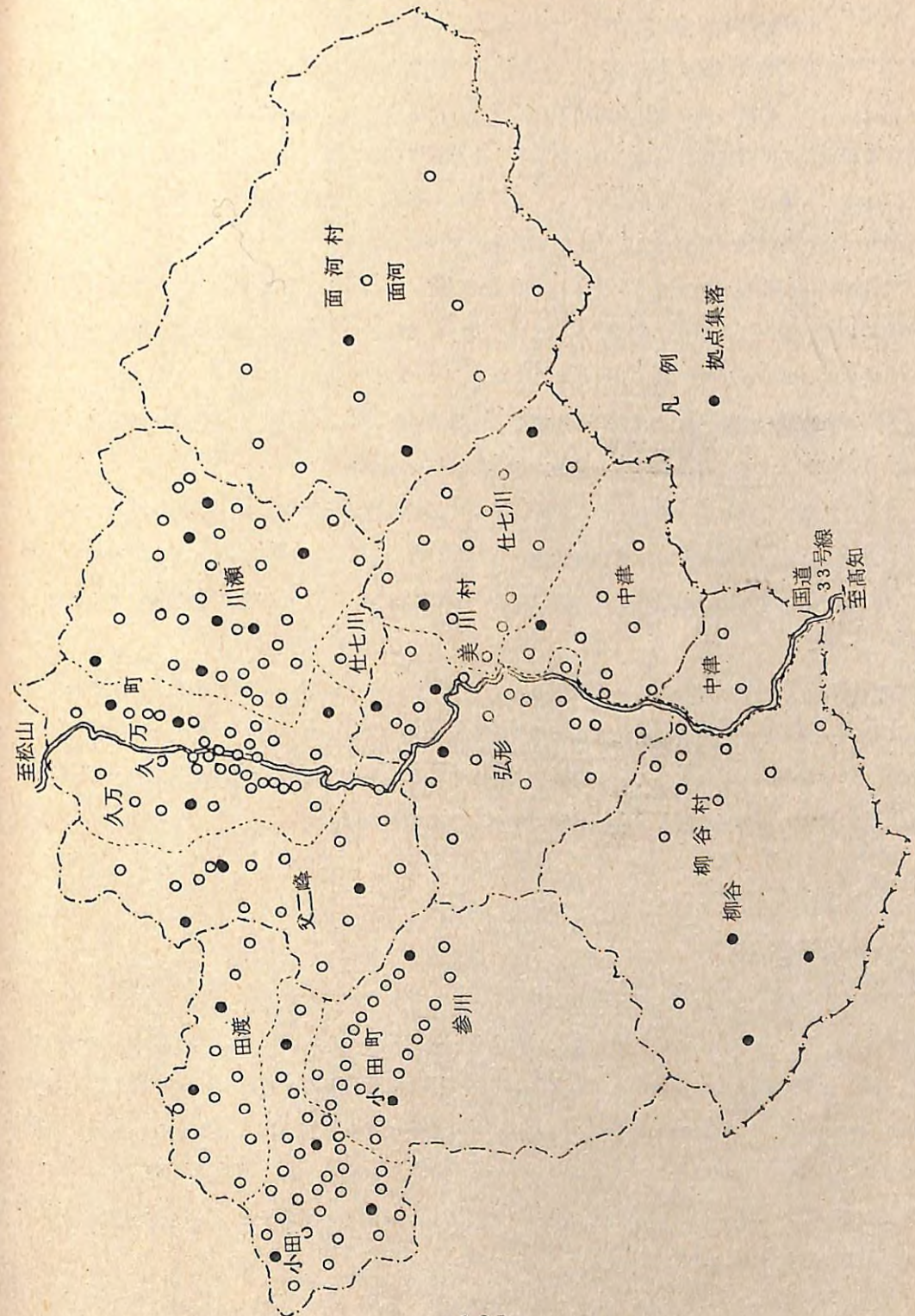


図-9 拠点集落の配置図

(3) 集落別の総合評価

さきに、林業特性区分の決定法にしたがって選定した集落は、さきにものべたように、市場性の要因の影響で特定地域に集中した形で表われていたものもあったので、さらに現地集落の現状を考慮しつつ、最終的に林業拠点集落として決定したもので、これらの集落は、今後地域林業の振興を図るうえでの核的性格をもった集落として位置づけられるものである。

なお、この地域の林業振興を図るうえで考えられることは、農地、林地の所有規模の零細性もあって、農林業の複合経営を柱とした振興を志向すべきである。

すなわち、小規模零細な農林家にあっては複合経営に依存せざるを得ず、またその複合経営の中味は、できるだけ農業経営の安定のうえにたつた林業経営が理想とされるので、決定された集落も大半はほぼこのような線にそったものである。

久万林業地域内の集落は、久万町、小田町は比較的農業と林業との複合経営の集落が多いが、美川村、面河村、柳谷村は賃労と農業との複合経営の集落が多い。

このことは、当然林業の面でも、久万町、小田町は柳谷村、面河村、美川村に比べて、かなりはっきりした生活目標をもった林業経営がなされていて、上記3か村が生産面にしぼった経営がなされているのに対し、小田町、久万町は生産から加工まで、さらに販売まで志向しているのが特徴である。

したがって、地域内の集落の今後の方向としては、久万町、小田町に加工拠点をかまえ他の町村と連携しながら、生産目標を統一し等品質なものが、一定量、コンスタントに生産できるような機能分担しつつ、地域としての主産地化の一翼をになう必要があり、同時に、このような目標をどのようにして達成するかが地域集落にかせられた大きな課題であると思われる。

16. 地域林業振興のための生産と販売の組織化

(1) 地域経済の未来像

久万林業地域の地域経済の未来像としては、農業、林業をかみ合わせた、いわゆる農林複合経営を中心とした地域社会の振興を図る必要がある。しかしながら地域は総体的に地形の急峻な所が多く、冬期の寒冷夏期の冷涼、多雨などにより、農業経営における農作物の選択は大きく制約されており、また、経営耕地規模別農家数は0.3 ha未満が最も多く、1戸当りの経営耕地面積は58アールで経営規模も小さく、農業への依存度は低い。これらが生産意欲の減退を招き、農業従事者の他産業への流出、転出による過疎化により、高齢者と婦女子による農業経営となり、総体的に農業生産は停滞している。

ことに久万町と小田町に比べ柳谷村美川村面河村の生産は低い。

一方、地域における林野率は高く、人工林率も高いが、若齢林分が多く、森林の所有規模は零細である。林分構造内容も久万町、小田町は比較的良好だが、他の3村は劣弱であり、生産性は低い。このように農林業の生産性の低さによる所得の不足分は、もっぱら公共事業や建設業などの賃労所得により補填されているのが実状である。

したがって、本地域の経済の進展方向としては、農業の確固とした基盤作りのうえに林業を進展させ、この両者の複合経営の確立が最も求められる地域経済の未来像である。

(2) 生産の組織化

① 集落単位の農業複合経営の確立

農業経営において規模が小さければ、農家の自立は専作に徹底するよりも多品目少量生産の複合経営による方が得策といわれるが、しかし少量といえども、1作目0.1 haほどのものが要求されるという。

一方、小農経営(小規模経営)は、その労働力と土地の限界資本力の弱さからして、近代的複合経営となることはむづかしく、それどころか、小農経営では専門化単一化しやすいし、またそれを迫られるのが実態である。

結局、生産力の高度化が小農経営に十分に対応してゆけないと、つまり生産力と小農経営という生産関係の矛盾が、小農経営に合理的農業経営を営むことを困難にし、その専門化、単一化をもたらしているといえる。という相矛盾した主張がある。

ともあれ、このような相矛盾した主張があろうとも、小農経営は専作か複合経営のいずれかを選択しなければならない。

そこで、小農経営で専作せざるをえないものを糾合して、集落単位に少品目多量生産の複合経営に指向する方向と、多品目、少量生産の経営農家を糾合して、集落単位に多品目多量生産の複合経営に指向する方向とが求められる。

このように、1農家の複合経営、専作経営の糾合による複合経営が集落単位に確立されれば、さらに附近集落への波及、すなわち集落連合による複合経営の確立から、ひいては地域複合経営の確立への展開が要求される。

現在、地域集落内の各農家は、どちらかというと各戸がばらばらに作目を選択していて、比較的経営規模の大きい農家や、農作物の販売金額の高い農家の多い、農業経営の確立している久万町などでも、集落内の各農家は専作経営に走り、比較的孤立している観があるが、これが町村単位となると、集落内の個々人はトマト組合、ダイコン組合に直結し、組合単位にまと

まっているのが現状のようである。

したがって、このような現状であれば、集落単位に数種の主幹作目による複合経営を確立し、さらにこれを周囲集落に波及させて、集落連合的な形で複合経営を確立してゆくことが今最も緊急に求められる課題である。

② 集落単位の林業経営の確立

この地域の林業も農業と同様、所有規模は零細である。

概して林木の生長は良好な方だが、林分構造内容をみると、総体的に取り扱いが悪く、除伐、間伐の手遅れ林分は、面河村、柳谷村、美川村に多数存在している一方、小田町、久万町の場合は前記3村に比較して、林分の取り扱いは比較的良好で、優良材生産への志向が強くあらわれている。

しかし、地域内のいずれの町村もそれぞれ施業体系を確立し、生産目標を決定してはいるものの、最近の木材価格の低迷、外材インパクトを含む林業環境の悪化は、林業生産者をして、林業の将来に対して大きな不安を抱かせているのが実状である。

したがって、今後この地域の林業経営の方向性としては、集落単位に可能なかぎり共通性をもった施業体と生産目標を確立し、植付から伐採、生産、流通販売までを組織化し、さらに集落単位に組織化されれば、周囲集落に波及させ、ひいては集落連合へと組織化をすすめる、最終的には町村全域を対象に、組織化してゆく必要がある。

本地域の場合、美川村、柳谷村、面河村の3村には、現在加工施設は少なく、また加工施設を積極的に設置し、運営してゆくための組織や能力もない状態で、当面これら3村は植付から伐採までの生産組織を集落単位に組織化し、さらに組織化を周囲集落に波及させ、集落連合へと組織化を発展させる必要がある。

一方、久万町、小田町にあっては、各森林組合が加工施設を設置または設置しようとしていて、加工による付加価値増大への期待は大きく、とくに美川、面河、柳谷の各村は久万町を含め4か町村で、生産、加工、流通、販売の一元化を図ろうとしており、また小田町も加工施設の設置を検討している。

したがって、久万町、小田町にあっては、集落単位に植付から伐採までの生産組織の組織化に加えて、流通、加工、販売までを包含した組織化に発展させる必要がある。

(3) 地域農林業振興のための重点施策

この地域の農林業振興を図るためには、きびしい地域環境と農地、林地の所有規模の零細性を考慮に入れながら以下の施策を提案したい。

① 農林業の基盤整備

農業にあっては、経営耕地の基盤整備を積極的にすすめ、土地生産力の均質化を図る一方、管理の円滑化を図る必要がある。

一方、林業にあっては、林道、作業道の開設、整備をすすめることにより、造林、保育作業の円滑化を図るとともに、間伐手遅れ林分の間伐促進や、優良材生産のための技打作業等の事業導入の円滑化を図る必要がある。

② 農業作目、林業生産目標の合理的決定

農業にあっては、集落単位の複合経営を目指すためには、農協、普及所、地域農民の合意のもとつく最適作目の選択と導入が急がれるとともに、収穫物の流通、加工、販売の合理体制の確立が急がれる。

一方、林業にあっては、森林組合を中心に地域農林家の合意のもとつく施業体系、生産目標を決定し、植付から伐採、生産、さらには流通、加工、販売までの合理的一貫体制を確立する必要がある。

③ 後継者、労働力の確保

過疎化のすすむ本地域も、他の過疎地域と同様後継者の確保には困難をきたしている。

しかし、地域内でも農業経営が安定していたり、林業経営の順調な展開が見られる集落にあっては、後継者の存在は見受けられるものの、大半の集落は後継者は存在していない。

また、農林業に従事する労働力の確保も、農業の場合は必要労働量の大半は自力で行なわれており、また、林業の場合も小規模の場合は同様自力で行なわれているが、雇用労働力を必要とする場合は、雇用労働力の供給源は、もっぱら森林組合の労務班に依存している。

しかし、この労務班も大半は高齢化していて、若年労働力は少ない。

したがって、農業、林業の安定的経営の確立こそが、後継者を存続させ、また労働力についてもコンスタントな事業量の確保が就労の安定となり、労働力の確保が可能となるので、後継者、労働力の確保には、安定的農林業の経営が最も要求されている。

④ 市町村の適切な行政指導の確立

最後に地域農林業を振興するためには、地域農林家の努力を最も必要とするが、同時に地域市町村の農林家に対する適切な指導や財政援助によるバックアップがあって、はじめて農林業の振興は可能となると思われるので、常に農林家の意識行動に関する情報を把握して、農林家の健全な育成指導を図ってゆくための行政指導体制の確立が最も必要である。

V 日田林業地域における実態と問題点

1. は じ め に

この研究は、農林水産技術会議の特別研究「農・山村における生産及び生活の組織化方式の確立に関する研究」のうちの小課題の一つとして、林試本・支場の関係研究室（経済研，東北第2研，関西経営研，四国経営研）と、林野庁総合助成試験研究のメニュー課題「農・山村における林業の生産・販売の組織化に関する研究」に参加する11県の共同研究として実施したものである。したがって、大課題の目的，方法，推進体制やこの小課題と大・中課題との関連性等については，他の担当研究室と共通するので省略することとする。

ただし，九州支場においては，研究担当者の交替等もあり55年度は休止せざるをえなかったため，当初予定された実施項目，すなわち，

A-1 山村集落を対象とした過疎化段階区分手法の検討と過疎化集落の摘出

A-2 過疎化集落における跡地森林管理の実態と対策

B-1 先進的林業地域の市町村を対象とした林業地域の成熟度区分

C-1 山村集落の総合評価と特性区分

C-2 林業拠点集落を中心とした林業生産組織化の実態

の各項目のうちA-1およびA-2の一部を実施したにとどまっている。

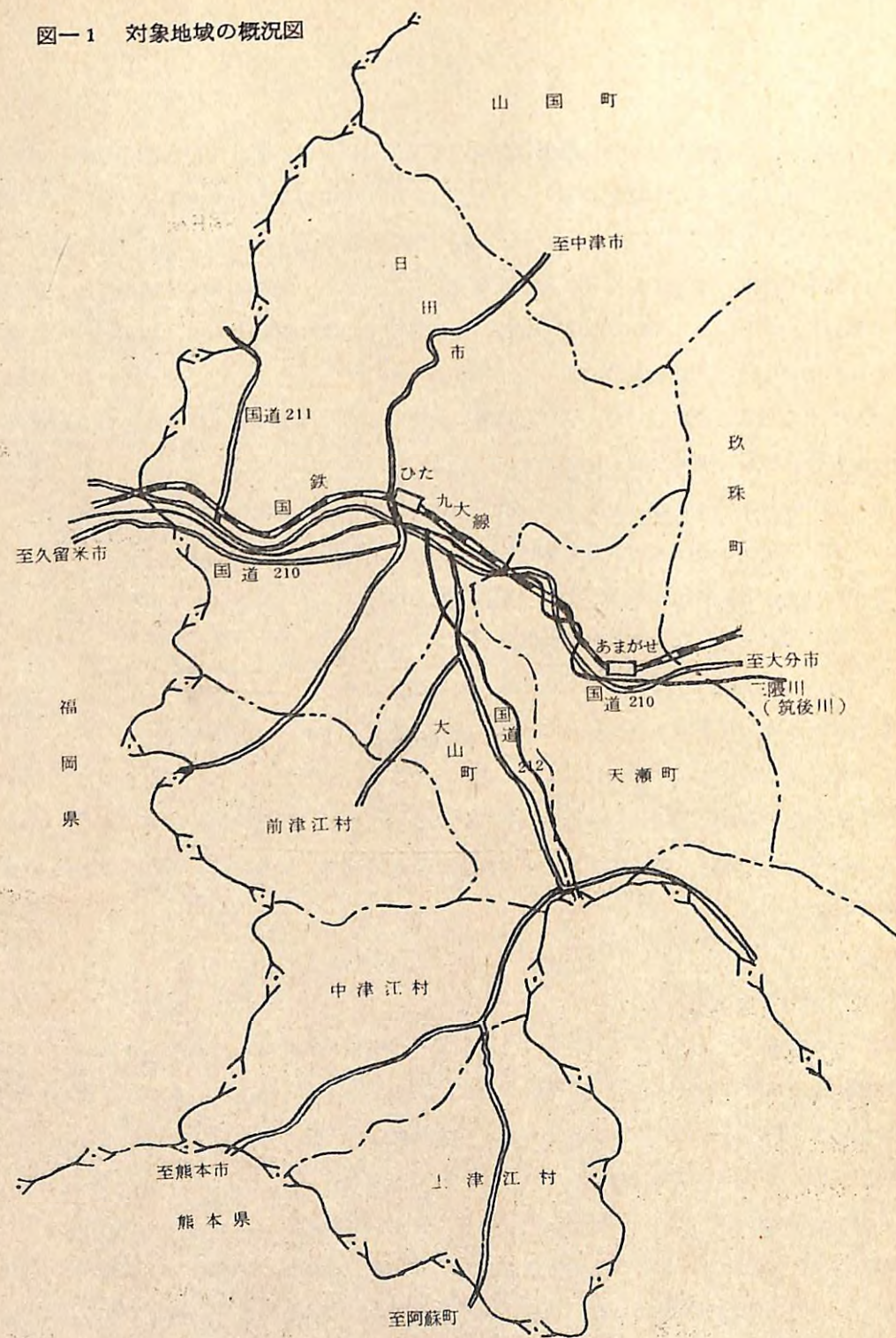
したがって，本報告ではこの項目に限って記述することになるが，残りの実施項目については，本特別研究の小課題として実施され，全体の研究の中では総括的な課題として位置づけられているところの「山村地域における生産・生活の組織化方式に関する現地検証」という課題の中で実施し，機会を改めて報告することとしたい。

2. 対象地域の概況

九州支場では「先進的林業地域」として，日田林業地域（大分県日田地方，すなわち日田市を中心とする1市2町3村）を選定し，実施項目についての具体的な作業は，この地域のうちでも山村地帯に属する津江3村，すなわち前津江村，中津江村，上津江村について実施した。以下，津江3村を中心とした日田林業地域の概況，特色について述べる。

日田林業地域は，大分県の西部県境に位置し，九州の屋根といわれる九重山群の西辺，筑後川上流の山間地帯で，西側を福岡県，南側を熊本県に接する。地形は，周囲を1,000m内外の山をもって囲まれた盆地状を呈しており，盆地の中心にあたる日田市と，これを中心にはば放射状に分岐

図一 対象地域の概況図



する筑後川本・支流の流域にわずかに平地がひらけているが、ほとんど大部分は、山地、傾斜地によって占められている。(図一)

交通条件は、国鉄久大線(久留米-大分)および国道210号線(久留米-大分)が東西方向の幹線となり、これに南北方向の国道211号線(日田-飯塚-北九州)と国道212号線(大分県中津市-日田-熊本県阿蘇町)が、中心の日田市街地において接続することによって骨格が形成されている。藩制度時代以来、筑後川の上流に位置することから、下流部すなわち福岡県との経済的結びつきが強かったが、近年、道路の整備と自動車交通の拡大によって、大分、別府を中心とした瀬戸内臨海地域および熊本市を中心とする経済圏への結びつき(とくに上津江、中津江村等南部地域)も強めつつある。

地質は新第三系および第四系に属する阿蘇火山系の安山岩で、森林の生育条件としては芳しくないが、土壌はいわゆる三隈土層に被われて、砂質ないし礫質壤土を形成し腐植に富む。また気候は内陸盆地のため寒暖差がはげしいが、年平均気温は14℃内外、年間降水量1,700mm(平地)~2,800mm(山地)であって主要造林樹種であるスギ、ヒノキ等の生育には恵まれた条件にある。(1)

地域産業は、日田市においてもこれといった大企業はなく、中小の木材、木製品、装飾品、食料品加工業、窯業など軽工業が中心であって、労働力の需要は少ない。日田市における人口の増減率は、昭和40→45=△2.9%, 45→50=△1.4%であって、50→55において2.2%の増加に転じた。ちなみに、日田市を除く対象地域町村の人口増減率は、40→45=△1.8.7%, 45→50=△1.1.5%, 50→55=△5.9%と、徐々に減少率は小さくなっているが、日田市を含めた人口密度は、昭和55年度において1kmあたり126人にすぎない。

地域産業の中での農業の比重はきわめて小さい。耕地率7%という数字(大分県平均は15%)からみても明らかなように経営基盤が弱く、農家1戸あたりの経営面積は、水田0.31ha(大分県平均0.45ha)、畑0.08ha(同じく0.12ha)、樹園地0.10ha(同じく0.13ha)あわせて0.49ha(同じく0.70ha)であって、きわめて零細である(表一および二)。一応水田が基幹部門となるが自給量を大きく出るものではなく、さりとて有力な複合部門も見出せない状態である。近年、日田市および天瀬町の一部を対象に広域農業開発の一環としての畜産基地、あるいは日田市周辺台地を対象とした、なし、くり、うめ等の落葉果樹類と、すいか、はくさい等の露路野菜の生産拡大などの動きが見られるが、この地域での農業の自給的性格を大きく変えようさせるまでには至っていない。(2)

以上のような農業の状態に対して、林業はこの地域ではきわめて重要な位置を占める。

まず森林の経営基盤についてみると、盆地の中心にあたり比較的平坦地に恵まれているとみられ

表-1 土地，世帯数等

区 分	総土地面積 (ha)	総世帯数 A	農家数 B	総世帯数に対する農家数の割合 B/A(%)	林家数 C	総世帯数に対する林家数の割合 C/A	農家数に対する林家数の割合 C/B	林野率(%)	耕地率(%)	水田率(%)
日田市	27,078	15,989	5,090	31.8	2,955	18.5	58.1	76	10	69
前津江村	7,673	511	432	84.5	243	47.6	56.3	95	3	75
中津江村	8,386	741	341	46.0	267	36.0	78.3	90	3	74
上津江村	8,764	528	328	62.1	236	44.7	72.0	93	2	77
小計	24,823	1,780	1,101	61.9	746	41.9	67.8	※	※	※
大山町	4,564	1,070	733	68.5	459	43.8	64.0	81	11	35
天瀬町	10,145	2,149	1,525	71.0	1,017	47.3	66.7	78	9	60
合計 D	66,610	20,988	8,449	40.3	5,187	24.7	61.4	※	※	※
大分県計 E	631,873	308,362	111,503	36.2	64,427	20.9	57.8	72	15	63
D/E(%)	10.5	6.8	7.6	※	8.1	※	※	※	※	※

注 1970年センサス

表-2 農業に関する主要指標

区 分	総農家数 C	経営耕地面積 ha				総農家1戸あたり経営 耕地面積 ha				大家畜飼養頭数				総農家1戸あたり大家 畜飼養頭数			
		田 D	畑 E	樹園地 F	田 D/C	畑 E/C	樹園地 F/C	乳用牛 G	肉用牛 H	豚 K	乳用牛 G/C	肉用牛 H/C	豚 K/C	乳用牛 G/C	肉用牛 H/C	豚 K/C	豚 K/C
日田市	4,764	1,499	433	372	0.32	0.09	0.08	1256	1,012	8559	0.26	0.21	1.80	0.26	0.21	1.80	1.80
前津江村	393	124	23	10	0.32	0.06	0.03	10	335	73	0.03	0.85	0.19	0.03	0.85	0.19	0.19
中津江村	295	93	22	39	0.32	0.07	0.13	-	120	158	-	0.41	0.54	-	0.41	0.54	0.54
上津江村	295	103	22	15	0.35	0.07	0.05	-	206	51	-	0.70	0.17	-	0.70	0.17	0.17
小計	983	320	67	64	0.33	0.06	0.07	10	661	282	0.01	0.67	0.29	0.01	0.67	0.29	0.29
大山町	710	132	28	222	0.19	0.04	0.31	-	20	185	-	0.03	0.26	-	0.03	0.26	0.26
天瀬町	1,433	478	128	147	0.33	0.09	0.10	112	399	109	0.08	0.28	0.08	0.08	0.28	0.08	0.08
合計 A	7,890	2,429	656	805	0.31	0.08	0.10	1,378	2,092	9,135	0.17	0.27	1.16	0.17	0.27	1.16	1.16
大分県計 B	101,071	45,138	12,555	13,613	0.45	0.12	0.13	12,715	56,920	59,122	0.13	0.56	0.59	0.13	0.56	0.59	0.59
A/B(%)	7.8	5.4	5.2	5.9	※	※	※	10.8	3.7	15.5	※	※	※	※	※	※	※

注 1975年センサスによる

る日田市においてもその林野率は76%の高さであって、大分県平均の72%を上まわっており、津江3村ではいずれも90%以上を示す。

森林保有にみられる特色としては、第1に国有林が非常に少なく大部分が民有林であることである。すなわち表-3にみられるように、一般に国有林の少ない大分県の中にあって、県平均の民有森林率89.0%を大きく上まわっている。第2は保有規模が高いことである。つぎにみるように森林保有の集中が進んだ地域であるが、単純に林家1戸あたりの私有林面積をとると地域平均でも県平均5.8haに対し9.8haであり、津江3村では実に27.7haにも達する。第3の特徴は、私有林の不在村所有者の占める森林がきわめて大きいことである(表-5)。私有林における不在村所有森林面積の割合は、地域全体の平均でも、24.2%を占める。とくに津江3村では高く、43.7%であるが、なかんずく日田市および福岡県に接する前津江村では実に66.0%にも達しており、大きな特徴の一つといえよう。第4の特徴は、大面積の不在村保有者の森林が存在する一方で、大部分の零細林家は農家であり、また農家の大多数が森林を保有している点である。農業と林業は森林保有の面でも密接な関係にあるといえよう。

この地域での焼畑とコウゾ、ミツマタ、ハゼ、シュロ等の、いわゆる樹芸林業にベースをおいた造林の歴史は古く、その人工林率はきわめて高い水準にある。とくに津江3村では前津江村を筆頭にこれ以上拡大造林の余地がないといっても過言ではないほどに植えつくされている。また、人工

表-3 森 林 の 概 況

区 分	森林面積 ha C	民有林面積		民有人工林面積		31年生以上の民有人工林面積	
		面積 ha D	割合 % D/C	面積 ha E	割合 % E/D	面積 ha F	割合 % F/E
日 田 市	20,645	20,198	97.8	14,869	73.6	1,645	11.1
津江3村							
前津江村	7,365	7,178	97.5	6,124	85.3	1,551	25.3
中津江村	7,551	6,476	85.8	5,351	82.6	772	14.4
上津江村	8,191	7,318	89.3	5,840	79.8	1,401	24.0
小 計	23,107	20,972	90.8	17,315	82.6	3,724	21.5
大 山 町	3,694	3,694	100.0	2,721	73.7	479	17.6
天 瀬 町	7,965	7,929	99.5	4,370	55.1	720	16.5
合 計 A	55,411	52,793	95.3	39,275	74.4	6,568	16.7
大分県計B	452,682	402,964	89.0	185,633	46.1	16,640	9.0
A/B (%)	12.2	13.1	※	21.2	※	39.5	※

注 1970年センサスによる。

表-4 森 林 保 有 の 状 況

区 分	林 家 数 C	私有林面積 D (ha)	林家1戸あたり私有林面積 D/C (ha)	農家林家数 E	農家林家の割合 E/C	農 家 数 F	農家数に対する農家林家数の割合 E/F (%)
日 田 市	2,955	19,288	6.5	2,531	85.7	4,764	53.1
津江3村							
前津江村	243	6,972	28.7	248	102.1	393	63.1
中津江村	267	6,439	24.1	234	87.6	295	79.3
上津江村	236	7,284	30.9	232	98.3	295	78.6
小 計	746	20,695	27.7	715	95.8	983	72.7
大 山 町	469	3,684	7.9	427	91.0	710	60.1
天 瀬 町	1,017	6,973	6.9	975	95.9	1,433	68.0
合 計 A	5,187	50,640	9.8	4,648	89.6	7,890	58.9
大分県計 B	64,427	373,673	5.8	56,864	88.3	101,071	56.3
A/B (%)	8.1	13.6	※	8.2	※	7.8	※

注 C, Dは1970年センサス, E, Fは1975年センサスによる。

表-5 不在村私有林面積、割合

区 分	私有林面積 C	不在村者 面積 D	私有林に対する割合 D/C (%)
日 田 市	19,288	885	4.6
津江3村			
前津江村	6,972	4,602	66.0
中津江村	6,439	1,932	30.0
上津江村	7,284	2,503	34.4
小 計	20,695	9,037	43.7
大 山 町	3,684	913	24.8
天 瀬 町	6,973	1,400	20.1
合 計 A	50,640	12,235	24.2
大分県計 B	373,673	32,615	8.7
A/B (%)	13.6	37.5	※

注 1970年センサスによる。

林の齢級構成をみると、比較的高齢級のものの占める割合が高く（表-3）、森林資源の成熟度は全国的にみてもきわめて高い地域の一つであるといえよう。県内における日田林業地域の民有森林面積シェアは13%にすぎないが、31年生以上の人工林面積シェアは39.5%であって、いかにこの林業地域が県内で大きな地位を築いているかが理解されよう。

最後に素材生産を中心とする林業生産の動向について触れる。

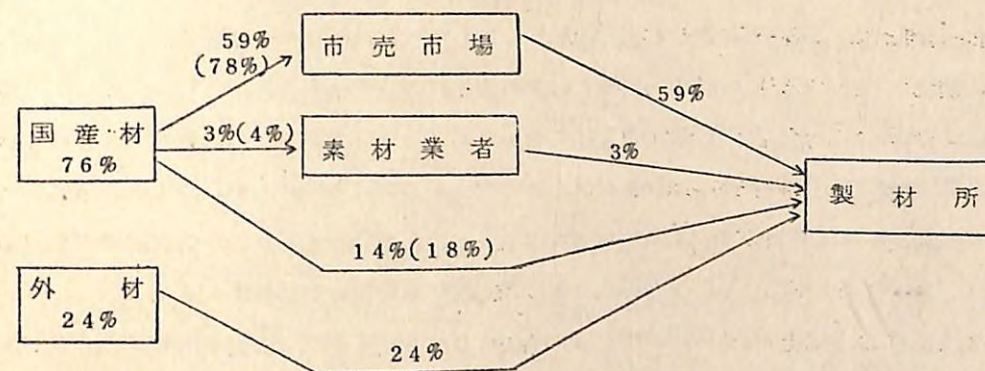
素材生産量は、全国的にも昭和48年度をピークとして下降の傾向に歯止めをかけることが出来ず、なお減少傾向にあるが、当日田林業地域においても同様であって、表-6によれば55年度の地域内の素材生産量（16.5千 m^3 ）はピーク時の昭和47年のそれ（26.0千 m^3 ）に比べ63%の減産を記録した。しかし、森林面積1haあたりの素材生産量は、55年度においても3.0 m^3 と、全国平均の1.4 m^3 をはるかに上まわる水準である。

表-6 素材需給量の動向

年度	総需給量		供給量			消費量	
	需給量	指数	国産材		外材	管内消費量	管外移出量
			管内産	移入量			
40	340,594	92	234,376 (68.8)	106,218 (31.2)	0 (0)	281,196 (82.6)	59,398 (17.4)
45	438,268	119	217,823 (49.7)	144,763 (33.0)	75,682 (17.3)	374,663 (85.5)	63,605 (14.5)
47	447,500	121	260,244 (58.2)	103,218 (23.0)	84,038 (18.8)	392,330 (87.7)	55,170 (12.3)
50	369,105	100	201,106 (54.5)	87,052 (23.6)	80,947 (21.9)	336,484 (91.2)	32,621 (8.8)
51	400,663	109	177,998 (44.4)	119,391 (29.8)	103,274 (25.8)	366,560 (91.5)	34,103 (8.5)
52	418,364	113	177,175 (42.4)	155,721 (37.2)	85,468 (20.4)	381,964 (91.3)	36,400 (8.7)
53	427,886	116	177,209 (41.4)	147,952 (34.6)	102,725 (24.0)	392,556 (91.7)	35,330 (8.3)
54	469,624	127	183,791 (39.2)	172,504 (36.7)	113,329 (24.1)	434,624 (92.5)	35,000 (7.5)
55	440,000	119	165,000 (37.5)	182,000 (41.4)	93,000 (21.1)	409,000 (93.0)	31,000 (7.0)

- 注 (1) 森山賢治：日田材の現状と課題，日林九州支部大会資料，1981。
 (2) ()は総需要量を100とする構成比。
 (3) 55年度は推定。
 (4) 指数は50年を100としたもの。

図-2 素材の流通図



注 昭和54年，()は国産材のみの比率

一方、素材の総需給量についてみると、55年度は若干減少したが、ピーク時の昭和47年度に近い水準に回復し、維持されている。これはすなわち、域内の素材生産量の減少にもかかわらず、①域外よりの国産材素材の移入拡大、②素材の管外移出の抑制、によってカバーすることによって、素材流通、加工産地としての機能は、少なくとも量的な側面では維持されたことを意味し、評価されなければならない点であろう。また、内陸産地市場においても外材の比重がますます高まりつつある現状の中で、図-2に示すような国産材を中心とする市売市場を軸として、外材のシェアを2割程度の低水準に維持していることも注目される点である。

3. 大分県における山村集落の過疎化段階区分

山村の過疎化に伴って、林業の生産減退と山林荒廃の危険性が増大しつつある。これは先進的林業地域として選定した日田林業地域とて例外でなく、今まで見て来たように、この地域の農業経営基盤が脆弱で、林業への依存度がきわめて高いモノカルチュア的構造であること、森林資源の単一樹種、一斉人工造林という森林経営の条件の故に、その危険性はますます大きいといえる。

このような過疎化に対抗して林業を維持発展させるためには、個別経営の枠をこえて、地域として組織的な対応策が必要であるが、そのためには、投葉の前の病状診断が不可欠のように、対応策、行政諸施策の受け皿としての山村、とくに実質的な生産と生活の単位である山村集落の過疎化段階の現状分析が不可欠であると考えられる。

特定の山村集落がどのような過疎化段階におかれているかを知るためには、人口論的過疎と地域

論的過疎の2つの異った視点から分析し、さらにこの2つの視点を総合してその山村がどのような段階におかれているかをみればよいであろう。

人口論的過疎とは、過疎→人口減少を人口現象に限定して地域経済社会の諸問題と切りはなした視点から追求する立場であり、地域論的過疎とは人口流出に伴って生ずる各種の社会的諸現象（産業停滞、地域における社会生活の困難化など）に視点をあてる立場である。人口論的過疎と地域論的過疎の関係は、前者が原因となって後者をひきおこしたものと考えられるが、つぎの段階においては後者が原因となって前者にますます拍車をかけることにもなり、また前者が低次段階であっても地域論的過疎化のすすんでいる集落も存在するので、両視点の併用が必要である。

この実施項目では、以上の基本的観点に立って工夫された段階区分の手法⁽⁴⁾を援用しつつ、大分県の中での地域性、とくに県全体の過疎化集落の分布の中で、われわれが取り上げた日田林業地域がどのような地位におかれているかを巨視的全体的に明らかにするとともに、つづく微視的個別的な過疎化実態分析の礎石づくりを試みた。

過疎化段階区分手法そのものについては、調査項目とそのカテゴリーの取り方、評価点の数値等なお検討の余地が残されているが、ここではこの共同研究に参加する関係研究室の結果との比較の問題もあり、共通の手法を用いたので省略する。なお、段階区分の結果は4段階で表示されるが、総合的過疎化段階区分については、Ⅳを「過疎激甚集落」、Ⅲを「準過疎集落」、さらに両者を含めて「問題的集落」と以下呼ぶことにする。

さて、大分県および津江3村の過疎化段階区分の結果は表-7に示す通りとなったが、以下この結果について考察を加えてみたい。

第1は、人口論的過疎化段階と地域論的過疎化段階の関係であるが、かならずしも両者が平行しているわけではなく、おおよそ次のグループに分けることが出来る。なお簡略化のため人口論的過疎化段階をP、地域論的過疎化段階をR、総合的過疎化段階をTとし、この順でたとえばⅠ-Ⅱ-Ⅰというように記号化して表わすことにする。

① P、Rともそれほど進行していないⅠ-Ⅰ-Ⅰのグループ 県9.8%に対し津江3村では2.7%。

②-1 Pは進行しているが、RはそれほどでもないⅡ-Ⅰ-Ⅱ（県29.5%、津江3村21.6%）、Ⅲ-Ⅰ-Ⅱ（県9.4%、津江3村2.7%）のグループ。これはPがそのまま蓄積して行けば、いずれはRが進行して行くことが考えられる。過疎化の初期段階にあるが、場合によっては問題的集落の予備軍となりうる集落。両者をあわせると、県38.9%、津江3村24.3%となる。

②-2 Pはそれほどではないのに、Rが進行しているⅠ-Ⅱ-Ⅱ（県5.6%、津江3村5.4%）

表-7 過疎化段階区分別集落数・比率

人口論的過疎段階	Ⅰ					小計	Ⅱ				小計
地域論的	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅰ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ		
総合的	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅱ		Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ		
前津江村	2	2			4	6	2			8	
中津江村		2			2	2	9			11	
上津江村						1	5	1		7	
3村合計集落数	2	4			6	9	16	1		26	
百分(率)(%)	2.7	5.4			3.1	12.2	21.6	1.4		35.1	
大分県集落数	184	104	3		291	553	475	1.8	1	1047	
百分(率)(%)	9.8	5.6	0.2		15.5	29.5	25.4	1.0	0.1	55.9	

Ⅲ				小計	Ⅳ				小計	再 掲				
Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ		Ⅲ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅳ		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	計
1	5	1		7			1		1	2	11	6	1	20
1	12	2		15		4			4		14	18		32
	11	2		13		2			2		6	16		22
2	28	5		35		6	1		7	2	31	40	1	74
2.7	37.8	6.8		47.3		8.1	1.4		9.5	2.7	41.9	54.1	1.4	100.0
176	314	20	1	511	4	18	3		25	184	1311	375	4	1874
9.4	16.8	1.1	0.1	27.3	0.2	1.0	0.2		1.3	9.8	70.0	20.0	0.2	100.0

Ⅰ-Ⅲ-Ⅱ（県0.2%、津江3村なし）のグループ。あわせて県5.8%、津江3村5.4%と、数はそれほど多くないが、地域内での非農林業への移動のはげしい集落にみられ、林業経営の立場からみるとやはり問題となるグループである。

③ P、Rとも進行の度合いが激しいⅡ-Ⅲ-Ⅲ（県1.0%、津江3村1.4%）、Ⅱ-Ⅳ-Ⅲ（県0.1%、津江3村なし）、Ⅲ-Ⅱ-Ⅲ（県16.8%、津江3村37.8%）、Ⅳ-Ⅱ-Ⅲ（県1.0%、津江3村8.1%）、Ⅲ-Ⅲ-Ⅲ（県1.1%、津江3村6.8%）などのグループ。あわせて県18.8%、津江3村54.1%を占める準過疎集落。

④ P、Rとも末期的段階にあるⅢ-Ⅳ-Ⅳ、Ⅳ-Ⅲ-Ⅳ、Ⅳ-Ⅳ-Ⅳの過疎激甚集落。あわせ

て県0.2%, 津江3村1.4%。

なお、②のタイプに属するが、きわめて極端なものとして、Ⅳ-I-Ⅲの集落が県内で4集落摘出されたが、これらは、旧金山集落、ダム建設の影響を受けた集落、都市隣接の成熟林業地および臨海集落であった。

第2に他県との比較であるが、大分県における問題集落の割合は20.2%であって、表-8で見える範囲では、島根県の30.5%、長野県の28.8%について高い値を示した。

第3は、県内における地域性であるが、新市町村単位で問題集落の割合の高い市町村を10位まで挙げると次の通りとなった。すなわち、①南海部郡上浦町(100.0%)、②上津江村(72.7%)、③中津江村(56.3%)、④下毛郡山国町(47.8%)、⑤大分郡野津原町(42.9%)、

表-8 地域別・県別・過疎化段階区分別集落数・比率(%)

総合的過疎化段階区分 地域別・県別	総 数		Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ	
	集落数	比率	集落数	比率	集落数	比率	集落数	比率	集落数	比率
東北4県	4,788	100	1,500	31.3	2,867	59.9	410	8.6	11	0.2
岩 手	1,550	100	503	32.4	922	59.5	124	8.0	1	0.1
宮 城	534	100	196	36.7	312	58.4	26	4.9	-	-
山 形	1,002	100	359	35.8	538	53.7	101	10.1	4	0.4
福 島	1,702	100	442	26.0	1,095	64.3	159	9.3	6	0.4
九州2県	2,492	100	326	13.1	1,724	69.2	438	17.6	4	0.2
福 岡	618	100	142	23.0	413	66.8	63	10.2	-	-
大 分	1,874	100	184	9.8	1,311	70.0	375	20.0	4	0.2
その他諸県	5,226	100	678	13.0	3,123	59.8	1,375	26.3	50	1.0
埼 玉	423	100	58	13.7	289	68.3	75	17.8	1	0.2
長 野	2,014	100	318	15.8	1,116	55.4	536	26.6	44	2.2
滋 賀	402	100	121	30.1	241	60.0	38	9.4	2	0.5
島 根	2,387	100	181	7.6	1,477	61.9	726	30.4	3	0.1

注 岩手、山形、大分は筆者らの調査、滋賀は文献4、福岡は文献5、その他は国庫助成メニュー課題「林業生産販売の組織化」の53年度各県報告より調製。

⑥下毛郡本耶馬溪町(39.5%)、⑦南海部郡本匠村(38.5%)、⑧前津江村(35.0%)、

⑨直入郡直入町(28.6%)、⑩直入郡久住町(28.1%)である。

以上の市町村のうち、第1位の南海部郡上浦町は臨海山村であって、山村集落数も2に過ぎない

が、ワースト10の大部分は、県西部の林業地帯に属し、とくに津江3村は2位、3位、8位となっている。

4. 過疎化集落の実態と跡地森林管理の方向

この実施項目は、前項3で摘出された問題集落を対象として、過疎化にともなう農林業等の変化、跡地森林管理の実態を明らかにすることによって、過疎化段階に対応した跡地森林管理の方向づけ、生産・販売の組織化の可能性について検証しようとしたものである。

まず、非常に過疎化が進んだ津江3村の動向について検討を加える。⁽⁶⁾概況についてはすでに述べたが、農林業センサス1960年と70年を対比して整理すると表-9に示す通りとなる。戸数では上津江村が変わらないだけで、他村は戸数、農家数とも減少を示し、農業就業人口は60年時は1戸当たり2人以上であったのが1人台と減ってきている。耕地面積は中津江村以外は何れも減じ、1戸平均では中津江村0.68ha、ついで上津江村0.55ha、前津江村0.44haとなった。肉用牛の飼育戸数は3村とも大幅に減少してきた。つぎに農家保有の山林面積の1戸平均は中津江村9.6ha、上津江村8.9haと一応の水準にあるが、前津江村は4.5haである。共有林面積は、上津江が1戸平均0.27haで、以下前津江、中津江の順に少ない。

つぎに3村の中から、過疎激甚集落の千蔵木(前津江村)および準過疎集落の中川内(中津江村)福島、笹野、幸又(上津江村)の各集落について、1960年と1975年対比で過疎から生じた主な変化をみると表-10の通りとなる。農家数で最も減ったのは千蔵木集落で15戸が5戸へ、幸又の27戸が14戸と約半分の減少、福島が14戸から10戸と約3割減であるが、中川内と笹野は1~2戸の減少にとどまっている。かかる農家数の減少は耕地の減少にもつながり、幸又の70%減、千蔵木の65%減と、とくに水田面積の減少が甚しい。ただし中川内は変化なく、かえって水田面積では若干増加している。

つぎに跡地森林管理については、2事例を検討したにとどまっているが、つぎの通りである。

① 前津江村千蔵木集落の事例 前述の通り1960→70年で15戸から5戸への激減を見、大分県での4つの過疎激甚集落の中の1つである。前津江村に属するが、例外的に下流部は福岡県浮羽町に直結している。集落の特徴は、零細水田経営のほかは見るとべきものはなく、一方的に林業賃労および若干の森林経営に依存する集落で、林地の所有は在村の大所有者と零細所有に極端化した形となっているが、人工林率はきわめて高い。

跡地のうち水田は1戸平均0.47haと零細なものであったが、転出者の水田の大部分は残留者に売却され造林された。また、森林については転出者の大部分は保有していず、1戸だけが24ha

表-9 日田地方3村の変化(農林業センサス, 1960年対1970年)

村名	前津江村			中津江村			上津江村		
	センサス		70/60 増減率	センサス		70/60 増減率	センサス		70/60 増減率
	1960	1970		1960	1970		1960	1970	
総戸数(戸)	557	538	966	795	756	95.1	560	583	104.1
総農家数(戸)	445	430	966	334	313	93.7	373	328	87.9
林業就業人口(人)	1062	644	60.7	891	503	56.5	1161	561	48.3
耕地面積計(0.1ha)	2068	1897	91.7	2033	2108	103.7	2112	1798	85.1
肉用牛戸数(戸)	330	207	62.7	279	152	54.5	303	155	51.2
肉用牛戸数(頭)	423	415	98.1	369	205	55.6	501	251	50.1
農家保有山林戸数(戸)	201	234	116.4	224	209	93.3	212	217	102.4
農家保有山林面積(0.1ha)	9,390	10,536	112.2	26,647	20,087	75.38	26,982	19,284	71.5
共有林野面積(0.1ha)	780	780	100.0	145	350	241.4	1,590	1,590	100.0

注 文献6による。

表-10 過疎集落概況 (1960→1975 センサス対比による)

項目	前津江村	千蔵木	中津江村	中川内	上津江村	福島	上津江村	笹野	上津江村	幸又
総農家数(1960→1975)	15 → 5	5戸	10 → 9	9戸	14 → 10	10戸	15 → 13	戸	27 → 14	戸
経営 { 0.5以下	6 → 3	3	3 → 1	1	11 → 7	7	6 → 13	13	14 → 11	11
耕地 { 0.5 ~ 1.0	9 → 1	1	6 → 7	7	3 → 3	3	9 → 3	3	10 → 3	3
規模 { 1.0 ~ 2.0	0 → 1	1	1 → 1	1					3 → 0	0
耕地面積計(1960→1975)	8.1 → 2.8	2.8ha	6.4 → 6.4	6.4ha	5.3 → 4.0	4.0ha	7.4 → 4.9	4.9ha	15.2 → 4.6	4.6ha
田 ()	7.1 → 2.1	2.1	4.8 → 5.3	5.3	3.8 → 2.5	2.5	3.7 → 3.3	3.3	10.3 → 2.9	2.9
畑 ()	0.7 → 0.5	0.5	1.3 → 1.1	1.1	1.5 → 0.7	0.7	3.5 → 0.9	0.9	4.3 → 1.1	1.1
樹園地 ()	0.3 → 0.2	0.2	0.3 → 0	0	0 → 0.9	0.9	0.2 → 0.7	0.7	0.6 → 0.6	0.6
肉用牛飼養戸数(1960→75)	11 → 1	1戸	8 → 0	0戸	6 → 0	0戸	14 → 4	4戸	24 → 1	1戸
肉用牛飼養頭数()	11 → 7	7頭	9 → 0	0頭	7 → 0	0頭	16 → 4	4頭	31 → 1	1頭
保有山林戸数(1960→1975)	10 → 3	3戸	7 → 7	7戸	9 → 10	10戸	6 → 13	13戸	21 → 14	14戸
保有山林面積()	649.5 → 505.2	505.2ha	6.4 → 14.5	14.5ha	220.5 → 144.7	144.7ha	5.8 → 22.0	22.0ha	64.2 → 89.0	89.0ha
一戸平均保有山林面積	168.4ha	168.4ha	2.1ha	2.1ha	14.5ha	14.5ha	1.7ha	1.7ha	6.4ha	6.4ha

(全部人工林)を保有するのみで隣町(福岡県)への転出であり良好に管理されている。以上のよう
に、この集落は過疎激甚集落でありながら、集落の急激な減少が見られるとはいえ、跡地森林管
理そのものは、残留者の中に卓越的な森林保有者がいること(=森林の保有構造)、転出者の大部
分が林業賃労働に依存した階層であったこと(=移転者の職業、階層)、人工造林の成熟度が高か
ったこと(=森林資源構成)、などによって、跡地森林管理上とくに大きな問題は生じていない。

② 上津江村笹野集落の事例 熊本県菊池市に接する山間辺地の準過疎集落であって、総世帯数
をみると、1970年センサス時点32戸(うち非農家16戸)であったものが同80年には11
戸に激減した。本集落は国有林地帯で、民有林についてもその9割近くがすでに地区外に流出して
おり、転出者の保有した農用地のほとんど全部は山畑であったため、小面積の森林とともに地区外
森林保有者に売却処分され、造林の上、従来と同様管理経営されている。以上のようにこの集落で
は、集落規模の急激な減少とともに林業労働力の流出が見られるが、跡地森林管理そのものは、農
用地にしても森林にしても零細ないし無保有者が多かったため、やはり大きな問題は生じていない。

以上のよう、跡地森林管理の方向づけは、基本的には過疎化の程度、すなわち過疎化段階区分
に対応して整理をすることが可能であるが、2次的には、その集落における①森林の保有構造と②
林業の成熟度が大きな影響を与えることが明らかにされた。

なお、大分県における過疎激甚集落は、前記の前津江村千蔵木集落のほかにつぎの3集落が摘出
された。

- ① 南海部郡上浦町浦戸集落 戦前より土建業などの出稼労働の階層が多かった臨海山村の集落。
- ② 大野郡犬飼町三ノ岳集落 大分市に隣接する都市近郊集落。他の集落と合併された。
- ③ 直入郡久住町試験場集落 久住山麓の集落で最近他集落と合併になった。

引用文献

- (1) 佐藤敬二：日田林業，山林1033号特集「生まれ変わる林業地」，1970
- (2) 大分県日田事務所：日田の農業概要，1978
- (3) 柳 次郎：大分県山村集落の過疎化段階区分，日林九支研論 第32号，1979
- (4) 紙野伸二：山村集落の過疎化段階区分，農林統計協会「日本の林業」所収，1974
- (5) 福島敏彦：農山村社会の組織化—福岡県における過疎について—，日林九支研論 第32号，
1979
- (6) 久田喜二：日田地方山村集落における過疎化段階区分，林試九州支場年報 第22号，
1980

VI 山村社会形成の論理

はじめに

昨年の中間報告(『むら機能と林業』)のなかで、紙野伸二部長は「地方林政は地域林業の振興とともに山村社会の衰退化に歯止めをかけて魅力ある山村社会の形成のために本格的な活動を始めようになってきた。山村集落はその対象として新たな展開が期待されるのである」¹⁾と述べている。

実は、私が本稿で展開しようと考えている山村社会形成の論理というもの、紙野部長が林業生産基盤総合整備事業の実際的な計画作業でおこなったことの整理にしかすぎないと思うが、あえて述べることをお許しいただきたい。

1. 山村社会形成の構図 — その1 —

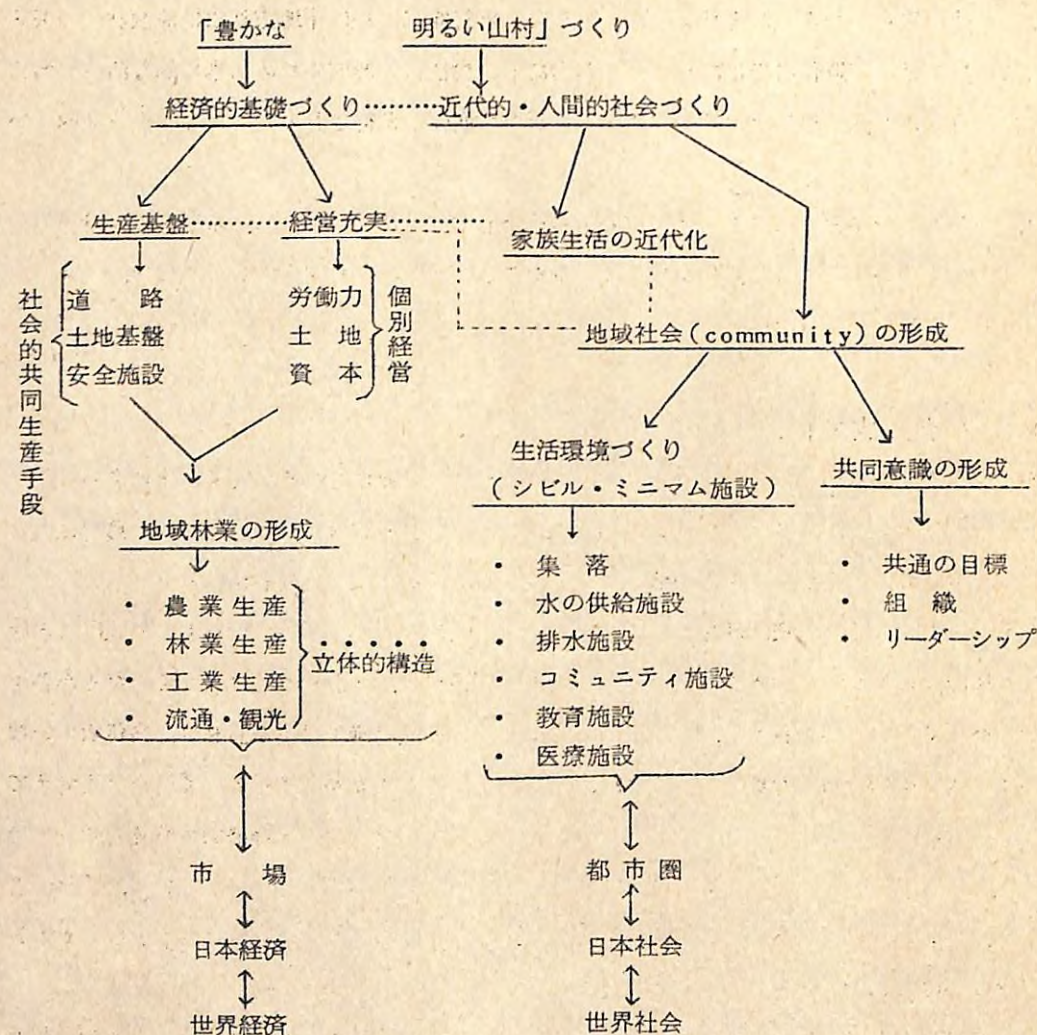
山村社会形成=むらづくりの特質は、生産と生活を統合した地域社会をつくることにある。都市生活の形態は職住の分離にあり、このことが都市の交通問題を惹起させている。だが、農村にしる、山村にしる生産の場と生活の場が同一地域であるところに、農・山村の特質がある。

ところで山村の在るべき姿、理想型を求めるとき、一般に「豊かな明るい山村」を究極的な形態として目標設定している。青木志郎教授は農村計画に関連して、「農村計画は人づくりだとか豊かな地域社会づくりだといわれるが、望ましい人、望ましい地域計画とは何か。私は、落伍者のいない、一人一人の生活が豊かな地域社会であり、連帯感をもった人々をつくっていくべきだと考えている」²⁾と述べている。山村振興法が目的として現定した「山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図る」(同第1条)も究極的には同じことを意図しているのかも知れないが、「落伍者のいない、一人一人の生活が豊かな地域社会であり、連帯感をもった人々をつくる」という青木教授の目標は明瞭で魅力的である。

では一般にいわれている「豊かな明るい山村」をいかに形成するか。私は「豊かな明るい山村」といったとき、第1図に示したような構図が描かれるのではないかと思う。「豊かな」を経済的側面、「明るい」を社会的側面というように分けて、それぞれの具体的な項目について述べることにしたい。紙野部長が前述の計画で二分した「林業生産基盤の整備」と「環境基盤の整備」に対応している。

「経済的基礎づくり」は大きく2つに分けられる。山村の農林業生産の基盤づくりと個別経営の確立・充実という側面である。農林業の生産基盤づくりは、具体的には林道、農道など道路整備、圃場整備、利水施設など社会的共同生産手段の整備とともに、山村ではその地形的条件から治山施設が重要なものとなっている。そうした条件整備のうえに個別経営の確立・充実が、労働力、土地、資本の各要素の充実によって実現されなければならない。その場合、土地条件、労働力構成、資本

第1図 山村社会形成の構図



の状況により多様な経営がある山村では、経営類型を設定し、類型毎に経営目標を設定し集落単位に土地利用、労働力利用の計画化が必要になってくる。

ところで、整備された生産基盤の上に、個別経営を確立・充実する場合、きわめて重要なことは、山村の資源に応じた生産構造を立体的に構成することである。すべての資源が効率的に利用できる、総合的なものであると同時に、生産物の加工、流通まで含めた構造で、付加価値の極大を追求する立体構造をつくりあげることである。

山村づくりに成功したところでは、形態のちがいはあっても立体的産業構造をつくりあげている。

例えば余りにも有名になったが、熊本県球磨村、静岡県竜山村など代表的なものである。

林業後進地で低迷していた球磨村で、昭和40年に41才で森林組合長に就任した大岩誠氏は、林業労働班の組織化を皮切りに、造林、素材生産事業を通じて地域林業の振興に努力し、林業構造改善事業を活用して、47年にチップ工場を完成し、49年には椎茸乾燥室を落成して椎茸生産体制をつくり、同年に低質材加工工場を完成している。50年には鍾乳洞を掘削し“球泉洞”と命名し、観光資源とし、後に53年には球泉洞キャンプ村をつくらせて観光資源を活用する体制をつくりあげている。また51年につくった山菜加工工場は、53年に落成した「そばうどん店」とも結合して、村民に雇用と所得をもたらしている。現在、球磨材は球磨森林組合を含む6つの組合で運営している木材共販場に出荷しているが、将来の構想としては、村内に集荷場をつくり、そのまわりに木材加工団地を設置して付加価値をつけてから村外に出荷する方法が検討されている。³⁾ここでは林業生産だけでなく、山菜はもちろんだが、鍾乳洞を観光資源化しているところに特徴があるが、立体的産業構造がたえず追求されている。

静岡県竜山村では、昭和36年に青山宏氏が36才の若さで森林組合常務理事に選出されてから、37年に8班、100人の労働班を結成することからはじめた。この労働者数は当時の竜山村の民有林労働者の約4割にあたる数であったというが、この労働班を軸として、村内の造林、素材生産事業に取りくむが、40年からはじまった第一次林業構造改善事業によるマイクロバスの購入、素材生産機械の購入が大きな戦力となっていく。40年代初め、山村を襲った過疎化の波のなかで、浜松という自動車、オートバイ、楽器産業など日本の代表的企業のある大きな労働市場が、通勤可能な距離圏内にある竜山村では、林業労働者の流出というピンチを迎えることになる。そこで、青山氏は「山村堰堤論」を発想してくる。「人口が流出するなら、それをくいとめる堰堤—ダムをつくらなければならない」という考えである。それでは、その堰堤とは何か。それは、いままで山村のなかになかった、新しい山村住民の所得機会、雇用機会をつくり出すことである」とし、造林、素材生産事業以外の新しい事業開発に挑むことになる。

その1つが、木材流通機構の改革で、天竜材の販売を確実なものとするため、山元製材6社と森林組合の共同出資による「ムツミ製材協同組合」を42年に設立している。43年には婦人の所得機会の創造のため、編物工場(32名勤務)をつくっている。ここで働く主婦は、農耕地もなく、主人は主としてプロの林業労働者であり、主婦が安定して働く職場をつくること、結局は林業労働力の確保対策となっている。46年には造林、素材生産以外に林道づくりのための土木作業班を編成した。46年にはまた新しい事業をはじめている。それは農家婦人と結びついた花木栽培で、仏壇や墓に供える常緑樹のシキミを、山に自生しているのを採ってきて、畑で育成栽培するもので、

順調に発展している。47年には主婦向けの内職（縫製）をはじめている。

林産物については、48年に除間伐材対策として小径木加工工場を設置し、一部製材品と杭木を生産し、51年には木材加工集販センターを発足させ、小角材の製材品生産を開始した。52年には大型協業センターを設け、小径木処理施設を完成している。

竜山森林組合の林業生産構造の立体化で注目すべきものは、“林業の垂直的組織化”として登場した住宅部門への進出である。このねらいは堰堤になる地場産業を創造することが第1だが、木材流通過程を簡略化し、木をつくっている森林組合が木材の最終製品である住宅をつくり、最終需要者には安い木材を、生産者には付加価値をというものであった。そのため、組合出資による「天竜材住宅販売会社」を昭和48年に設立している。いっさい外材を使わず、すべて天竜地域で生産される木材を使用した良質の住宅を安く供給するシステムをつくりあげたのだ。まさに、“苗木から住宅まで”という林業の垂直的組織化を、地域ぐるみやりとげたところに竜山村の山村づくりの特徴がある。4)

2. 山村社会形成の構図 —その2—

「明るい山村」＝近代的・人間的な社会づくりという側面では、山村社会構成単位である家族とその家族によって構成された地域社会に分けて整理する必要がある。

(1) 家族

すでに都市的生活様式がかなり一般化した山村で、第1表の構図で示したような「家族生活の近代化」というより、若者の離村により、高齢者家族がふえる最近の情勢では、むしろ「家族生活の安定化」というべきかも知れない。

ところで、山村の家族は、兼業化が進んだといっても、労働者家族—物理的にも経済的にも家庭から離れた職場において生産活動をおこない、家庭にあってはもっぱら消費活動をする家族とは異なっている。一般に山村の家族は小規模とはいえ農林業生産をおこなっている場合は、単に消費活動の単位であるばかりでなく、生産活動の単位でもある。したがって、家族構成員数は直接に労働力の多少として農林業経営の在り方に影響してくる。

兼業家族にあっては、もし世帯主が兼業に従事している場合、農作業はもちろん家事作業、部落集会にも主婦が出席するなど主婦の役割が増大している。また主婦も兼業に従事している場合は、兼業労働に加えて家事作業、農作業も主婦の役割となり、ここでも主婦のオーバーワークがみられることに注意しなければならない。

山村の家族は、一般に直系家族の形態を基本としている。もちろん直系家族はその家族周期の1つの階梯として夫婦家族の形態をとる時期があるから、夫婦家族の形態もある。しかし、最近の問題は、過疎地域にあっては山村の零細な農林業規模という制約もあって後継者が他出し、高齢者夫婦世帯なり高齢者単身家族が出現していることである。

かつて私は、岩手県住田町の公有林調査にいった際、いわゆる住田方式という農業経営により、商品生産農業に成功し、若者のUターンがみられるようになり、一般の農家でも、父親が農業からリタイアするとき、他出していた後継者が家に帰るといった伝統的パターンが復活し、村が活気を取り戻している現実をみたが、直系家族の循環がスムーズになされることが望ましい。

家族をめぐる問題の1つは、山林資産（家産）を所有することからくる家の生活問題である。一般に直系家族のもとで家産を所有する場合、「家」的特質を残存させる傾向をもつ。いま「家」を「家産に基づき家業を営み、家計を共にし、家の先祖を祀り、家政の単位となる集団」⁵⁾と規定し、「家意識」を「家生活における最高の目標は、家の系譜の永続的繁栄である。家長をはじめ家の成員は、個人の幸福、親子、夫婦の関係さえも、この家の目標と相容れないときは犠牲にされる。このように家の目標をすべてに優先させる意識、つまり家意識が家成員に共通に形成されていて彼らの行為を強く規制する」⁶⁾と理解すると、これがストレートな形で林家に残存しているとは思わないが、山村の林家のなかに、家族生活の日常的な運営まで、世代の継承、子孫の繁栄、そして家業や家産の確保といった論理が優先し、家族員の行動がそれに規制される例をみないわけではない。

世帯主夫婦と後継者夫婦が同居する直系家族の形態をとりながら、両者の間で、農林業生産の役割分担を決め、生産活動に従事し、漸次後継者に経営権を移行させる。直系家族内のこうした安定的な経営継承を実現するためには、家族関係、家族生活の近代化が必要であるといえるのではないだろうか。

(2) 地域社会

地域社会の形成は、周知のように物的な生活環境づくりというフィジカルな側面と、連帯感・共同意識といったメタフィジカルな側面の2つがある。

生活環境づくりでは、林業集落基盤総合整備事業のメニューとしてあげられている集落道、林業集落センター、公民館などコミュニティ施設をはじめ、給排水施設はもとより、さらに教育施設、医療施設など山村住民の生活に必須な諸施設をつくることである。

たとえば農林業センサス（1980年）の集落調査によると、農家に水道が普及している農

業集落は73.1%であり、また農家の生活廃棄物の処理方法をみると、し尿処理はほとんどの農業集落が「くみ取り」であるが、このうち「自家処理」によるものが45.4%を占めている。ゴミの処理は「公共機関によるものが58.5%、「自家処理」によるものが40.3%あり、また、家庭雑排水の処理は「農業用排水路に流す」ものが36.5%で最も多く、そのほか「集落内排水溝」によるものが25.4%、「河川」に流す」ものが16.3%となっている。

農業集落の多くの人々が利用している医療施設は、「個人病院」が62.9%で最も多い。また医療施設までの道路距離についてみると、「4km未満」の農業集落が55.5%を占めているが、「10km以上」の農業集落も11.3%みられる。

この医療については鮮烈な体験がある。昭和52年に徳島県木頭村の調査にいったときのことであるが、当時村営の診療所には徳島大学医学部から臨時の医者が出張してきていた。村民の安全のため常住の医者を確保しようとしたが見つからず、結局、助役が台湾に医者を探しに出かけることになったと聞いた。県内に大学の医学部がありながら、県内の地方自治体のなかに医者がない自治体があることも事実である。木頭村では将来は自治医大の卒業生に希望を託しているということだったが、医療の市場メカニズムによって疎外されている山村に、医療施設を政策的につくることは重要な課題となっている。

もちろん、モータリゼーションがすすんだ現代では、近接都市との相互連関のなかで医療施設がつくらなければならないことはいうまでもない。

さて、次に地域社会形成のメタフィジカルな側面であるが、これは村づくりをどうすすめるか、地域社会形成の方法とかかわってくる。コミュニティ論の系譜で、アメリカでおこなわれたコミュニティ・オーガニゼーションやコミュニティ・ディベロップメントが注目されたのは、住民の生活欲求をひきだし、コミュニティの資源とバランスをもってむすびつけることを目的として、そのために住民自身を主体的に行動させる技術的な方法論としてであった。

「林業村落振興緊急対策事業」の推進事業は「林業者をはじめ地域ぐるみの住民の交流を促進することにより、地域林業の担い手の健全な育成、地域住民の連帯感の醸成及び地域コミュニティ機能の強化を図り、地域の林業構造の改善の推進に資するためにおこなう事業」として村づくり構想の策定事業と林業村落推進活動事業があげられている。ここでは、地域形成の上で社会的に重視すべき点が明瞭に示されている。本研究の昨年度の中間報告（『むら機能と林業』）の中で、柳次郎氏が「「ムラ」の合意形成過程とリーダー機能」をとりあげ、小菅久氏が公民館活動の分析をしているのも、同じ文脈からであろう。この意味では、むらづくりの方法は、計画主体として農林当局をおき、山村住民は単に受益者とする立場は否定され、住

民の主体的参加を前提としたものであるべきという考え方が一般化したといえる。

現実のむらづくりでも、住民の主体的参加が重要であることが示されている。たとえばしいたけ生産で有名な宮崎県諸塚村では、公民館活動が村づくりの推進力となったものとして注目されている。公民館である以上社会教育を目的として生れたものであるが、独自の組織体制をもち、村の社会教育、生活活動はもちろんだが、生産活動の面でも重要な役割を果たしている。各集落にある地区公民館とその下部組織である実行組合が活動の主体となり、村民の合意形成の上でも、また生産活動の上でも拠点となっている。⁷⁾

福島県霊山町の「集落営農団地造成」を軸としたむらづくりでは、集落懇談会を開催して「話し合い」をすすめたり、「営農志向」調査を実施したり、「研修会」を開いて、むらづくりをすすめたが、集落内の世帯主だけでなく、青年、婦人、老人まですべてを参加させる方式をとっている。そのために各集落の伝統的な祭りやとくに演ずる者がなくなっていた芸能の復活をすすめて住民の結集をはかり、あるいは祭り以外の日における集落住民の日常的な結集のためには、早起きソフトボールや薄暮バレーボールの奨励もおこなわれ、ここに集った老若男女のところで、むらづくりがわかりやすいことばで話題にされたという。この積重ねのうえで、「むらの土地はむらで利用する」という原則に立って農地の有効的な利用を実現する「農地管理制度」を発足させている。⁸⁾

しかし、現実の合意形成は決して容易なものではない。山村社会においても階層分解がすすみ、住民が生活においても、価値観においても多様化した現代において、山村住民の要求も多様であり、地域住民の合意にもとづいた「地域意志」をつくることはむずかしい。また林業では、「自然村」としての歴史的沿革をもつ集落だけで完結しないことがある。紙野部長が「林業集落圏の構想は、当初から圏域として確保できるプロスペクティブ（前望的）な地域設定を必要とする」⁹⁾と指摘しているように、他集落との、あるいは旧町村にとどまらず他町村との調整を必要とすることもあることを認識しておく必要がある。

合意形成との関連で、注目しなければならないのはリーダーシップである。すでに事例としてあげた熊本県球磨村の大岩氏、静岡県竜山村の青山氏らの、すぐれたリーダーシップなしには両村の今日のむらづくりの成果は考えられない。青山氏自身は山村のリーダーについて、山村住民の「知恵の開拓、山村に秘められた未開の可能性を引き出し、衆智をまとめ実践へ誘導する役割を果たす」人で、「部落や山村社会における自己の立場をよく認識して、この山村を担っていくのは自分なんだ、山村の将来は自分の行動にかかっているのだという自負、誇り、責任感を持って、自ら山村にしっかりと腰を落ち付けなければならない」¹⁰⁾と述べている。森巖夫

氏は地域リーダーに共通する特徴として①自らの山村・林業に対して確固たる信念なりプライドを抱いている。②豊かなアイデアの持主が多い。③旺盛な行動力。④強い個性をあげているが、¹¹⁾地域性にねざした独創的、個性的な発展はこうした地域リーダーにすすめられていることは、私の山村調査体験からも同意できる。住民運動による町づくりとして先駆的な実績を残した神戸市丸山地区の住民が、「町づくりは人づくり」をスローガンにしていたことは有名だが、山村づくりもまさに人づくりなのである。

3. むすび

周知のように、わが国の村落研究は、共同体論で展開してきた。そこでは大塚史学の影響もあって、村落共同体としての「むら」は近代化の過程で解体すべきものと捉えられてきた。農村の封建遺制が問われていた日本社会の状況では、そうした視角は社会科学的意義を有していたと思う。高度経済成長下の重化学工業の驚異的な発展の過程では、“村の解体”が共通課題として設定され、村の変貌が追求されてきた。そこでも、農民層分解にともなう村落共同体の解体が基本的視角であった。

もちろんこうした農村研究の視角と異なり、村落のもつ機能に着目し、現代における村落の役割を評価する〈村落領域論〉¹²⁾や〈習俗社会論〉¹³⁾があった。

守田志郎『村落組織と農協』（昭和42年）、堀越久甫「「むら」の再評価」（昭和44年）によってむら論が提起されて「むら」が着目されてくる。

社会的には、昭和48年のオイル・ショック以降の高度経済成長の挫折、それは資源上の制約から低成長に転換を余儀なくされただけでなく、重化学工業の発展は公害4大裁判に代表されるような環境破壊をもたらし、生存すらも否定する生態系の危機が叫ばれ、軌道修正を迫っていた。こうしたなかで、“地域主義”が抬頭するとともに、“むら＝共同体論”が心情的いらいをもつて登場してきた。

しかし「むら」を公式にすえたのはなんといっても農業政策であった。自立農家育成という構造政策の挫折から、農業生産の中核的担手の育成確保政策に転換し、「農用地利用増進事業」（1975年）が打ち出されてくる。そこでは、集落、大字等一定の地縁的なまとまりをもった地域内において、集落機能の活用を通じて、関係農業者の合意を形成し、作付地の集団化や農作業の効率化、さらには農用地の利用関係の改善をすすめるというものだった。さらに「地域農政特別対策事業」（昭和52年発足）、「新農業構造改善事業」（昭和53年発足）で、地域主義が定着するなかで、構造政策を集落に据えてきている。米の生産調整に果した部落＝「むら」の役割は大きなもの

のがあったことも、むらを重視する根拠となっている。つまり、米の生産調整にしろ、転作にしろ、農業労働生産性を確保するうえでも、集団的土地利用が必要となり、このため「むら」が再確認されてきた。

しかし、「むら」を農業政策の手段として評価するにとどめてよいのだろうか。また共同体への回帰という情念的なシンボルにとどめてよいのだろうか。

私は「むら」が現代的意義をもつのは、自活体としての山村形成の拠点という点であると思う。佐藤正氏は「農村自活の確立には、労働者や農民の階級的運動の成長に加えて、協同組合運動を成長させ、それを“むら”づくりの主体とし、同時に基本的人権の実現する地方自治の一つの砦に变革することが求められている」¹⁴⁾と述べている。そこでの主体は農民である。

山村づくりにおいても、住民が自ら山村の将来の方向を認識し、いかにとりくんでいくかが重要である。行政と専門家集団は、山村住民の意向を実現するために協力するという立場が明確にされなければならない。だが「吉里吉里国」でない、市場経済原理が強力に作用するわが国で、山村住民の主体的再編は容易なものではないことはいうまでもない。

（注）

- 1) 紙野伸二「集落林政の提起」『むら機能と林業—「特別研究農・山村社会における農林業生産と生活の組織化方式の確立に関する研究」中間報告、昭和56年、林業試験場経営部、31頁
- 2) 青木志郎「農村計画の諸問題」『研究通信』124号、村落社会研究会、昭和56年
- 3) 大岩誠『山村振興に燃えて』清文社
- 4) 青山宏『ある山村の革命—竜山村森林組合の記録—』、清文社、昭和54年
- 5) 6) 浜島朗他『社会学小辞典』有斐閣、昭和52年
- 7) 宮崎県『諸塚村における山村振興』昭和55年
- 8) 岩本由輝「福島県霊山町における農用地利用増進事業の実態について」『研究通信』125号、村落社会研究会、昭和56年
- 9) 紙野伸二、前掲論文、29頁
- 10) 青山宏、前掲書、176～177頁
- 11) 森巖夫「山村・林業発展の“担い手”像」青山宏、前掲書所収。
- 12) 川本彰「村落の領域」村落社会研究会編『村落社会研究第8集』、塙書房、昭和47年
- 13) 東畑精一・神谷慶治編『現代日本の農業と農民』岩波書店、昭和39年

14) 佐藤正「農村自治—構造と論理—岩手県紫波町志利地区の現状分析から—」『研究通信』

121号, 村落社会研究会, 昭和55年。